

那須平成の森運営管理業務
民間競争入札実施要項

平成 2 9 年 1 月

環境省 関東地方環境事務所

那須平成の森運営管理業務

民間競争入札実施要項

I. 趣旨	…1
II. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	…2
III. 業務の実施期間	…12
IV. 入札参加資格に関する事項	…13
V. 入札に参加する者の募集に関する事項	…14
VI. 業務を実施する者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	…17
VII. 業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	…24
VIII. 業務実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項	…25
IX. 業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり報告すべき事項	…26
X. 民間事業者が本業務の実施に当たり負うべき責任に関する事項	…30
XI. 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	…31
XII. その他実施に関し必要な事項	…32

別添図1 那須平成の森平面図等

別添図2 那須高原ビジターセンター平面図等

別紙1-1 那須平成の森運営管理業務仕様書（業務の詳細 案）

別紙2-1 那須高原ビジターセンター管理運営業務仕様書（業務の詳細 案）

別紙1-2 民間事業者が使用可能な備品（那須平成の森）

別紙2-2 民間事業者が使用可能な備品（那須高原ビジターセンター）

別表1 那須平成の森清掃等箇所

別表2 那須高原ビジターセンター清掃等箇所

別添1-1 那須平成の森開館日

別添1-2 那須高原ビジターセンター開館日

別添2 自然環境モニタリング計画

別添3 植生管理実施計画

別添4 那須平成の森の利用に関する手続きについて

別添5 那須高原ビジターセンター使用取扱要領

別添6 那須平成の森基金規約

- 別添 7 那須平成の森運営会規約
- 別添 8 那須平成の森連絡協議会規約
- 別添 9 那須平成の森運営会が発注する業務内容
- 別添 10 報告書等の仕様及び記載事項
- 別紙 3-1 那須平成の森来園者アンケート
- 別紙 3-2 那須平成の森ガイドウォークアンケート
- 別紙 3-3 那須高原ビジターセンター来園者アンケート
- 別紙 4 従来の実施状況に関する情報の開示

那須平成の森運営管理業務 提案書様式

- 様式 1 表紙
- 様式 2-1 業務に対する認識
- 様式 2-2 実施体制
- 様式 2-3 事故等への対応
- 様式 2-4 那須平成の森フィールドセンターの展示に関する提案
- 様式 2-5 自然教育プログラムに関する提案
- 様式 2-6 広報・普及啓発に関する提案
- 様式 2-7 業務の質の維持向上に関する提案
- 様式 2-8 組織の実績
- 様式 2-9 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況
- 様式 2-10 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況
- 様式 2-11 那須高原ビジターセンターの展示に関する提案
- 様式 2-12 地域との連携に関する提案

那須平成の森運営管理業務 民間競争入札実施要項

I. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前期を踏まえ、関東地方環境事務所長は公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された那須平成の森運営管理業務について（平成 28 年 6 月 29 日に実施した監理委員会において、新プロセスへの移行が了承されている）、公共サービス改革基本方針に従って本実施要項を定めるものとする。

Ⅱ. 実務の詳細な内容及びその当たり確保されるべき質に関する事項（法第 14 条第 2 項第 1 号）

1. 業務内容

当該業務は、「(1) 那須平成の森運営管理業務」及び「(2) 那須高原ビジターセンター管理運営業務」の 2 業務で構成される。以下に各業務の内容を述べる。

(1) 那須平成の森運営管理業務

1) 業務の目的

那須平成の森は、「豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうか」、との天皇陛下のお考えを踏まえ、那須御用邸用地の一部を宮内庁から環境省へ移管された場所である。

本業務は、那須平成の森を国民が自然に直接ふれあえる場として活用することを目的に、那須平成の森（那須平成の森フィールドセンターを含む。以下「那須平成の森」という。）の維持管理並びに運営業務を実施するものである。本業務を実施するにあたっては、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、これまでの構想や基本計画を踏まえて実施されてきた自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然とのふれあいの拠点施設として運営していくことが求められる。そのため、本業務では那須平成の森の各施設の維持管理、自然教育プログラムの実施などを一体的に行うことにより、充実した管理・運営を実施するものとする。

2) 対象施設の設置目的

○那須平成の森

那須平成の森は、豊かな自然を残し、また、那須御用邸用地という国民に高い知名度を持つ土地の一部が環境省に所管換えされ、国民が自然と直接ふれあうフィールドとして利用に供される意義を踏まえ、自然を体験し、自然に学び、自然と人間の共生のあり方を学ぶことができる場として、その持続的な利用を図るべく整備したものである。

また、自然とのふれあい推進のための指導者養成の全国的な拠点としての役割を果たすことを目標としている。

3) 対象施設の概要

○対象施設の諸元

対象施設の概要及び開館時間等については表 1－1 及び表 1－2 のとおりである。

表 1－1 対象施設

施設名	構造・面積等
○那須平成の森	【面積】 ・ふれあいの森（一般開放エリア） 90ha ・学びの森（自然教育プログラム専用エリア） 200ha

	※那須平成の森の全面積は 560ha であるが、本業務の対象は上記エリアのみ。 【施設】 ・フィールドセンター：1 棟（木造平屋建） 建築面積 686 m²、延床面積 606 m² ・木製デッキ：428 m² ・作業小屋：1 棟（木造平屋建） 建築面積 209 m²、延床面積 182.4 m² ・駐車場：乗用車 42 台（身障者用 2 台含む。As 舗装） 臨時駐車場 24 台（As 舗装） ・園路（車椅子対応）：延長 496m、幅員 2 m（土系舗装） ・遊歩道：延長約 13.1km（As 舗装、砂利舗装、ウッドチップ舗装など） ・四阿：3 棟（木造平屋建） 建築面積 11.34 m²、17.00 m²、19.83 m²（清森亭） ・学びの森トイレ：1 棟 建築面積 18.92 m²、延床面積 13.76 m² ・駒止の滝観瀑台 駐車場 42 台（身障者用 2 台含む。As 舗装） 園路 380m 【配置等】 別添図 1 「那須平成の森平面図等」参照
--	--

表 1－2 対象施設の開園時間

	4 月～1 1 月	1 2 月～3 月
那須平成の森	開園時間 9:00～17:00 休園日 5 月、8 月、10 月を 除く毎週水曜日 9 月に 2 日程度 (臨時休館日)	開園時間 9:30～16:30 休園日 毎週水曜日 2 月に 2 日程度 (臨時休館日)

注) 水曜日が祝日の場合は、翌日が休園日となる。ただし、4 月 29 日～5 月 5 日の期間及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日の期間は、これに関わらず開館日とする。

4) 対象業務の範囲と実施内容

本業務の範囲は、別添図1のとおり。

対象となる業務は、以下のとおりである。（業務の詳細は別紙1－1のとおり。）

なお、業務内容については、その業務の質を損なわない範囲で、提案書において創意工夫のうえ、より具体化して提案できるものとする。ただし、その場合には、本業務の目的及び対象施設の設置目的を十分理解することにより、国立公園の適切な利用を図るものであることが必須である。

① 那須平成の森維持管理業務

本業務は、那須平成の森フィールドセンターの設置目的に沿って、那須平成の森を保守管理するため、物品等の確保、那須平成の森フィールドセンター（作業小屋、付帯駐車場・園地等外構を含む。）の維持管理及び利用者に対する受付及び案内、那須平成の森フィールドセンターの展示の企画、立案及び実施、その他維持管理業務等を行うものである（詳細については仕様書に記載のとおり。）。

② 那須平成の森運営業務

本業務は、那須平成の森フィールドセンターの設置目的に沿って、那須平成の森において、自然教育プログラムを実施するほか、自然体験・自然環境学習に関する人材育成、地元との連携、広報及び普及啓発、その他必要な業務を行うものである（詳細については仕様書に記載のとおり。）。

(2) 那須高原ビジターセンター管理運営業務

1) 業務の目的

本業務は、平成20年度策定の「日光国立公園『那須の森（仮称）』保全整備構想」において、日光国立公園那須甲子地域の主要エリアのゲートとして、同地域の自然情報等についての情報提供、国立公園管理の中心拠点等として位置づけられている那須高原ビジターセンター（付帯駐車場、園地等外構含む。以下「ビジターセンター」という。）の管理運営を行うものである。

2) 対象施設の設置目的

○那須高原ビジターセンター

ビジターセンターは、那須甲子地域の公園利用者を対象とし、日光国立公園那須甲子地域の豊かな自然や歴史文化に関する情報提供や解説を提供する拠点として、また自然とふれあう拠点施設として整備したものである。

3) 対象施設の概要

○対象施設の諸元

対象施設の概要及び開館時間等については表 2－1 及び表 2－2 のとおりである。

表 2－1 対象施設

施設名	構造・面積等
○那須高原ビジターセンター	敷地面積 16,196.06 m ² 構 造 木造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 2 階建 建築面積 1,403.22 m ² 延床面積 1,355.92 m ² (うち、自然保護官事務所 (2 階) 60 m ² を除く) その他の施設 ・ 駐車場：乗用車 79 台 (身障者用 2 台含む。As 舗装) 大型車両用 5 台 (As 舗装) 臨時駐車場 56 台 (未舗装) ・ 園 路：延長 314m (As 舗装) ・ 四 阿：1 棟 (木造平屋建) 建築面積 20.25 m ² 配置等 別添図 2 「那須高原ビジターセンター位置図等」 参照

表 2－2 対象施設の開園時間等

	4 月～1 1 月	1 2 月～3 月
那須高原ビジターセンター	開園時間 8:30～17:30 休園日 5 月、8 月、10 月を 除く毎週水曜日 9 月に 2 日程度 (臨時休館日)	開園時間 9:00～16:30 休園日 毎週水曜日 1 月に 2 日程度 (臨時休館日)

注) 水曜日が祝日の場合は、翌日が休園日となる。ただし、4 月 29 日～5 月 5 日の期間及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日の期間は、これに関わらず開館日とする。

4) 対象業務の範囲と実施内容

本業務の範囲は別添図2のとおり。

ビジターセンターの設置目的に沿って、物品等の確保、ビジターセンターの維持管理及び利用者に対する受付及び案内、ビジターセンターの展示の企画、立案及び実施、その他維持管理業務等を行うものである。(業務の詳細は別紙2-1のとおり。)

なお、業務内容については、その業務の質を損なわない範囲で、提案書において創意工夫のうえ、より具体化して提案できるものとする。ただし、その場合には、本業務の目的及び対象施設の設置目的を十分理解することにより、国立公園の適切な利用を図るものであることが必須である。

2. 全般事項

各業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。

(1) 入札参加グループの管理について

本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、本業務を包括的に管理すること。

(2) 発注者との連携について

代表企業及びグループ企業は、定期的に環境省関東地方環境事務所(以下「地方事務所」という。)と連携を図り、円滑な業務実施を行うこと。

(3) 統括管理責任者

- 1) 民間事業者は、それぞれ統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。
なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。
- 2) 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、地方事務所へ報告すること。
- 3) 地方事務所からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じ実行すること。
- 4) 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告すること。

(4) 副統括管理責任者

- 1) 統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。
- 2) 副統括管理責任者は統括管理責任者を選出した事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。
- 3) 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の場合は、これに代わる。

3. 業務実施に当たり確保されるべき質

本業務は、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターを適切に維持管理するとともに、これまでの構想や基本計画を踏まえ、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然とのふれあいの拠点施設として運営していくことが求められる。

このため、本業務の実施に当たり、確保されるべき質は以下のとおりとする。

(1) 那須平成の森運営管理業務

1) 那須平成の森維持管理業務

当該業務において、以下の質を確保すること。なお、②に示す来館者の満足度については、

4. (1) により把握するものとする。

- ① 那須平成の森維持管理業務を適正に行うため、別紙1-1に記載する業務を確実に実施すること。
- ② 那須平成の森または日光国立公園那須甲子地域の利用に必要な自然情報及び施設情報について、「目的を達成できなかった」等と考える来館者の割合がおおむね1割以下であること。ただし、国立公園の適正な利用において「不要」と関東地方環境事務所長（以下「地方事務所長」という）が判断する情報（特定の業種、団体、企業等を宣伝する等の本業務の目的に記載のないような情報）は除く。

2) 那須平成の森運営業務

当該業務において、以下の質を確保すること。なお、②に示す自然教育プログラム参加者の満足度については、4. (2) により把握するものとする。

- ① 那須平成の森運営業務を適正に行うため、別紙1-1に記載する業務を確実に実施すること。
- ② 那須平成の森の利用者の視点において、満足度の高い自然教育プログラムを提供すること。自然教育プログラムについて「悪い」「わかりにくい」等と考える参加者の割合がおおむね1割以下であること。

(2) 那須高原ビジターセンター管理運営業務

当該業務は、平成20年度策定の「日光国立公園『那須の森（仮称）』保全整備構想」において、日光国立公園那須甲子地域の主要エリアのゲートとして、同地域の自然情報等についての情報提供、国立公園管理の中心拠点等として位置づけられている那須高原ビジターセンター（附帯駐車場、園地等外構含む。以下「ビジターセンター」という。）の管理運営を行うもので当該業務において、以下の質を確保すること。なお、②に示す来館者の満足度については、4. (1) により把握するものとする。

- ① 那須高原ビジターセンター管理運営業務を適正に行うため、別紙2-1に記載する業務を確実に実施すること。

- ② 那須平成の森または日光国立公園那須甲子地域の利用に必要な自然情報及び施設情報について、「目的を達成できなかった」等と考える来館者の割合がおおむね1割以下であること。ただし、国立公園の適正な利用において「不要」と関東地方環境事務所長（以下「地方事務所長」という）が判断する情報（特定の業種、団体、企業等を宣伝する等の本業務の目的に記載のないような情報）は除く。

4. モニタリング方法

地方事務所は、業務の実施にあたり確保されるべき質の確保状況について、IX. 1. (2) の業務報告書（業務日誌）及び別紙1 3. (4). 6). ①に記載する連絡調整の場において、毎日及び毎月確認する。

なお、アンケートについては、以下を実施すべき最低限の内容として行い、アンケート調査の結果及び業務の実施結果を踏まえ、民間事業者自ら、業務の質の確保・向上に向け、以後の業務実施に反映させる取組を行うこととする。（アンケート調査用紙については別紙3-1、3-2、3-3参照）

(1) 那須平成の森等来館者アンケート

那須平成の森フィールドセンター（別紙3-1、別紙3-2）及び那須高原ビジターセンター（別紙3-3）の来館者に対してアンケート調査を行う。

1) アンケート用紙を那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの出入口及び休憩場所に開館時は常時設置し、利用者が自由に持ち帰り又はその場で記入できるようにする。また、必要に応じ、利用者に対しアンケート調査を求めるものとする。

2) アンケート用紙の回収箱を1)と同じ場所、またはその付近に常時設置し、アンケート用紙の回収を行う。アンケートの回収目標は、毎月150件（内訳：那須平成の森フィールドセンター100件、ビジターセンター50件）とする。

3) アンケートは、以下の事項について質問を行うこと。また、そのうち、少なくともii)『フィールドセンター（／那須高原ビジターセンター）の目的の達成度』についての設問は、5段階評価とすること。5段階評価のうち、下位2ランクだと回答した来館者を、3. (1). 1). ②及び3. (2). ②に規定する『「達成できなかった」等と考える来館者』とする。

i) 那須平成の森フィールドセンター（／那須高原ビジターセンター）について、職員の対応、館内の清掃状況における満足度

ii) 那須平成の森（／那須高原ビジターセンター）への来園目的及びフィールドセンター（／那須高原ビジターセンター）から発信する情報についての満足度及び提供情報に対する意見・要望

4) 回収したアンケート用紙について、1ヶ月単位で集計し結果を整理し、環境省那

須自然保護官事務所との連絡会議において共有すること。

- 5) アンケート調査について、民間事業者は恣意的な処理を行わないようにし、全てを四半期報告書及び年間総括報告書に記載すること。

(2) 自然教育プログラム参加者アンケート

自然教育プログラム参加者に対してアンケート（別紙3-2）調査を行う。

- 1) 自然教育プログラム終了後、アンケート用紙をプログラム参加者に配布し、その場で記入できるようにする。
- 2) アンケートは、那須平成の森で提供しているプログラムに関し、以下の事項について質問を行うこと。そのうち、満足度及び解説のわかりやすさについての設問は、7段階評価とすること。7段階評価のうち、下位2ランクだと回答した来館者を、3.
(1). 2). ②に規定する『悪い』『わかりにくい』等と考える参加者」とする。
 - i) 満足度
 - ii) 解説のわかりやすさ
 - iii) その他、プログラム内容に対する意見・要望
- 3) 回収したアンケート用紙について、1ヶ月単位で集計し結果を整理し、環境省那須自然保護官事務所との連絡会議において共有すること。
- 4) アンケート調査について、民間事業者は恣意的な処理を行わないようにし、全てを四半期報告書及び年間総括報告書に記載すること。

5. 請負費の支払い方法

地方事務所は民間事業者から、前記1.(1). 4) 及び1.(2). 4) に示す業務の実施状況を、IX. 1.(2) に示す各種報告書により報告を受け、適正な業務の実施がなされていることを確認し、請負費を支払うことを原則とする。

請負費の支払いに当たっては、精算を含め、年間4回を限度とした支払いを行うこととし、その支払いを受ける際には、地方事務所との間であらかじめ定める書面により地方事務所の確認を受ける必要がある。また、地方事務所は、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

なお、民間事業者の責によらない事情がある場合を除き、前記4. モニタリング方法に掲げる「確保されるべき質」の確保が著しく図られない月が連続して複数月にわたり、適正な業務の実施がなされていないと認められる場合、改善計画（次項6. に規定）の提出及び実施が確認できない限り請負費の支払いは行わない。

6. 業務の改善計画の作成・提出等

民間事業者は、次の1) 又は2) の場合、速やかに業務の改善計画を作成、提出し、地方事務所の承認を得たうえで改善計画を実施するものとする。その際、民間事業者は、改善計画の作成、提出及び実施に当たり、地方事務所に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

なお、地方事務所は、民間事業者が改善策を講じても所要の水準が確保されない場合、3. に掲げる質の確保が図られない月が連続して複数月にわたる場合は、更なる改善計画の作成及び実施を民間事業者に求めるものとする。

- 1) 民間事業者が、前記4. に示すアンケート調査の結果及び業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合。
- 2) 地方事務所が、前記4. に示すアンケート調査の結果の確認、IX. 1. (2) の業務報告書の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合。

7. 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

業務実施に当たって必要となる消耗品については、民間事業者の負担とする。

(2) 光熱水費

業務実施に当たって発生する光熱水費等については、地方事務所の負担とする。

(3) 利用者負担プログラム等の収益

下記については環境省の承諾を得たうえで那須平成の森の運営の充実に充てることとする。

- 1) 利用者負担プログラム（別紙1 仕様書3. (4). 1)) で得た収益（実際に要した費用を下回った場合を除く）。
- 2) 物品の販売（別紙1 仕様書3. (4). 7). ①) で得た収益。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、地方事務所が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本件事業に類似又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設。
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）。
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）。

5) 民間事業者と地方事務所の責任分担（各業務共通）

民間事業者と地方事務所の責任分担については表3のとおりである。

表3 民間事業者と地方事務所の責任分担（各業務共通）

項 目	内 容	地方事務所	民間事業者
公園施設の維持管理	管理請負する業務に関する維持管理		○
	上記以外の場合	○	
物品の管理	地方事務所より提供のあった物品の管理	○	
施設・備品等の補修	民間事業者の責に帰すべき事由による場合 (民間事業者による管理が不適切であったために補修が必要となった場合等)		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時の対応	本実施要項に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
苦情・要望対応	本実施要項に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費等物価変動に伴う増		○
金利変動	金利変動に伴う経理の増		○
利用者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（利用者の怪我等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

Ⅲ. 業務の実施期間（法第 14 条第 2 項第 2 号）

各業務の実施期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

（前記に係る予算措置については、平成 29 年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 29 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

※当該部分は、公告時点で予算が成立していた場合は削除する予定。

IV. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- (1) 法第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、開札時まで、那須平成の森運営管理業務は、「A」、「B」又は「C」等級に格付け、那須高原ビジターセンター管理運営業務は「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を引き続き取得すること。
- (6) 入札参加グループでの入札について
 - 1) 単独で実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成すること。
 - 2) 入札参加グループの全てのグループ企業は上記（1）から（5）の全ての条件を満たすこと。下記3）については、当該業務を実施する者が満たしていること。
 - 3) 他の入札参加者又は、所属する入札参加グループ以外の入札参加グループの構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
ア. 親会社と子会社の関係にある場合
イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (7) 入札説明書の交付を受け、関東地方環境事務所（埼玉県さいたま市）で開催する入札説明会に参加した者であること。

V. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続き	スケジュール
入札公告	平成29年1月中旬頃
入札説明会	平成29年1月下旬頃
現場説明会	平成29年1月下旬頃
入札等に関する質疑応答	質疑：平成29年1月中～下旬頃 応答：平成29年1月下旬頃
提案書の提出期限	平成29年2月下旬頃
ヒアリング	平成29年2月下旬頃
入札書類の評価 開札・落札者等の決定	平成29年2月下旬頃
契約締結	平成29年3月上旬頃

2. 入札実施手続

（1）入札対象案件

- ・ 那須平成の森運営管理業務
- ・ 那須高原ビジターセンター管理運営業務

（2）提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件に係る各業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「提案書」という。）並びに、入札参加グループで参加する場合は「協定書」を提出すること。

なお、上記の入札金額には、各業務に要する一切の費用を含めた額とする。

なお、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

（3）提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、本実施要項VI. で示す総合評価を受けるために、各業務毎に次の事項を記載する。

1) 那須平成の森運営管理業務

- ① 表紙（様式1）
- ② 提案提案
 - i) 業務に対する認識（様式2-1）
 - ii) 実施体制（様式2-2）

- iii) 事故等への対応（様式2－3）
- iv) 那須平成の森フィールドセンターの展示に関する提案（様式2－4）
- v) 自然教育プログラムに関する提案（様式2－5）
- vi) 広報・普及啓発に関する提案（様式2－6）
- vii) 業務の質の維持向上に関する提案（様式2－7）
- viii) 組織の実績（様式2－8）
- ix) 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（様式2－9）
- x) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（様式2－10）

2) 那須高原ビジターセンター管理運営業務

- ① 表紙（様式1）
- ② 企画提案
 - i) 業務に対する認識（様式2－1）
 - ii) 実施体制（様式2－2）
 - iii) 事故等への対応（様式2－3）
 - iv) 那須高原ビジターセンターの展示に関する提案（様式2－11）
 - v) 広報・普及啓発に関する提案（様式2－6）
 - vi) 地域との連携に関する提案（様式2－12）
 - vii) 業務の質の維持向上に関する提案（様式2－7）
 - viii) 組織の実績（様式2－8）
 - ix) 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（様式2－9）
 - x) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（様式2－10）

(4) ヒアリングの実施

ヒアリングでは、提案書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であるか確認し、評価項目の得点に反映させる。

- 1) 実施場所：関東地方環境事務所日光自然環境事務所
- 2) 実施日時：別途連絡
- 3) 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

(5) 開札に当たっての留意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

VI. 業務を実施する者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

1. 落札者決定に当たっての評価項目の設定（項目ごとの評価基準については、表4-1-1、表4-1-2参照）

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。

（1）基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表4-1-1及び表4-1-2の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計25点）。

さらに、業務に対する認識及び実施体制に係る項目については、最低水準を超える部分についてその点数に応じ得点を与える（加算点計25点）

なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

（2）提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表4-1-1及び表4-1-2の提案項目について審査を行う（加算点計130点）。

本業務においては、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターを適切に維持管理するとともに、自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然とのふれあいの拠点施設として運営していくことが必要である。したがって、提案項目については、本業務において提供する利用者サービスの質等を確認することを目的としている。

なお、提案内容については、具体性、実現性があり、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターにおいて適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し、得点を与える。各加算点の数値は、利用者サービスの質の観点から重要度に応じて配点している。

表 4-1-1 那須平成の森運営管理業務に係る評価表及び得点配分表

項目	番号	項目	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
① 基本項目審査	1	業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで、本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	0/10	—	2-1
	2	実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。(共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/5	0-25	2-2
	3	事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	0/10	—	2-3
② 提案項目審査	4	那須平成の森フィールドセンターの展示に関する提案	展示企画に当たっての基本方針及び展示企画の例示は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	—	0-30	2-4
	5	自然教育プログラムに関する提案	自然教育プログラム実施に当たっての基本方針及びプログラム内容等に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	—	0-40	2-5
	6	広報・普及啓発に関する提案	那須平成の森等についての広報・普及啓発に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ効果的か。	—	0-15	2-6
	7	業務の質の維持向上に関する提案	本業務の質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらは実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性のある提案か。	—	0-25	2-7
	8	組織の実績	過去5年間に、類似業務（自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務又は野外における自然解説業務（単発の観察会等の開催は除く）を指す。以下同じ。）の実績があれば、その件名と概要を記載すること。	—	0-10	2-8
	9	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	—	0/5	2-9
	10	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	—	0/5	2-10
合計得点				25	155	

表 4-1-2 那須高原ビジターセンター管理運営業務に係る評価表及び得点配分表

項目	番号	項目	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
③ 基本項目審査	1	業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで、本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	0/10	—	2-1
	2	実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。(共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/5	0-25	2-2
	3	事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	0/10	—	2-3
④ 提案項目審査	4	那須高原ビジターセンターの展示に関する提案	展示企画に当たっての基本方針及び展示企画の例示は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	—	0-30	2-11
	5	広報・普及啓発に関する提案	那須高原ビジターセンターについての広報・普及啓発に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ効果的か。	—	0-15	2-6
	6	地域との連携に関する提案	管理運営上、地域と連携するにあたっての手法に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性のある提案か。	—	0-40	2-12
	7	業務の質の維持向上に関する提案	本業務の質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらは実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性のある提案か。	—	0-25	2-7
	8	組織の実績	過去5年間に、類似業務(自然環境関係施設(ビジターセンター等)の管理運営業務の実績があれば、その件名と概要を記載すること。	—	0-10	2-8
	9	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	—	0/5	2-9
	10	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	—	0/5	2-10
合計得点				25	155	

表 4－2 基礎点に関する評価基準

項目	評価項目	評価基準
業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	・業務を実施するための基本的な方針が仕様書と適合していること。 ・業務実施計画が具体的かつ実施可能であること。
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業または代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	・業務を実施するうえで必要最低限の体制が確保されていること。 ※少なくとも別紙 1 仕様書上、下記は必須であるので注意すること。 ・消防法の規定に基づく防火管理者を各 1 名以上配置すること (仕様書 3. (3). 2). ②) ・本業務に携わる者は消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。(仕様書 3. (5). 2). ⑤)
事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	・事故等が予見される場合、あるいは発生した場合に、ただちに対応を決定するプロセス及び緊急連絡体制がとられているか。

表 4－3 加算点に関する評価基準と採点

評価基準		採点
評価項目 2		
優	業務を実施するうえで十分な体制がとられており※、充実した管理運営が見込まれるほか、特に高く評価すべき点がある。 ※「業務を実施するうえで十分な体制」とは、少なくとも下記を全て満たす体制を指すものとする。（「良」においても同じ）。 ・団体客の突然の来訪や事故の発生、施設の緊急補修など、予定外の事態にも対応できる余裕のある人員体制であること。 ・類似業務の実務経験 10 年以上の者が 1 名以上、かつ 5 年以上の者が 2 名以上従事すること。	配点×1.0
良	業務を実施するうえで十分な体制がとられており、充実した管理運営が見込まれる。	配点×0.5
可	業務を実施するうえで必要最低限の体制がとられている。	配点×0.0
評価項目 4,5,6,7		
優	全体的に優れた提案となっている。または特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.0
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.5
可	特に評価すべき提案がみられない。	配点×0.0
評価項目 8		
本業務との類似性（博物展示施設及び野外フィールドの管理や野外での自然教育プログラム実施の有無等）に応じ、記載された類似業務 1 件につき、0～2 点を加点する。（最大 5 件まで評価）		
評価項目 9		
事業者の経営における事業所（本社等）において、環境マネジメントシステム認証取得が 1 つでもある。		配点×1.0
事業者の経営における事業所（本社等）において、環境マネジメントシステム認証取得がない。		配点×0.0
評価項目 10		
事業者の経営における事業所（本社等）において、組織のワークライフ・バランス等の推進に関する認定取得が 1 つでもある。		配点×1.0
事業社の経営における事業所（本社等）において、組織のワークライフ・バランス等の推進に関する認定取得がない。		配点×0.0

2. 落札者決定に当たっての評価方法

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、「価格」及び「提案書」をもって入札し、予決令第 98 条において準用する予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札したものうち、ヒアリングによる質疑応答の結果も確認し、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者予定者とする。ただし、落札者予定者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者予定者とすることができる。
- 2) 落札者予定者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者予定者を定める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札予定者を決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る VI. 1. により得られた技術点評価と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 技術評価点の算出方法

提案書の内容に応じ、VI. 1. の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点は 60 点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

なお、本業務における技術点（基礎点 25 点＋加算点 155 点）の満点は 180 点とする。

3) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点は 30 点とする。

(3) 留意事項

- 1) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- 2) 提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

3. 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事業がある場合には、入札対象事業を自ら実施することができる。この場合において、地方事務所はその理由を公表するとともに、官民競争入札等管理委員会に報告する。

Ⅶ. 業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第 14 条第 2 項第 6 号及び第 4 項）

従来の実施に関する情報は、別紙 4 のとおり。

VII. 業務実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

1. 施設

表1-1及び表2-1「対象施設」による。業務を行う範囲において無償貸与とする。

2. 備品

（1） 使用可能な備品

使用可能な備品は、別紙1-2、別紙2-2のとおり。業務を行う範囲において無償貸与とする。

（2） 民間事業者が備品を持ち込む場合

民間事業者が備品を持ち込む場合は、以下のとおりとする。

- 1) 地方事務所の事務・事業に支障を来さない範囲において、民間事業者は施設内に業務の実施に必要な機器・設備を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備等については適切な管理を行うこと。
- 2) 設備・機器等の持ち込みにあたり電気工事等の措置が必要な場合は、地方事務所の承認を得た上で、実施することができる。なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、地方事務所の承認を得なければならない。
- 3) 設備・機器等を持ち込む経費、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は民間事業者の負担とする。

Ⅷ. 業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり報告すべき事項（法第 14 条第 2 項第 9 号）

1. 報告等について

（１） 業務計画書の作成と提出

別紙 1－1 及び別紙 2－1 による。

（２） 業務報告書等の作成と提出

別紙 1－1 及び別紙 2－1 による。

2. 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

施設管理責任者 関東地方環境事務所国立公園課長

検査員 関東地方環境事務所日光自然環境事務所長

監督員 関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官

3. 地方事務所による調査の協力

地方事務所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする地方事務所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

4. 指示について

地方事務所は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

5. 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して地方事務所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した

場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

6. 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

- 1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ地方事務所の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、本施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 民間事業者は、本施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において定める自然教育プログラムの実施等を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない（自主事業として行う場合など、国から許可を受けたものを除く）。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の事実をもって第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、請負事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において必要な措置を講じなくてはならない。

- 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、地方事務所の承認を受けなければならない。

(10) 再請負の取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負してはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再請負を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再請負に関する事項（再請負先の住所・名称・再請負先に請負する業務の範囲、再請負を行うことの合理性及び必要性、再請負先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにした上で地方事務所の承認を受けなければならない。
- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再請負を行う場合には、再請負から必要な報告を徴収することができる。
- 5) 再請負先は民間事業者と同様の業務を負うものとする。

(11) 請負内容の変更

地方事務所及び民間事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得た上、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律21条に定める手続きを経なければならない。

(12) 設備更新等における民間事業者への措置

地方事務所は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- 1) 設備を更新、撤去又は新設するとき。
- 2) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき。
- 3) 入居官署の変動等により業務量の変動が生ずるとき。

(13) 契約解除

地方事務所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- 2) 法第10条の規定を準用し、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

- 7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(14) 契約解除時の取扱い

- 1) 前記(12)に該当し、契約を解除した場合には、地方事務所は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該業務を契約に基づき実施した期間に係る請負費を支弁する。
- 2) この場合、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として地方事務所の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 地方事務所は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 地方事務所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(15) 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

(16) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と地方事務所が協議するものとする。

(17) 業務の引継ぎ

- 1) 地方事務所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、引継ぎに必要な措置を講じる。民間事業者は、本業務の開始前に、現に業務を実施している民間事業者から、本業務の実施に必要な引継ぎ（管理帳簿及び貸与物品等の引継ぎその他特に引き継ぐべき事項）を受けなければならない。
- 2) また、本業務の終了に伴い、民間事業者が変更となる場合は、民間事業者は期間の終了前に、次期事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

X. 民間事業者が本業務の実施に当たり負うべき責任に関する事項（法第14条第2項第10号）

本業務を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

1. 地方事務所は国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について地方事務所の責めに帰すべき理由が存する場合、地方事務所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
2. 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償等を行った場合であって、当該損害の発生について地方事務所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は地方事務所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

XI. 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

1. 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成31年6月頃を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成31年3月31日時点における状況を調査するものとする。

2. 調査の方法

地方事務所は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

3. 調査項目

- （1）Ⅱ. 3. において業務の実施に当たり確保されるべき質として設定した項目
- （2）Ⅱ. 1. （1）. 4）及びⅡ. 1. （2）. 4）に示す実施方法に創意工夫による提案を反映し確定した業務の履行状況
- （3）Ⅱ. 6. （1）により、民間事業者が作成した業務改善策を反映した業務の履行状況

4. 実施状況等の提出

- （1）地方事務所長は、上記調査項目に関する内容を報告様式に従いとりまとめた本業務の実施状況等について、1の評価を行うために平成31年5月を目途に総務大臣へ提出するものとする。
なお、地方事務所長は、本業務の実施状況等の提出にあたり、地方事務所に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。
- （2）法第45条に基づき監理委員会から求められた場合には、本事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

XII. その他実施に関し必要な事項

1. 監理委員会への報告及び公表

地方事務所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

2. 地方事務所の監督体制

- (1) 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (2) 本業務の実施状況に係る監督は、IX. 2. により行うものとする。

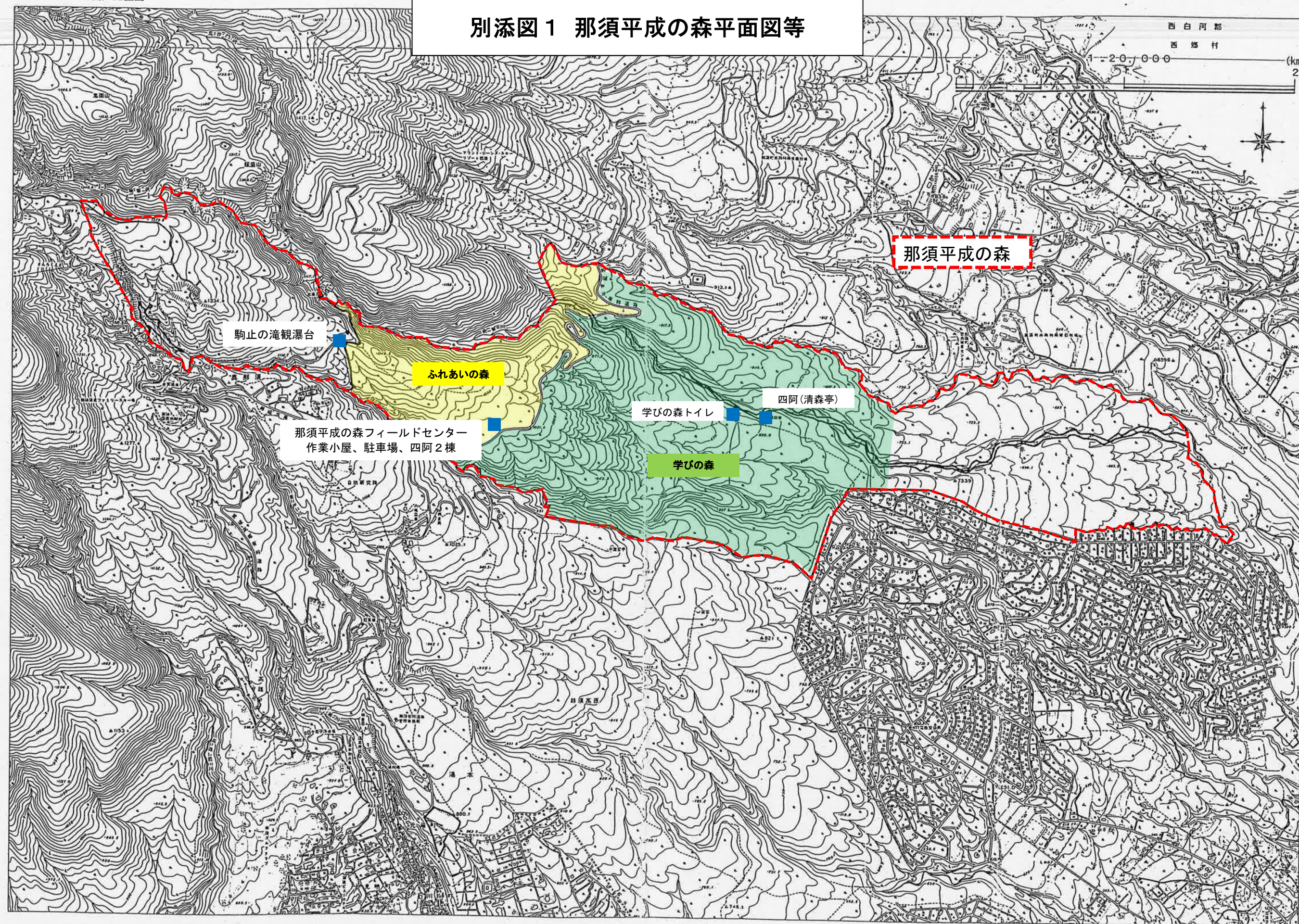
3. 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

(1) 民間事業者の責務等

本請負業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- (2) 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用したものは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。
- (3) 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- (4) 法第56条による規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又人に対して同条の刑が科される。
- (5) 会計検査について
民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条の規定により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は地方事務所を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別添図 1 那須平成の森平面図等



ふれあいの森内施設配置図

那須平成の森

ふれあいの森 散策マップ

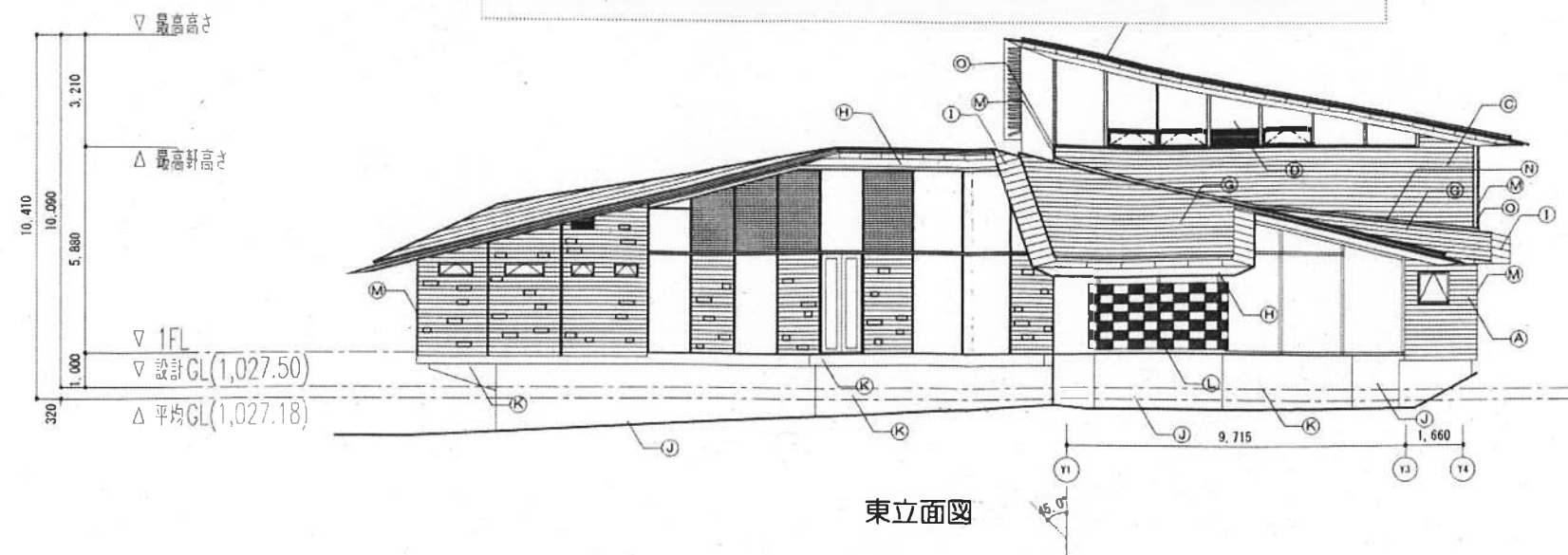
Forest Recreation Zone (Open to the Public)



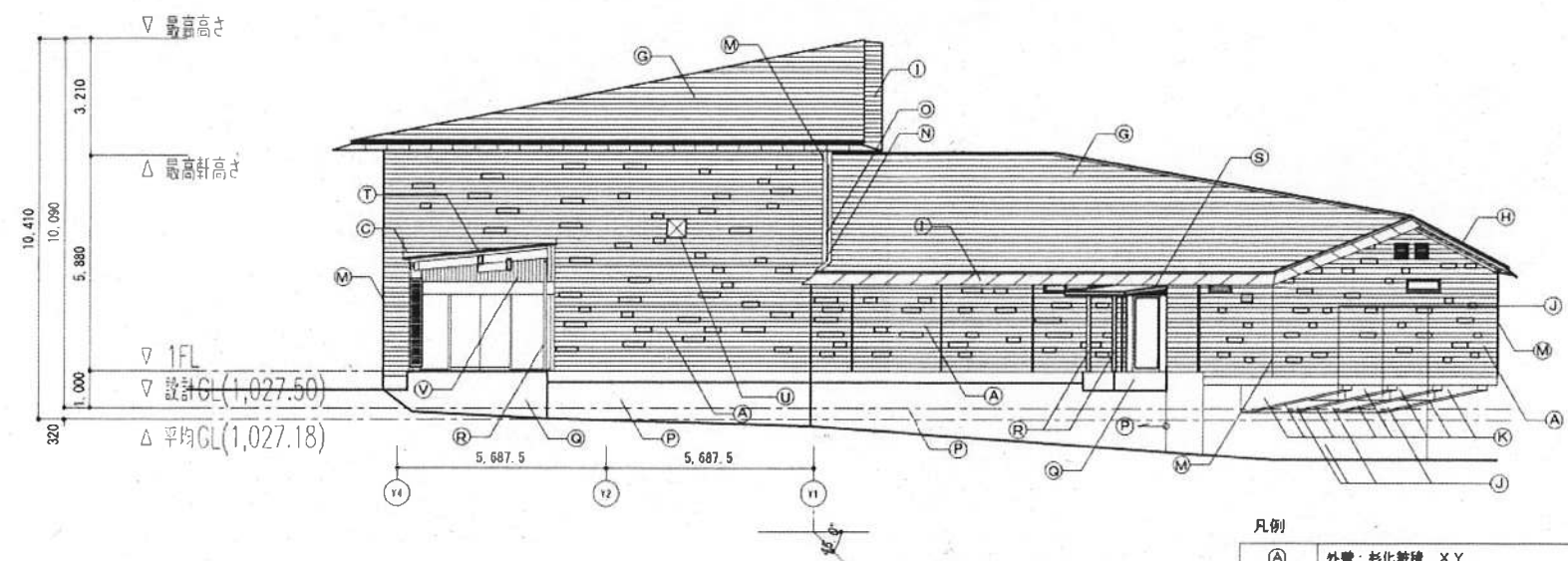
那須平成の森フィールドセンター
〒325-0302 栃木県那須郡那須町高久丙3254
TEL. 0287-74-6808 FAX. 0287-74-6809
ホームページ <http://www.nasuheiseinomori.go.jp>



那須平成の森フィールドセンター立面図



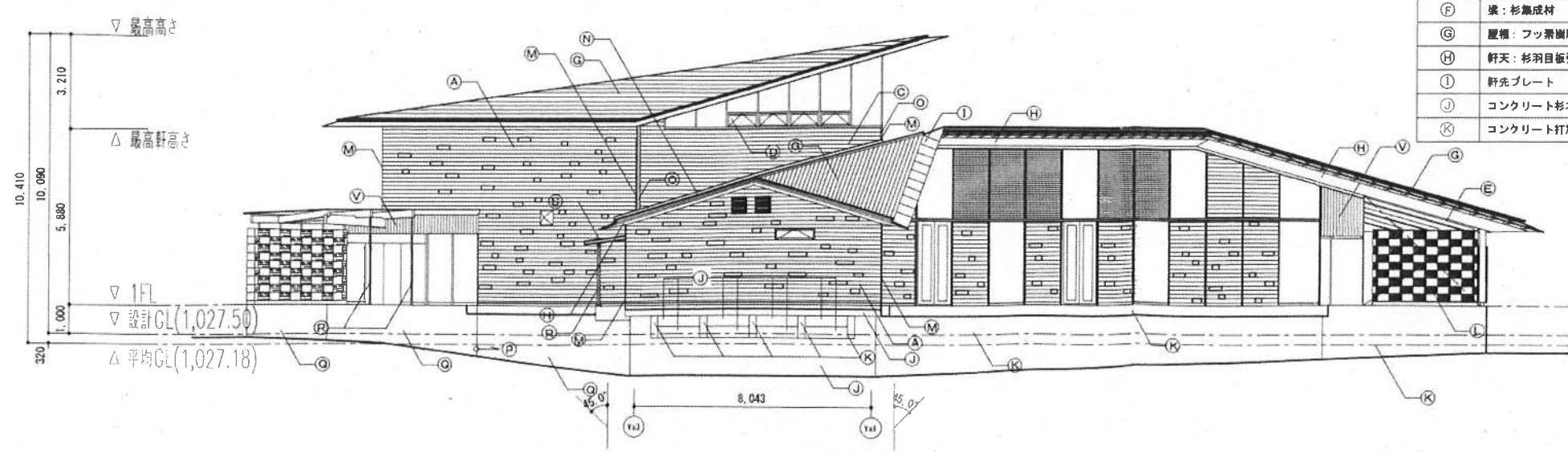
東立面図



西立面図-1

凡例

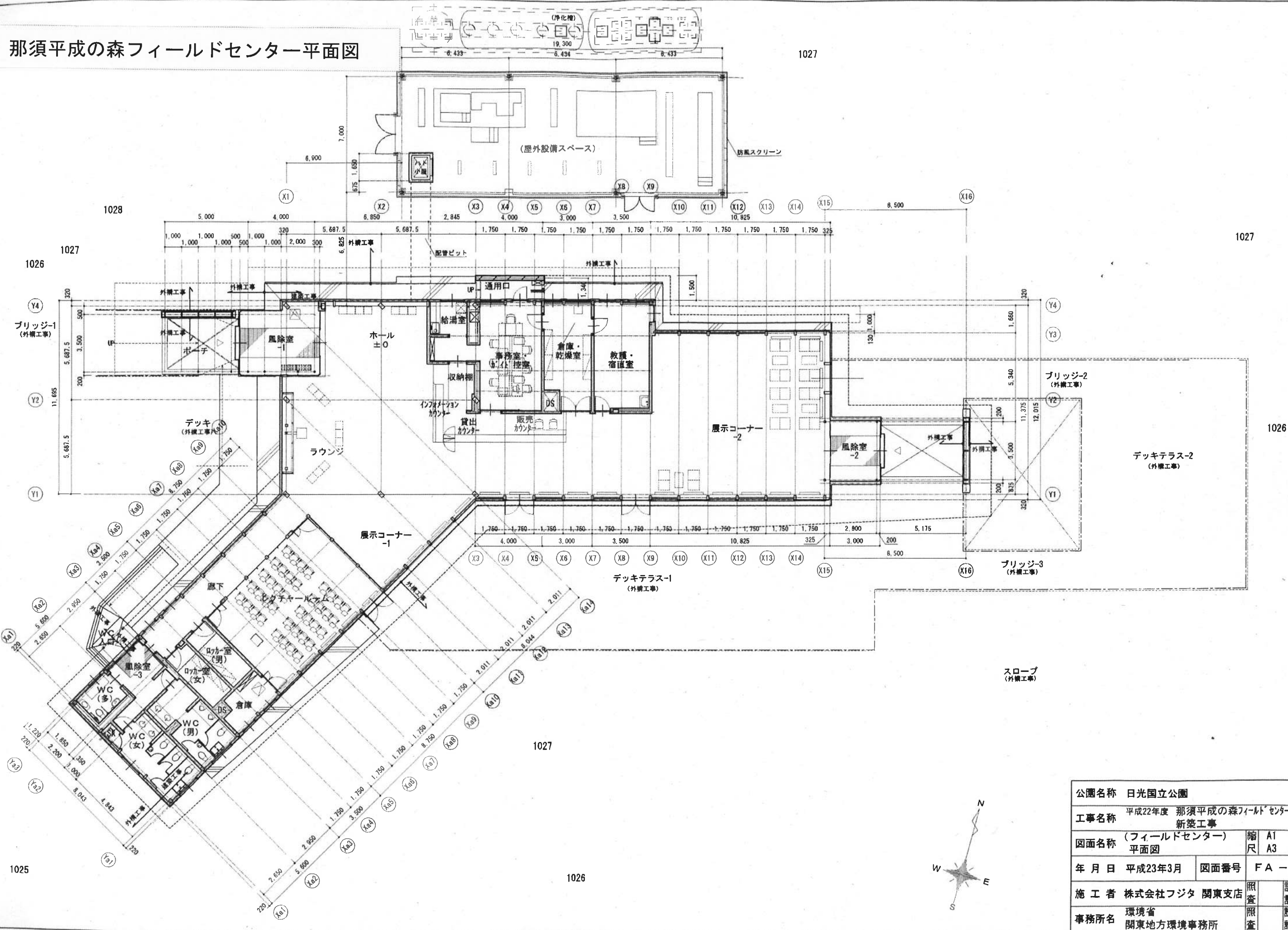
(A) 外壁：杉化粧板 XY	(L) 防風壁：芦野石
(B) ホルバー ア35 XY ステンレス防虫網付+アルミサッシ(引違窓)	(M) ステンレス FB-4×65 HL
(C) 外壁：杉横羽目板張 ア25(本実加工) XY	(N) 雨押え(屋根同材)
(D) 複層ガラス	(O) 外壁見切縁 杉 XY
(E) 柱：杉集成材 XY	(P) 塗布防水
(F) 梁：杉集成材 XY	(Q) コンクリート打放し
(G) 屋根：フッ素樹脂塗付ステンレス鋼板 平葺き	(R) スチール 溶融亜鉛メッキの上 2-U E
(H) 軒天：杉羽目板張 ア12(本実加工) (構造用合板 ア9 下地) XY	(S) アルミハニカム フッ素樹脂塗付塗装
(I) 軒先プレート	(T) 耐熱性鋼
(J) コンクリート杉本実型枠化粧打放しの上、RDC	(U) ベレットストープ給排水口カバー(耐熱性鋼)
(K) コンクリート打放しの上、RDC	(V) 外壁：杉横羽目板張 ア25(本実加工) XY



西立面図-2

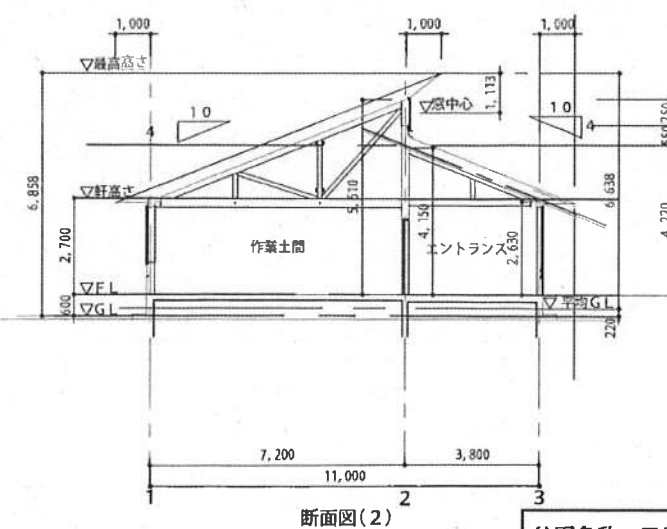
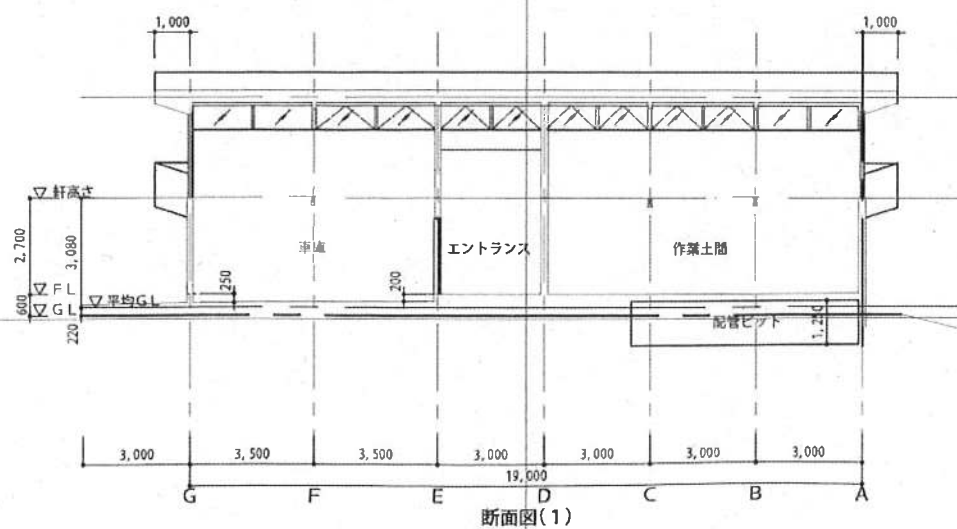
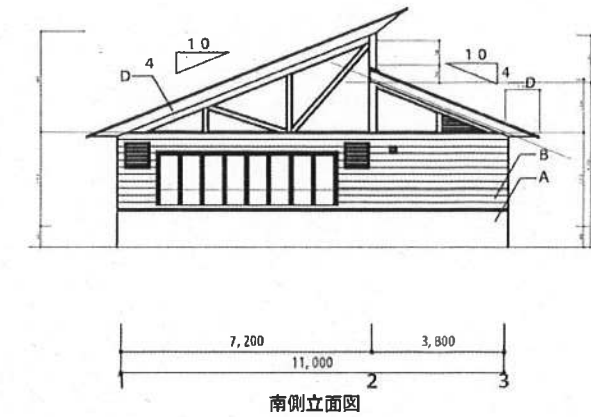
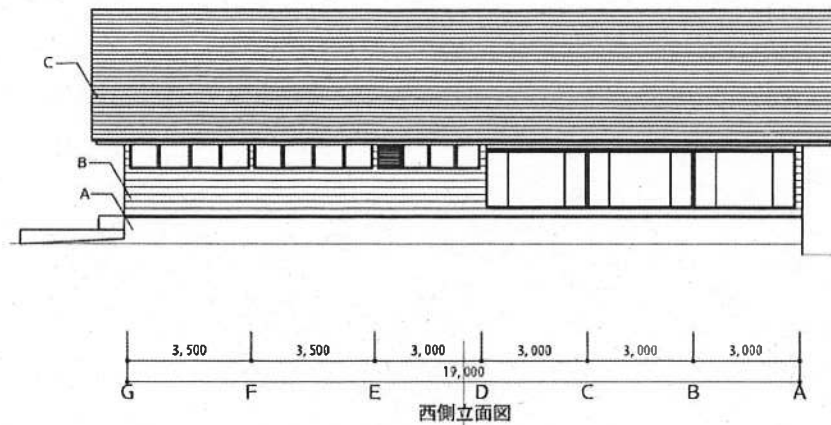
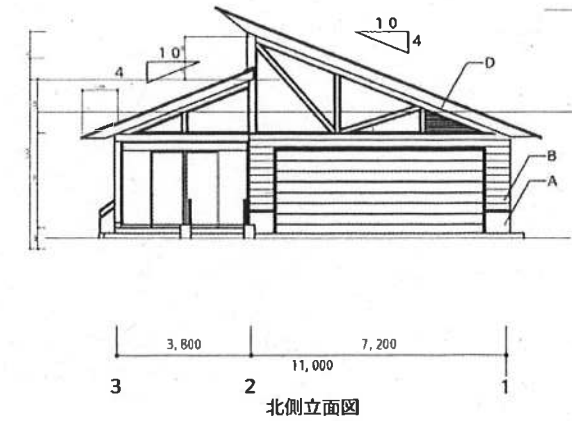
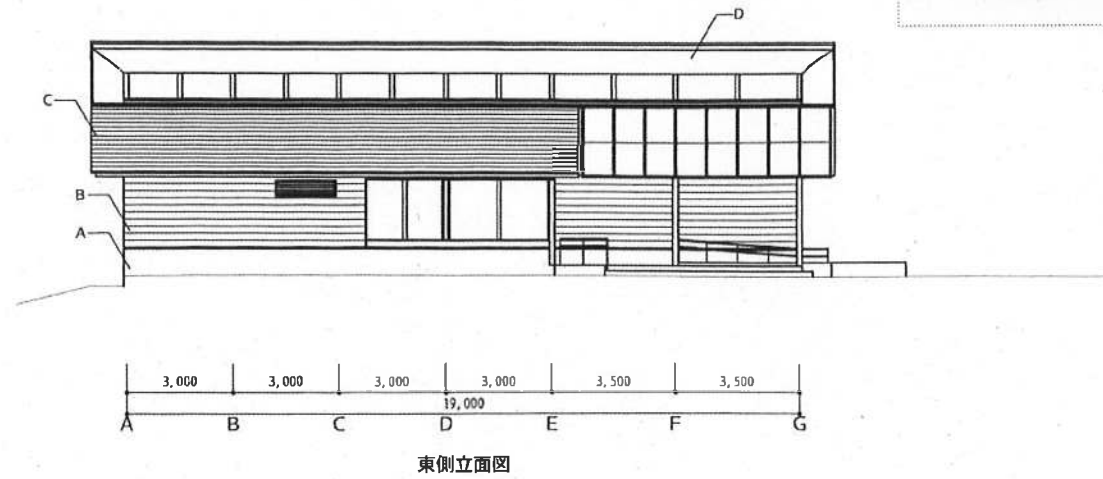
公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事		
図面名称	(フィールドセンター) 立面図(2)	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年 月 日	平成23年3月	図面番号	F A - 1 5
施 工 者	株式会社フジタ 関東支店	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

那須平成の森フィールドセンター平面図



公園名称	日光国立公園
工事名称	平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事
図面名称	(フィールドセンター) 平面図
年月日	平成23年3月
図面番号	F A - 1 2
施工者	株式会社フジタ 関東支店
事務所名	環境省 関東地方環境事務所
縮尺	A1 1:100 A3 1:200
照査	設計 設計

作業小屋立面図

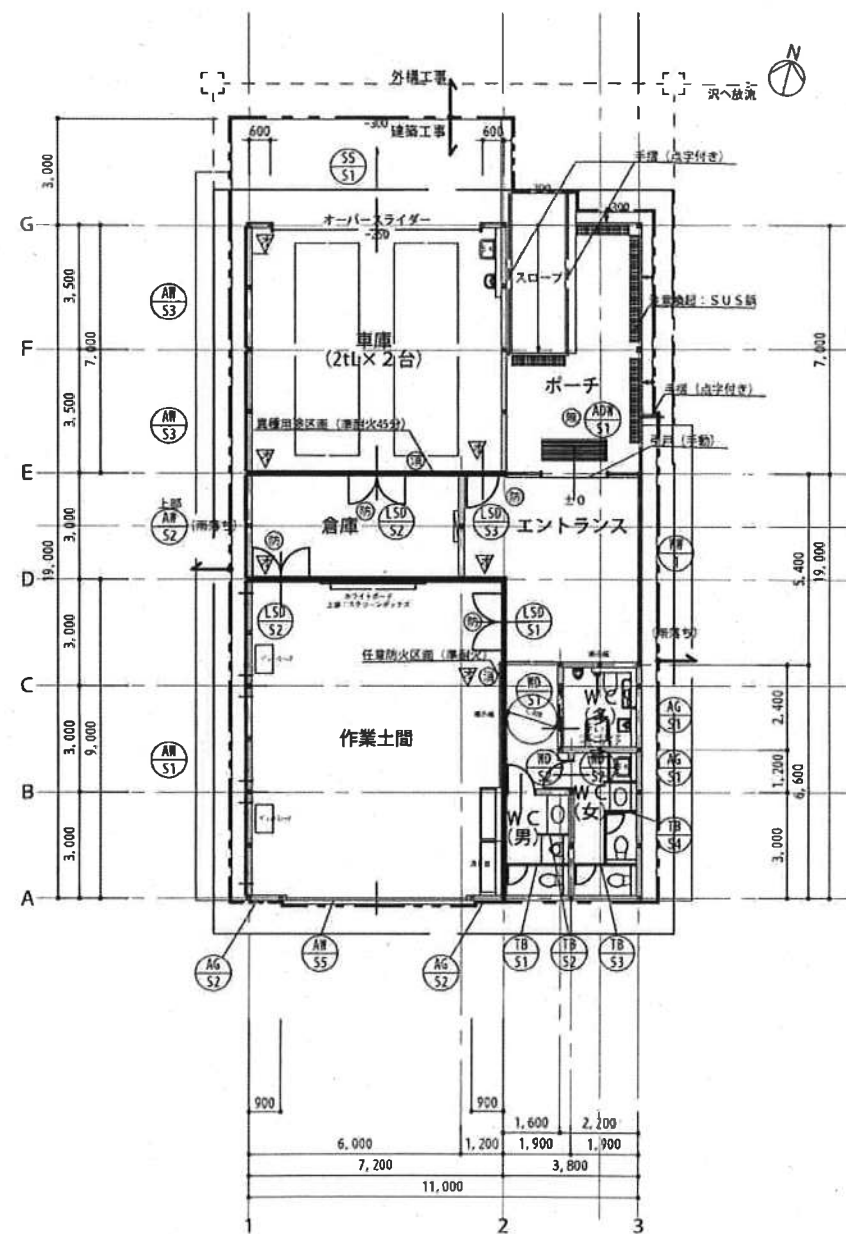


	凡例
外巾木	A コンクリート杉本突型枠打放し RDC
外壁	B 杉横羽目板ア25 MH
屋根	C フッ素樹脂焼付ステンレス鋼板段葺き
軒天	D 杉板ア12張 MH

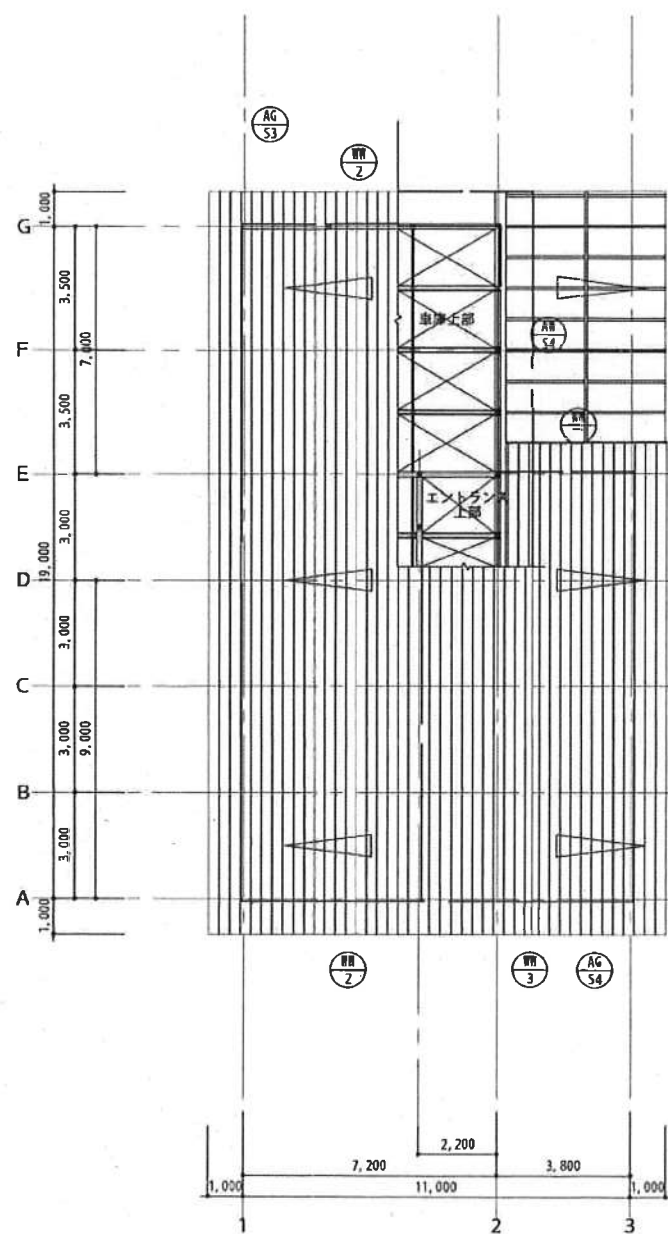
平均天井高さ
 エントランス : $((4.150 + 2.630) \times 3.800 / 2) \times 5.400 + ((5.520 + 5.065) \times 1.200 / 2) \times 3.000 + (2.400 \times 1.600 \times 2.400) + (2.400 \times 1.900 \times 1.200) / 30.24$
 $= (69.56 + 19.05 + 9.21 + 5.47) / 30.24 = 3.41\text{m}$
 作業土間 : $(5.510 + 2.630) / 2 = 4.070\text{m}$
 車庫 : $((5.510 + 2.630) + (0.250 + 0.200)) / 2 = 4.295\text{m}$

公園名称	日光国立公園
工事名称	平成23年度 那須平成の森作業小屋 新築工事
図面名称	立面図・断面図
年月日	平成24年4月
図面番号	SA-12
会社名	石川建設株式会社
事務所名	環境省 関東地方環境事務所
縮尺	A1 1:100 A3 1:200
照査	照査
設計	設計

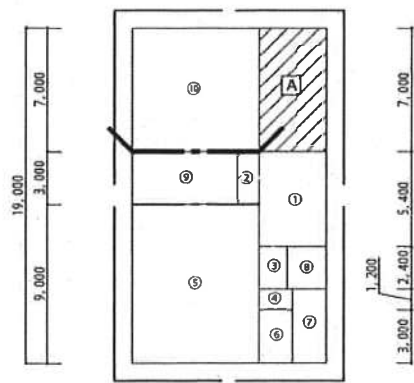
作業小屋平面図



1 階平面図 S=1:100



屋根伏図 S=1:100



求積図 S=1:200

6,000	1,600
1,200	12,200
7,200	3,800
11,000	

求積表

用途	記号	計算式 (㎡)	面積 (㎡)
エントランス	1	3,800 × 3,800	14,440
倉庫	2	6,000 × 3,800	22,800
作業土間	3	7,200 × 3,800	27,360
WC	4	1,200 × 1,600	1,920
その他	5	1,200 × 1,600	1,920
合計			68,420

採光計算表

用途	室名	室面積 (㎡)	必要採光面積 (㎡)	開口部	開口部面積 (㎡)	採光係数	実採光面積 (㎡)	採光不足面積 (㎡)	採光不足率 (%)
1	作業土間	27,360	1,296	開口部	1,296	1.00	1,296	0	0.00

換気計算表

用途	室名	室面積 (㎡)	必要換気量 (m³/h)	開口部	開口部面積 (㎡)	換気係数	実換気量 (m³/h)	換気不足面積 (㎡)	換気不足率 (%)
1	作業土間	27,360	1,296	開口部	1,296	1.00	1,296	0	0.00

排煙計算表

用途	室名	室面積 (㎡)	必要排煙量 (m³/h)	開口部	開口部面積 (㎡)	排煙係数	実排煙量 (m³/h)	排煙不足面積 (㎡)	排煙不足率 (%)
1	作業土間	27,360	1,296	開口部	1,296	1.00	1,296	0	0.00

【作業土間の利用目的】
現場作業による木工などの技能学習を行うスペースとして計画する。

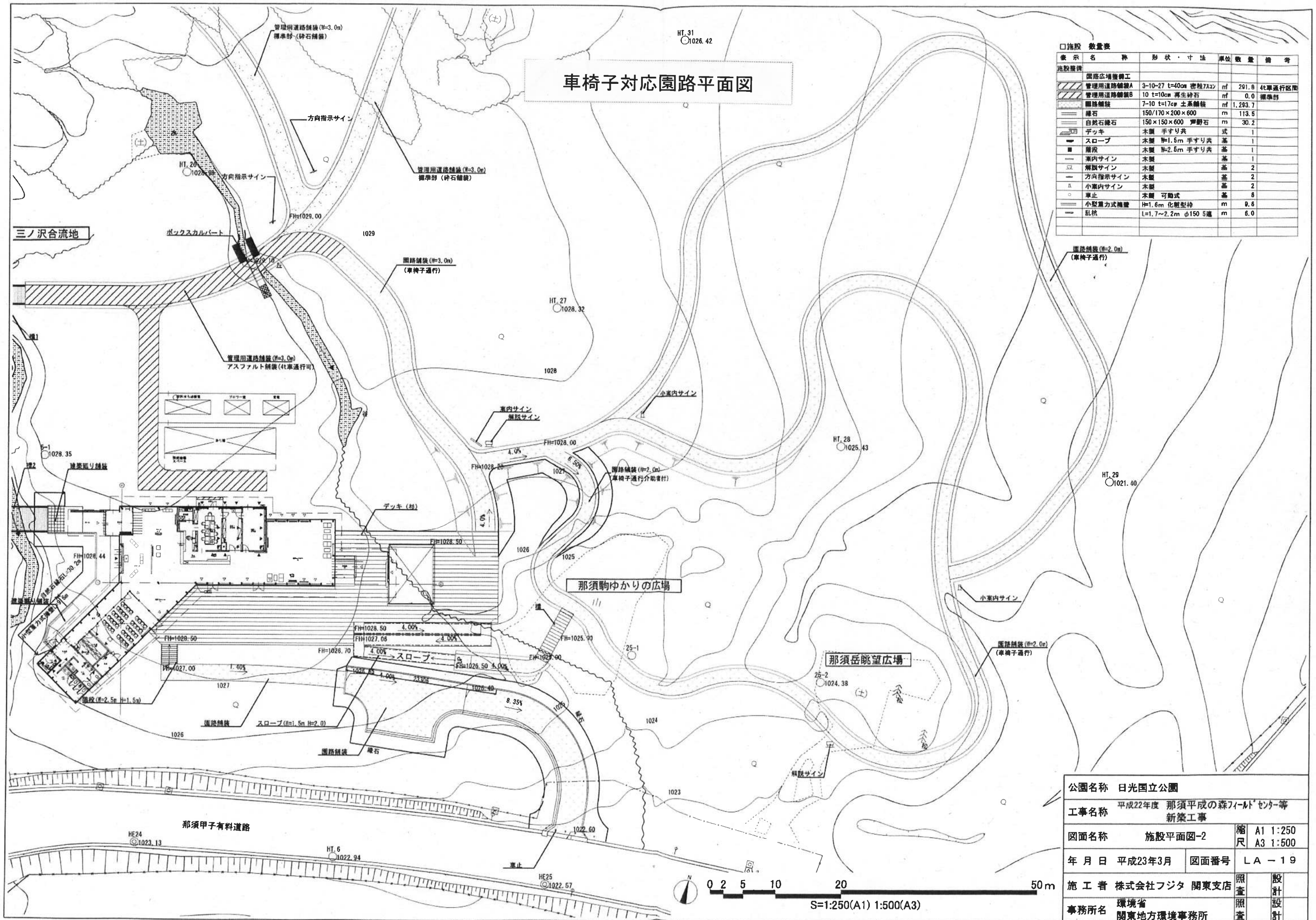
凡例
●：防火設備
○：消火器BOX 作業土間 消：杉羽目板（平型丁組）
BOX：スチール t1.6（埋込型）既製品（UF8-1P-231同等品）
文字：カラーアクリル板 A3
倉庫 消：BOX共：スチール t1.6（埋込型）既製品（UF8-1F-203同等品）
消火器 ABC10型 3.5kg
△：排煙オペレーター（埋込型）
■：消防活動上有効な開口部（無窓判定）

・法28条3項、法35条の2に該当する火気使用を行う設備の設置は行わない。
・危険物・LPG使用なし
・ベレットストーブ使用あり

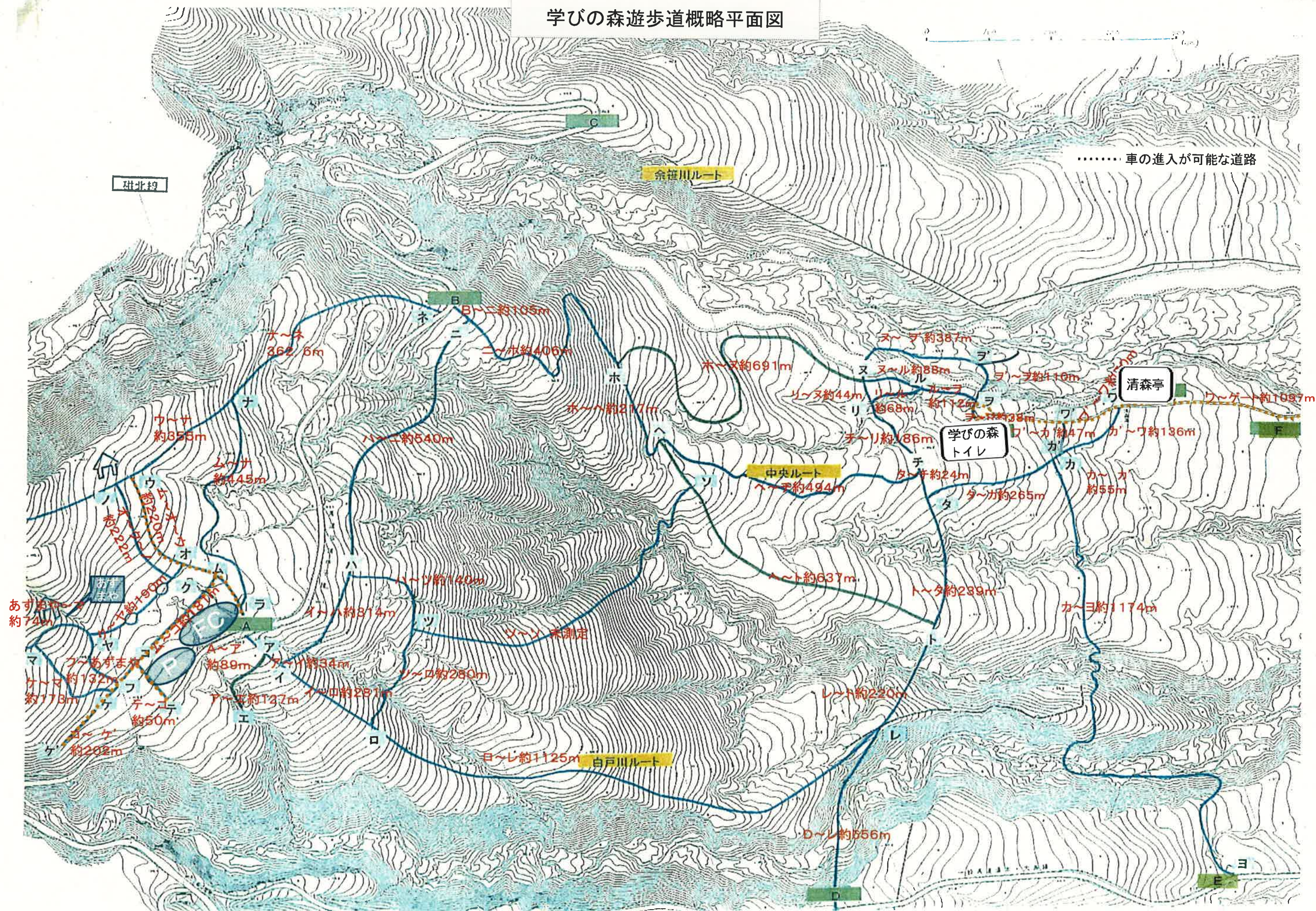
公園名称	日光国立公園
工事名称	平成23年度 那須平成の森作業小屋 新築工事
図面名称	平面図・屋根伏図
年月日	平成24年4月
図面番号	SA-11
会社名	石川建設株式会社
事務所名	環境省 関東地方環境事務所
縮尺	A1 1:100, 200 A3 1:200, 400
照査	照査
設計	設計

車椅子対応園路平面図

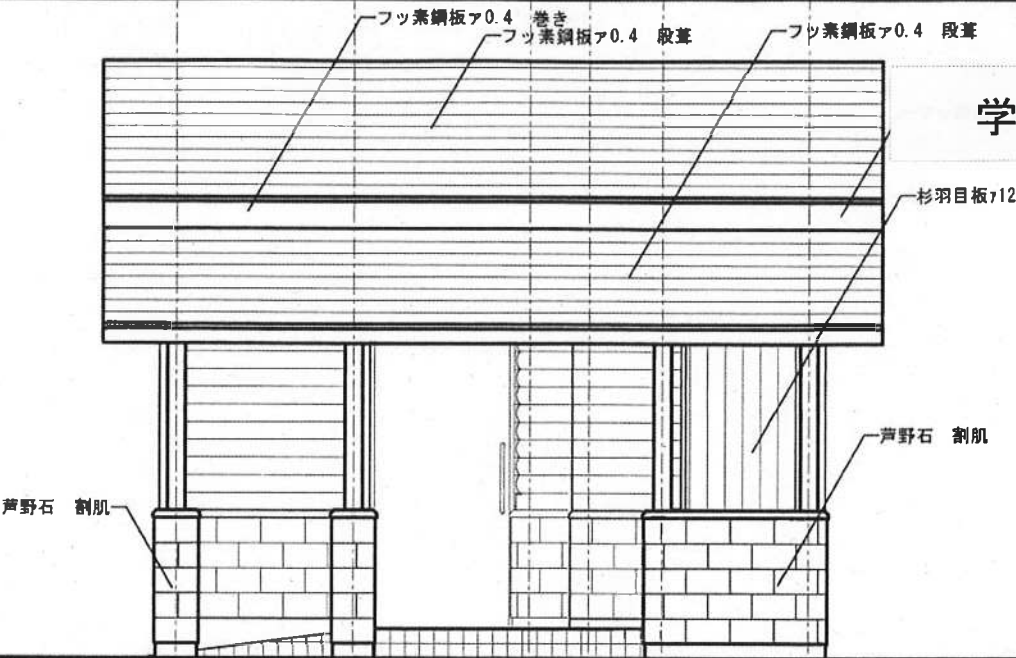
施設名	形状・寸法	単位	数量	備考
園路広場整備工				
管理用道路舗装A	3-10-27 t=40cm 密粒7mm	㎡	291.8	4車通行区間
管理用道路舗装B	10 t=10cm 再生砕石	㎡	0.0	標準計
園路舗装	7-10 t=170mm 土系舗装	㎡	1,293.7	
緑石	150/170×200×600	m	113.6	
自然石緑石	150×150×600 河野石	m	30.2	
デッキ	木製 手すり共	式	1	
スロープ	木製 W=1.5m 手すり共	基	1	
階段	木製 W=2.6m 手すり共	基	1	
案内サイン	木製	基	1	
解説サイン	木製	基	2	
方向指示サイン	木製	基	2	
小案内サイン	木製	基	2	
車止	木製 可動式	基	8	
小型重方式橋梁	H=1.6m 化粧型枠	m	9.6	
乱杭	L=1.7~2.2m φ150 5連	m	6.0	



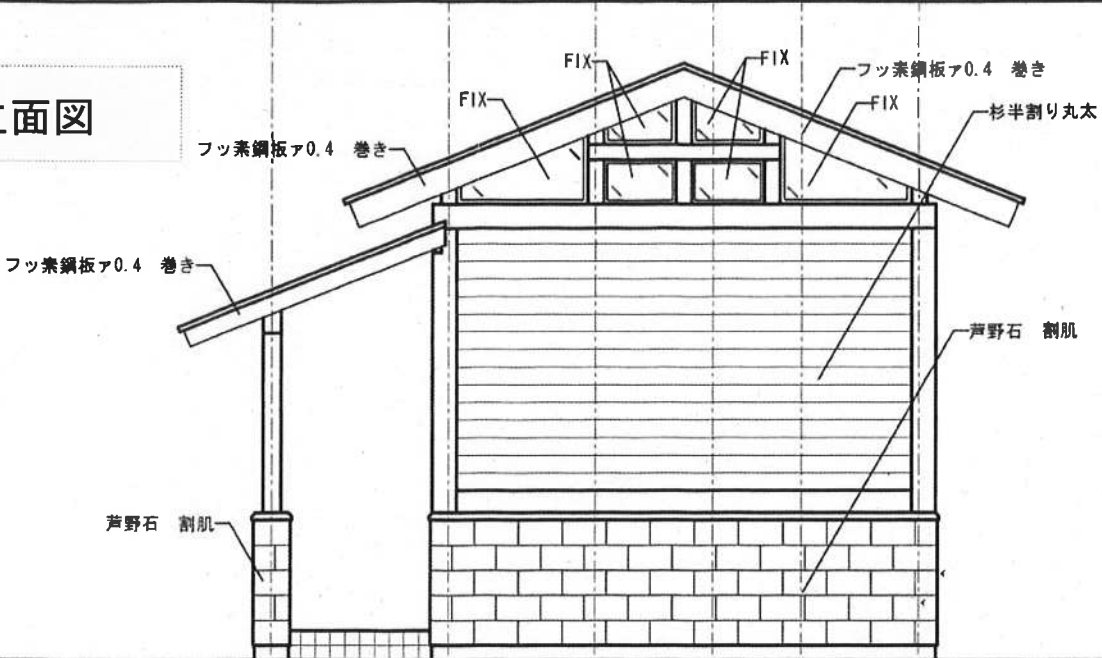
公園名称		日光国立公園	
工事名称		平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事	
図面名称		施設平面図-2	縮尺 A1 1:250 A3 1:500
年 月 日	平成23年3月	図面番号	LA - 19
施 工 者		株式会社フジタ 関東支店	照査 設計
事務所名		環境省 関東地方環境事務所	照査 設計



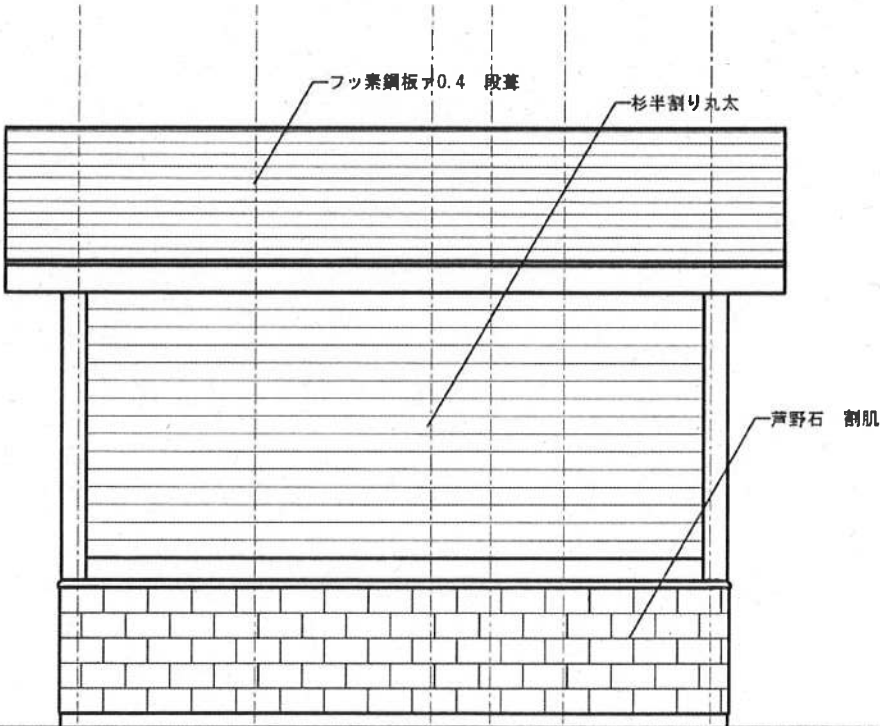
学びの森トイレ立面図



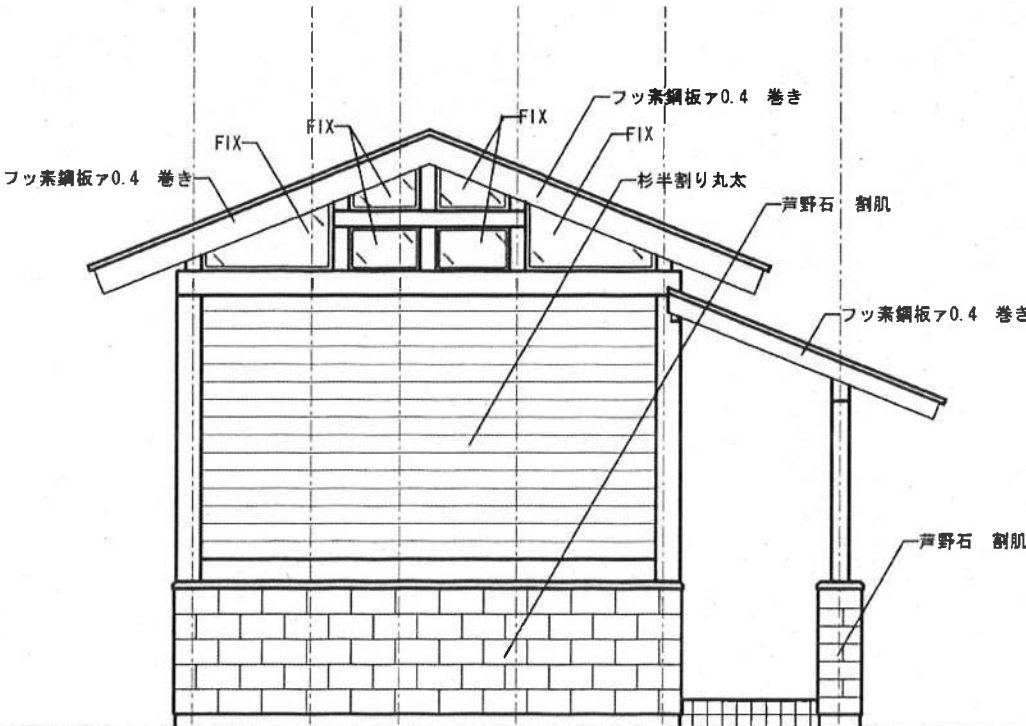
南立面図 1/50



東立面図 1/50



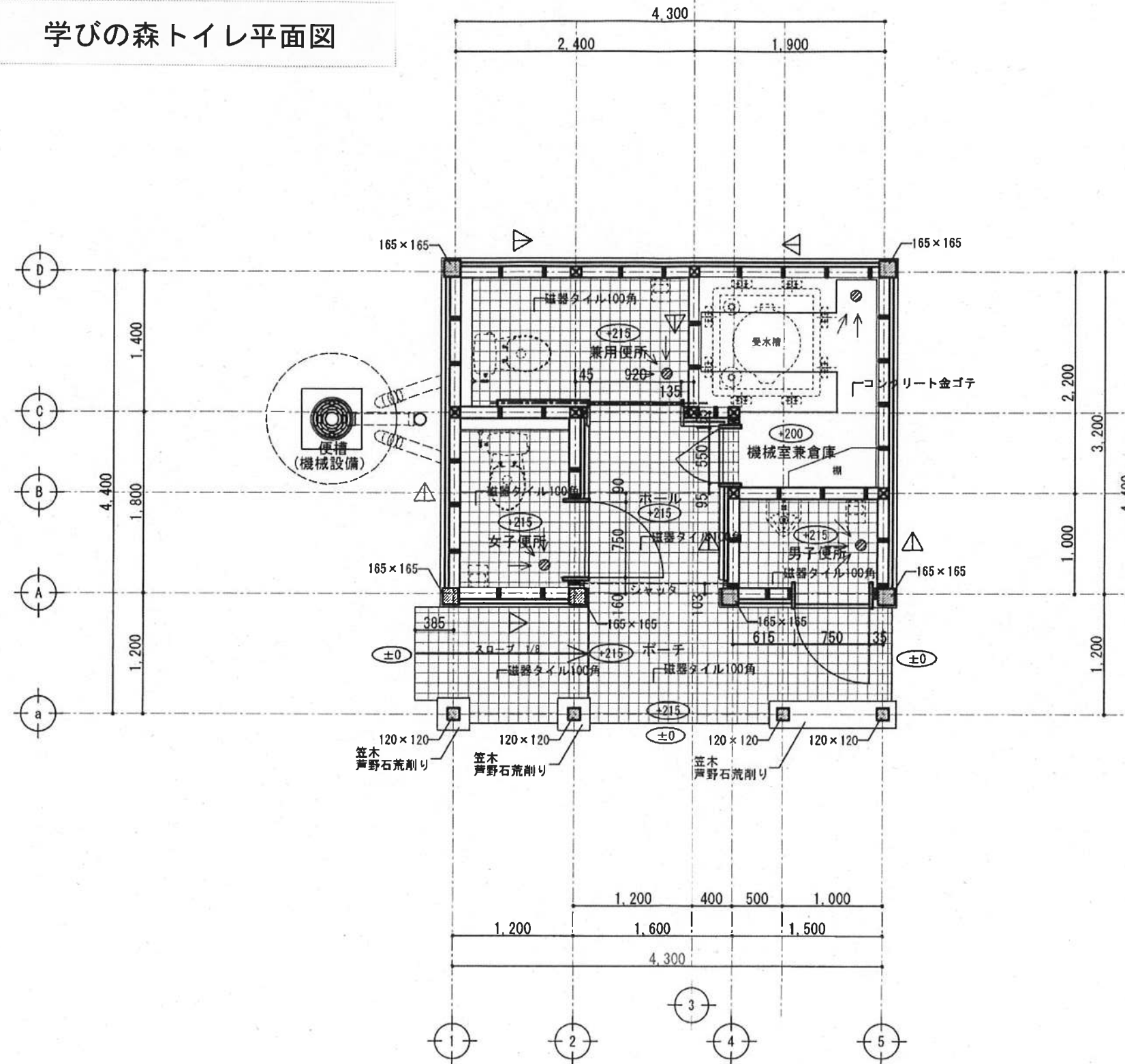
北立面図 1/50



西立面図 1/50

公園名称	日光国立公園				
工事名称	平成23年度 那須平成の森（下部地区） 公衆トイレ新築工事				
図面名称	立面図	縮尺	1/50		
年月日	平成24年7月	図面番号	03		
会社名	株式会社 高久組	照査		設計	
事務所名	関東地方環境事務所	照査		設計	

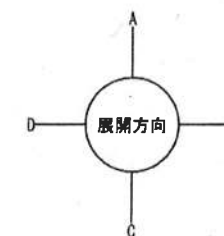
学びの森トイレ平面図



筋かい 45×90

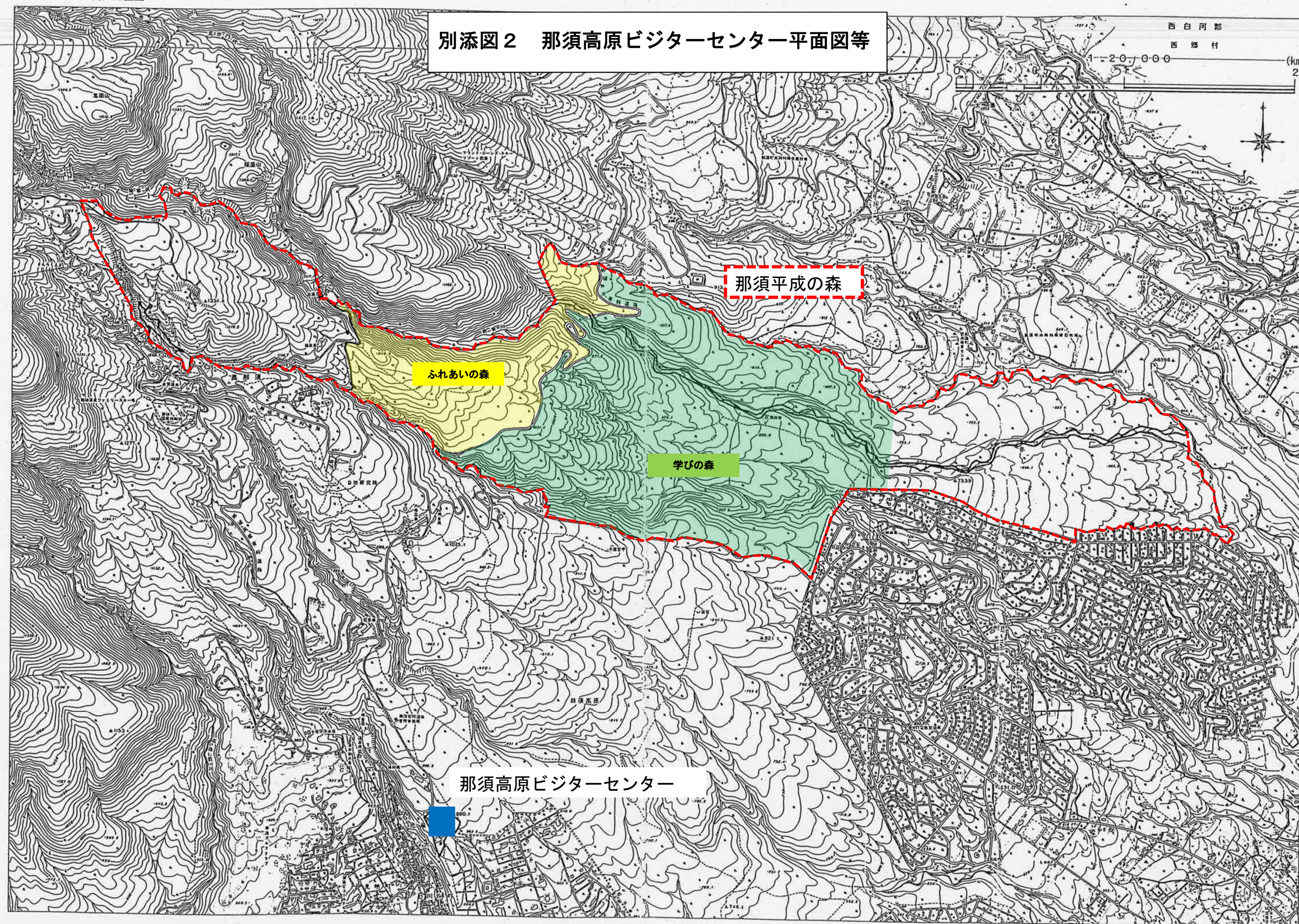
床排水 (機械設備工事)

平面図 1/50



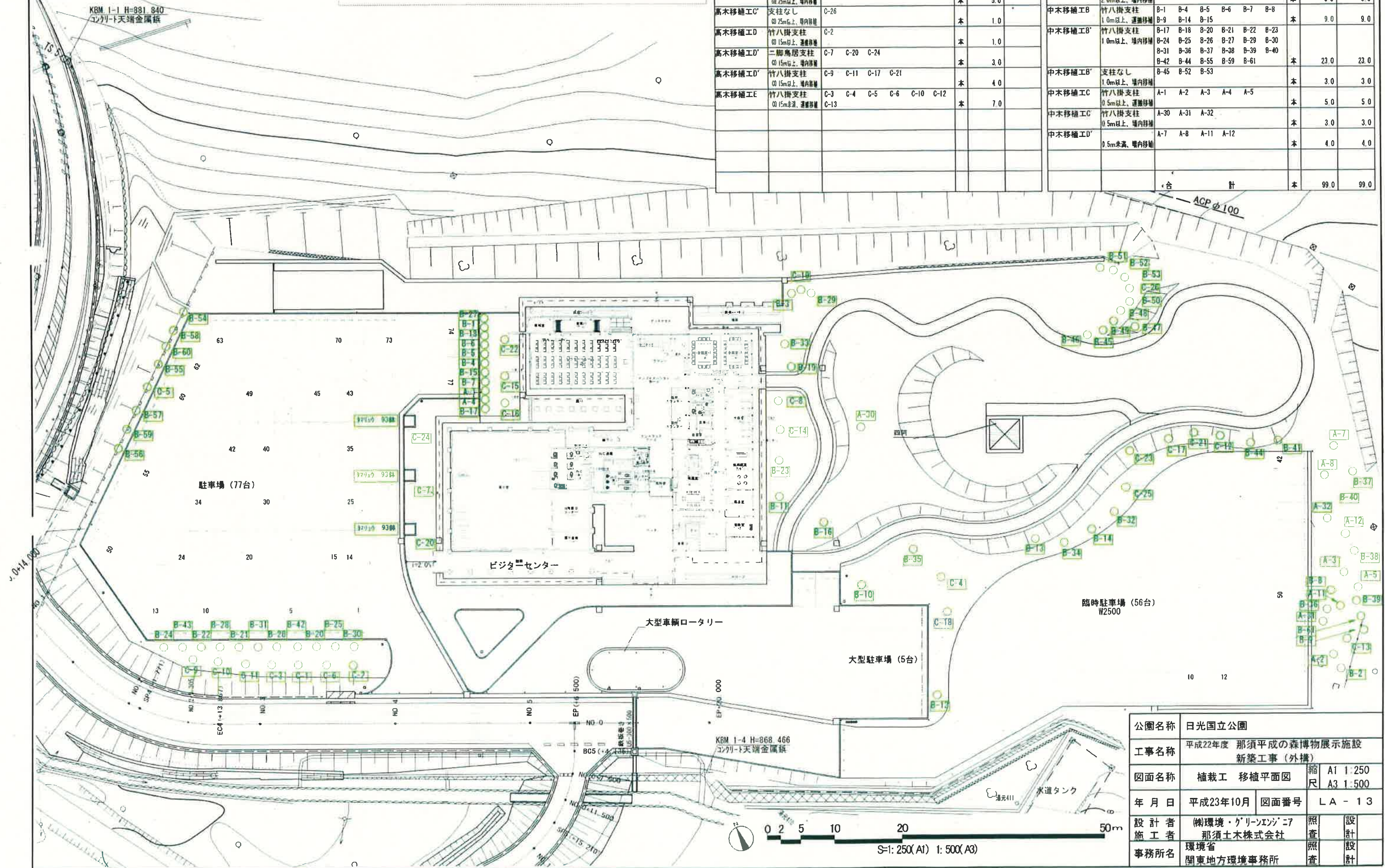
公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成23年度 那須平成の森(下部地区) 公衆トイレ新築工事		
図面名称	平面図	縮尺	1/50
年月日	平成24年7月	図面番号	02
会社名	株式会社 高久組	照査	設計
事務所名	関東地方環境事務所	照査	設計

別添図2 那須高原ビジターセンター平面図等

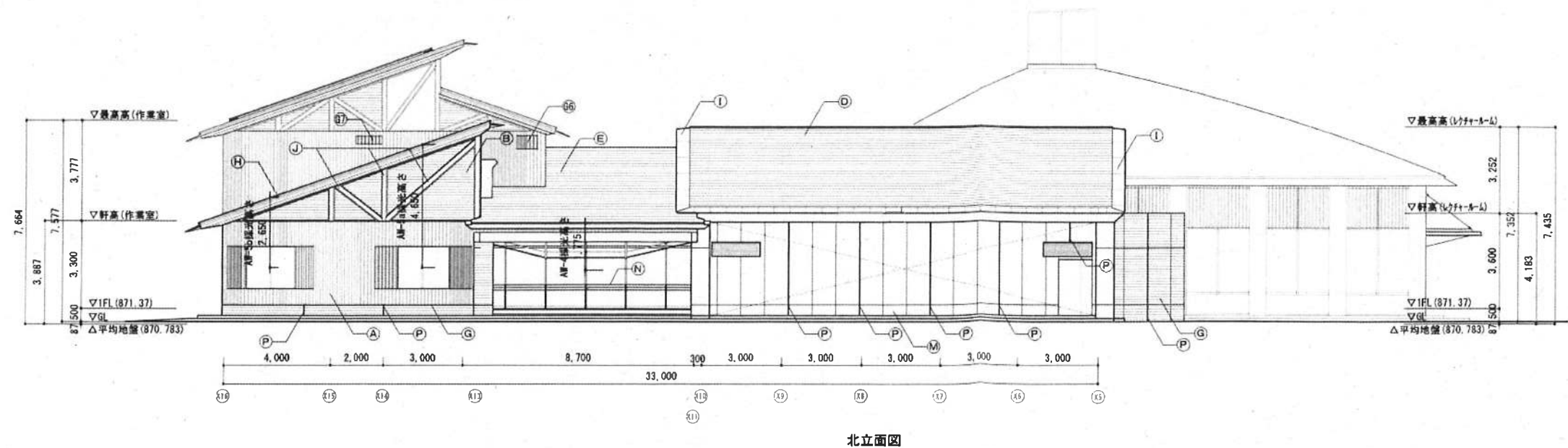
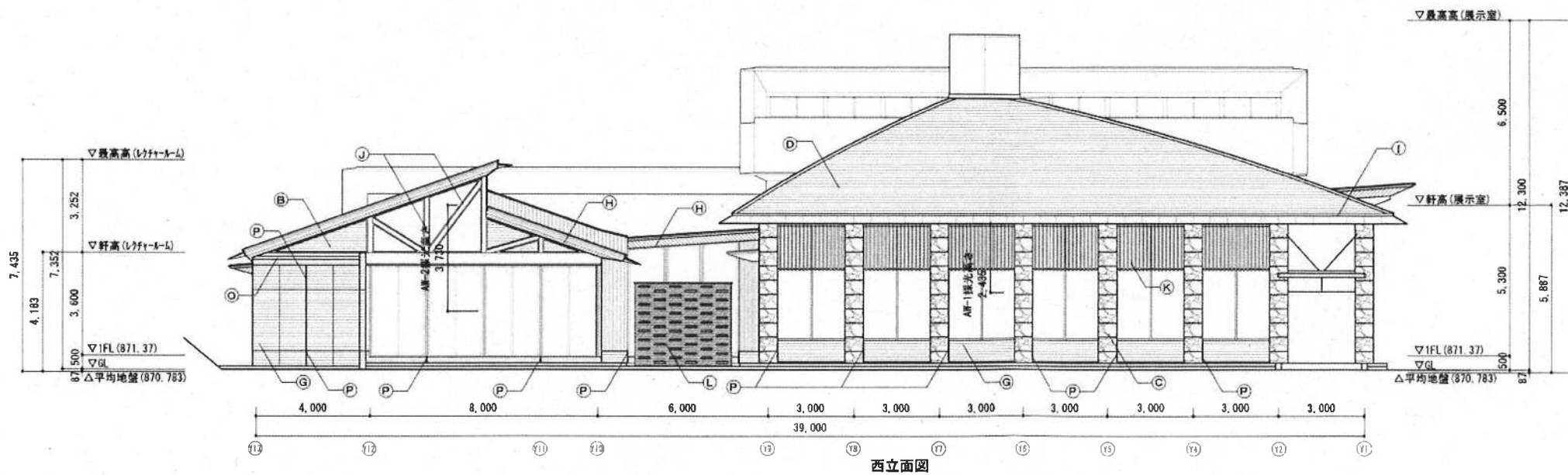
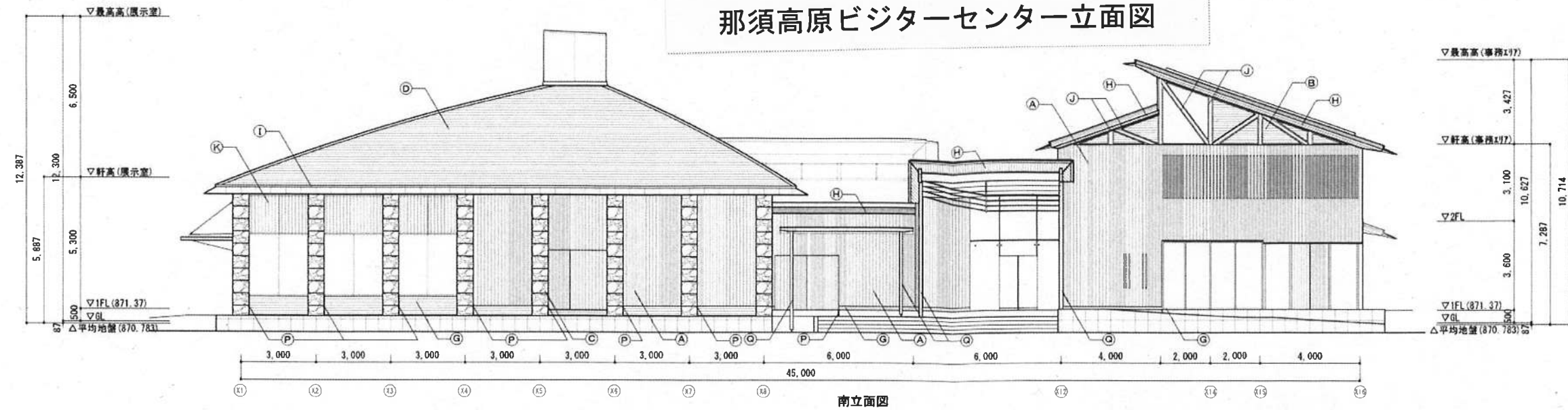


別添2 那須高原ビジターセンター平面図等

那須高原ビジターセンター外構図

[illegible]

那須高原ビジターセンター立面図

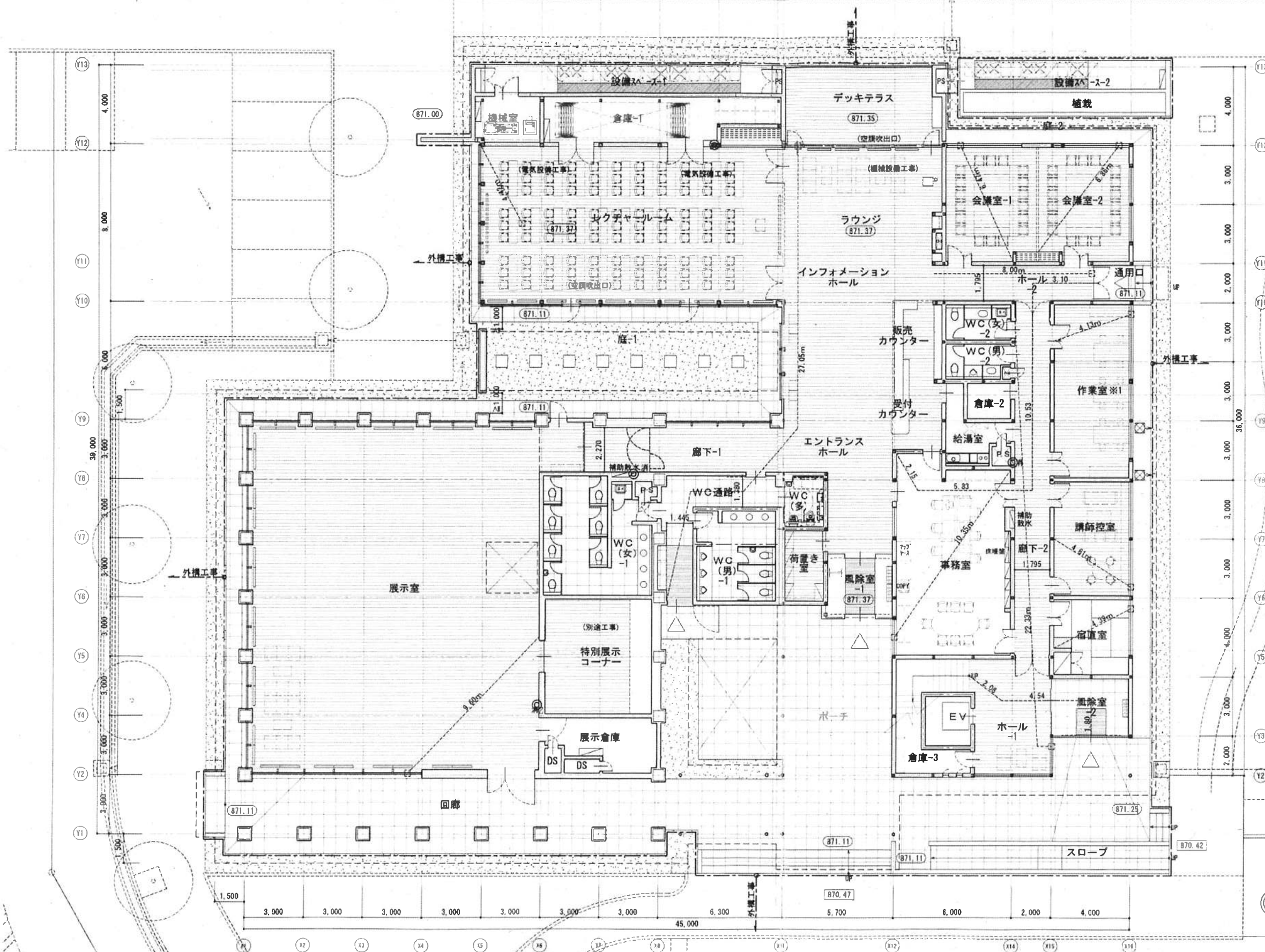


凡例

(A)	外壁：杉板縦目張り ㏞25 (本実加工) MH
(B)	外壁：杉板横目張り ㏞25 (本実加工) MH
(C)	柱：声野石コブ出し仕上 (乾式工法)
(D)	屋根：定尺ハゼ平葺フッ素樹脂焼付ステンレス鋼板 ㏞0.4
(E)	屋根：長尺ステンレス滑継工法フッ素樹脂焼付ステンレス鋼板 ㏞0.4
(F)	屋根：太陽光発電パネル (電気設備工事)
(G)	杉板本実型枠コンクリート打放しの上 RDC
(H)	軒天：杉羽目板張 ㏞12 (本実加工) MH
(I)	軒先プレート
(J)	杉集成材 MH
(K)	杉ルーバー MH
(L)	防風壁：声野石 水曜き 化粧積み
(M)	コンクリート打放しの上 RDC
(N)	手摺：杉圧密材60×35 SUS FB下地
(O)	SUS水切り
(P)	鉄骨目地 ㏞10×20×D20
(Q)	鋼管φ139.8 滑継亜鉛メッキの上 Z-U-E (メ)
(R)	
(G1)	ガラリ 800×350
(G2)	ガラリ 1400×500
(G3)	ガラリ 700×300
(G4)	ガラリ 1600×500
(G5)	ガラリ 2620×500
(G6)	ガラリ 600×350
(G7)	ガラリ 800×500
(G8)	ガラリ 1000×300

公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森博物館展示施設 新築工事(建築)		
図面名称	立面図(1)	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年月日	平成23年9月	図面番号	07
会社名	東洋建設株式会社	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

那須高原ビジターセンター平面図



※1：作業室…ボランティアなどの作業や打合せ
(展示の更新などの手作業)を行う

防火対象物の収容人員算定
 従業者：12人（席数より算出）
 展示室：487.91㎡÷3＝162.63 163人
 （展示室、特別展示コーナー、廊下-1、エントランスホール、インフォメーションホール、ラウンジの床面積より算出）
 レクチャールーム：99人（席数より算出）
 会議室-1、2：36人（席数より算出）
 作業室：12人
 ……収容人員：322人

◎：消火器（埋込ボックス内）を示す
 （粉末消火器10型3.5kg）
 ……：令第126条の3第3号の距離を示す（≤30m）

園地



階段から屋外への出口までの歩行距離：
 2.08+4.54+1.80=8.42m<30m
 居室から屋外への出口までの歩行距離：
 2.15+5.83+10.53+3.10=21.61m<60m

② 1000㎡区画の変更

公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森博物館展示施設 新築工事（建築）		
図面名称	1階平面図	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年月日	平成23年9月	図面番号	05
会社名	東洋建設株式会社	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

那須平成の森運営管理業務 仕様書（業務の詳細）

1. 目的

本仕様書は、那須平成の森及び那須平成の森フィールドセンターを初めとする附帯施設（以下、「那須平成の森」という。）に関する管理運営業務の請負者が行う、業務の内容について定めることを目的とする。

なお、那須平成の森は平成 20 年度策定の「日光国立公園『那須の森（仮称）』保全整備構想」において、「豊かな自然を残し、また那須御用邸用地という国民に高い知名度を持つ土地の一部が、環境省に所管換えされ、国民が自然と直接ふれあうフィールドとして利用に供される意義を踏まえ、自然を体験し、自然に学び、自然と人間の共生のあり方を学ぶことができる場として、その持続的な利用を図る」等の基本的方針を示していることから、当該地における保全整備及び管理運営を適正に行う必要がある。

2. 業務の対象範囲（別添図 1）

那須平成の森

3. 業務の内容

（1）物品の確保

業務実施に当たり必要となる物品として、少なくとも複合機 1 台、自動車 2 台を請負者においてリース等により確保すること。

（2）業務実施計画書の作成と提出

請負者は、業務開始の 14 日前（ただし、契約が締結されていない場合は環境省担当官と協議の上）までに、業務計画書を環境省担当官へ提出すること。

なお、業務計画書には下記内容のうち必要な事項を記載することとするが、業務の途中で変更が必要になった際は、環境省担当官と事前に調整の上、変更内容を書面で提出すること。

- ・総括業務責任者及び担当技術者
- ・業務実施体制（人員配置、職務分担を含む）
- ・年度毎の重点テーマ、目標
- ・年間業務計画書（月別）
- ・救急対応、緊急連絡体制、事故記録、報告体制（開園時、プログラム実施時、休園時）
- ・苦情、要望等利用者意見収集、対応、回答、記録体制
- ・実施計画書（経費内訳を含む）
- ・四半期別必要経費内訳書
- ・再委託承諾申請書
- ・その他必要な事項（利用者にかかる保険の写し、施設の鍵等の管理体制等）

また、業務の途中で変更が必要になった際は、環境省担当官と事前に調整の上、変更内容を書面で提出すること。

(3) 那須平成の森維持管理業務

1) 利用者に対する受付・案内

① 窓口業務

来館者や電話問い合わせへの受付・案内業務（館内における那須平成の森の自然に関する情報の提供を含む）を行う。なお、施設等の使用の希望があった場合は、「那須平成の森の利用に関する手続きについて」（那須平成の森運営管理業務民官競争入札実施要項別添4）を希望者に案内すること。

② 周辺地域の自然環境情報及び利用情報の収集・提供業務

那須平成の森周辺地域の自然環境の情報（基礎的な情報や四季の変化と状況）や園路の状況等を可能な限りリアルタイムに把握し、利用者に対して、そのニーズに応えつつ正確に提供すること。併せて、利用者の苦情要望対応を行う。

③ 駐車場内の整理

混雑時については、駐車場内において交通整理を行う。

④ 展示（常設以外）の企画、立案及び実施

i) 館内における展示を充実させるために、平成26年度～平成28年度に記録された通年にわたる自然情報や環境省が別途業務で実施しているモニタリング調査の成果（閲覧方法については3.（6）に記載）などを活用し、季節に併せた森や生きものの様子が感じられる展示を企画、作成及び更新すること。

ii) 案内や展示に必要な情報収集を行う。特に、施設の維持管理や展示に活かせるよう、那須平成の森内の自然情報については通年記録を行うこと。

iii) 館内や野外展示の随時情報の更新が可能な展示について、随時更新を行い、四季折々の那須平成の森の様子を伝えられるように努める。

iv) 次年度の展示について、企画、作成、更新を進める。

⑤ その他

i) 事故等への対応

請負者は緊急連絡体制を整えて、事故発生時に備え業務の対象範囲周辺でケガ・事故、急病発生を発見した場合や通報を受けた場合、保護・救護・救急への通報等状況に応じ適切な措置を行うとともに、環境省担当官に連絡し、必要に応じて指示を仰ぐこと。業務の対象範囲以外で、管理者が明らかな場合は当該管理者にも連絡すること。

また、速やかに対応の記録や概要について書面に記録し、環境省担当官に報告すること。

ii) 苦情・要望への対応

施設利用者からの苦情・要望について対応し、必要に応じて概要を書面に記録し、環境省担当官への報告及び那須高原ビジターセンター管理運営業務請負者と共有すること。

2) 施設の維持管理、保守点検

① 施設の開館日、開館時間及び休館日

i) 開館日

以下に示す休館日以外の日とする。

ii) 開館時間

4月～11月 9時00分から17時00分まで

12月～3月 9時30分から16時30分まで

iii) 休館日

5月、8月、10月を除く期間の毎週水曜日。ただし、国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。なお、4月29日～5月5日の期間及び12月29日～翌年1月3日の期間は、これに関わらず開館日とする。臨時休館日等については、9月と2月に2日程度設定する予定であるが、事前に環境省担当官に協議の上、了承を得ることとする。

iv) 開館日数（那須平成の森運営管理業務民官競争入札実施要項別添1-1参照）

324日（平成29年度）

325日（平成30年度）

325日（平成31年度）

② 施設及び設備の維持管理（清掃、日常的な点検、消耗品の交換）、法定点検等における立会確認

対象範囲、頻度及び作業内容は実施要項中の別表1に記載。防火管理者を配置するとともに、法定点検や設備保守の際の立ち会い確認、対応を行う。

なお、館内設備機器（展示物含む）に不具合があった場合には、消耗品の交換・小修繕等を実施する。なお、大規模な修繕については原則として環境省により実施することとし、可能な応急措置を行った上で環境省担当官と協議する。

③ 除雪

冬期において、施設入り口、建物周辺や歩道など必要箇所の除雪を行うこと。（利用者向け駐車場については、環境省で除雪を行う）

④ その他維持管理業務

i) 那須平成の森の歩道の点検・維持管理を行う。草刈りによる歩道の確保、簡易な案内標識の設置のほか、踏圧による土壌の流出等を最小限に抑えるよう、簡易な土留めの設置等の維持管理を実施する。なお、管理者道については、この対象外とする。

ii) 学びの森トイレ（1棟）について点検・清掃を行うこと。軽微な損傷等で、その場での修繕が可能なものについては修繕すること。

iii) 園地や歩道の点検に当たっては、利用者に対して落下あるいは倒伏する恐れのある枯損枝、枯損木及び危険木の有無を確認し、これを除去すること。また、利用者の歩行の支障となる倒木等については、必要に応じ除去すること。

なお、大径木の処理など、日常的な維持管理作業の程度を超えられるものの取扱いについては、環境省担当官と協議すること。

iv) 園地や歩道の点検、維持管理にあたっては、希少野生動植物の保全に十分配慮するとともに、

「那須の森（仮称）保全整備構造」（平成 19 年度策定）その他、那須平成の森に関する各種計画等に照らし、適切に実施すること。

（４）那須平成の森運営業務

１）那須平成の森における自然教育プログラムの企画、立案及び実施

那須平成の森における自然ふれあい活動（インタープリテーション）の目的（下記）を達成するため、①から④）に示す自然教育プログラムを企画立案・実施すること。なお、実施にあたっては無料プログラム、個人利用者向け利用者負担プログラムについては、いずれかのプログラムを１日１回以上実施するものとする。プログラムの実施に当たっては、参加者数の増加につながるようさまざまな工夫を行うこと。

＜那須平成の森における自然ふれあい活動（インタープリテーション）の目的＞

- ・生物多様性の保全、自然との共生のあり方などについての教育普及を行い、自然や生きものについて感じ、考える人を育てる。
- ・自然と歴史を踏まえた森の保全や自然環境調査の重要性とともに、国立公園など自然環境保全の施策についての理解を得る。
- ・質の高い自然ふれあい活動（インタープリテーション）の計画、実践、人材育成等を通じ、自然ふれあい施設のモデルとして全体的な向上に寄与する。
- ・自然ふれあいの普及を通じて、自然環境保全のための自発的、主体的な行動を促し、持続可能な社会の実現に貢献する。

①セルフガイド

利用者が自然とふれあうためにあると望ましいフィールドの情報を載せたチラシやセルフガイド等について、印刷等を行い、数種類用意しておくこと。

②無料プログラム

ⅰ）無料ミニプログラムの開催

フィールドセンター内及び周辺において、短時間（20～30 分程度）の自然教育プログラムを実施する。なお、プログラム実施に当たっては、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア、アルバイト、インターン等を活用して実施することができる。

・実施頻度

実施頻度は、参加を希望する利用者の状況及び開園・開館以降の実績をもとに、参加希望者に適切に対応できるだけの回数について、環境省担当官と協議することとする。

・料金

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分について、環境省担当官と協議したうえで利用者から徴収することは可能とする。

・参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。原則として当日受付とし、フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。また、ビジターセンターにおいて、プログラムの案内を実施する。その他、プログラムの実施にあたっては、参加者数の増加につながるようさまざまな工夫を行うこと。

ii) モニタリングに関する参加者調査型プログラム

環境省では、別業務において、「那須平成の森モニタリング計画（旧称：那須高原集団施設地区自然環境モニタリング計画）」（平成 21 年度策定。毎年更新。那須平成の森運営管理業務民官競争入札実施要項別添 2）に基づくモニタリング調査を実施している。それらの実施内容を踏まえ、関心や理解を深めるための参加者調査型プログラムを開催すること。

・実施頻度

プログラムの開催頻度は、あらかじめ環境省担当官と協議のうえ決定することとする。

なお、3. (4). 1). ②. iii) の植生管理に関する参加者作業型プログラム及び 3. (4).

1). ③ 個人利用者向け利用者負担プログラムと合わせ、3. (4). 1). ③. i) に示す開催頻度となるよう、開催を予定するものとし、参加者の募集を行うこと。開催回数は、1 回／年程度とし、予め環境省担当官と協議の上決定することとする。

・料金

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分について、環境省担当官と協議したうえで利用者から徴収することは可能とする。

・参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。電話・インターネット等で事前予約を受け付けるとともに、必要に応じ、当日受付も行うこと。フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。

iii) 植生管理に関する参加者作業型プログラム

環境省では、「植生管理実施計画」（平成 27 年度策定。別添 3）に基づく植生管理を行っており、植生管理実施計画では、5 つの調査区画についてそれぞれ植生管理方針が定められている。そのうち、参加者作業型に適している植生管理方針の調査区画について、参加者とともに作業を行うプログラムを開催する。

・実施頻度

開催回数は、1 回／年程度とし、予め環境省担当官と協議の上決定する。

・料金

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分について、環境省担当官と協議したうえで利用者から徴収することは可能とする。

・参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。電話・インターネット等で事前予約を受け付けるとともに、必要に応じ、当日受付も行うこと。フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。

③個人利用者向け利用者負担プログラム

那須平成の森において、利用者負担による個人利用者向け自然教育プログラムを実施すること。

i) 実施頻度

3. (4). 1). ②. ii) 及びiii) で開催するプログラムと合わせ、以下の頻度で開催を予定するものとし、参加者の募集を行うこと。

4月1日～11月30日 週3日（1日2回（午前・午後の何れか））以上

12月1日～3月31日 週2日（1日2回（午前・午後の何れか））以上

ii) 料金

利用者負担プログラムの実施に必要な費用（人件費を含む）については、利用者から徴収する利用料金をあてるものとする。利用者負担プログラムの運営業務に係る経理については、区分経理を実施し、地方事務所に報告すること。その際、収入が実際に要した費用を上回った場合は、環境省の承諾を得たうえで、那須平成の森の運営の充実に充てることとする（収入が必要な費用を上回った場合でも、国庫への納入等は不要である）。

なお、プログラム実施に当たっては、環境省担当官と協議したうえで、企業等団体の協賛を受けて実施費用に充てることができる。その際、協賛企業等の名称をプログラム名に付けることは可能であるが、自然公園法等の許可を受けたとき以外は、屋外での広告物の表示はできないので留意すること。

iii) 参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。電話・インターネット等で事前予約を受け付けるとともに、必要に応じ、当日受付も行うこと。フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。

iv) 実施場所

那須平成の森のうち、主に学びの森エリアにおいて実施することとするが、解説テーマや積雪等の自然状況等によっては、ふれあいの森エリアで実施できるものとする。

v) プログラムの種類

実施するプログラムの種類は以下のとおりとする。各プログラムの開催頻度については、あらかじめ環境省担当官と協議のうえ決定すること。

・通常プログラム

定型的な通年プログラム

・特別プログラム

季節等に応じてテーマを設定して行うプログラム

・その他、前述の目的を達成するうえで必要と思われるプログラム

④団体利用者向け利用者負担プログラム

那須平成の森において、利用者負担による団体利用者向け自然教育プログラムを実施すること。

i) 実施頻度

団体からの申し込みに応じ、実施する。ただし、原則として個人利用者向けプログラムを優先して実施することとし、団体利用者向けプログラムの実施により個人利用者向

けプログラムの実施に支障をきたさないよう配慮するものとする。

ii) 料金

3. (4). 1). ③. ii) と同様とする。

iii) 参加者の募集

団体からの申し込みに応じ開催することとし、電話等で事前予約を受け付けること。
小中学生等を対象とする活動については、優先して受け入れられるよう配慮することとする。

iv) 実施場所

実施場所は、学びの森エリア、ふれあいの森エリアとも使用可能とするが、学びの森エリアについては、自然環境保全のため、多くの利用者が一度にコースを利用することによる歩道の荒廃が発生しないよう、配慮すること。

v) 実施テーマ

前述の目的を踏まえたうえで、申込み団体と協議のうえ決定すること。

vi) その他

プログラムについては、おおむね小中学校向けは20人に1人以上、大人向けは15人に1人以上の割合で、プログラム参加者に対し自然解説等を行う担当者（以下、「インタープリター」という。）が同行することとする。

⑤留意事項等

i) 事前協議

自然教育プログラムの内容、料金、受付方法等については、あらかじめ時間的余裕を持って環境省担当官と協議のうえ、実施すること。なお、年度途中でやむを得ず計画どおりのプログラム実施ができない事情が生じたときは、環境省担当官と協議すること。

ii) 保険

各種プログラムの実施に際しては、保険に加入するとともに、参加者に対し、万一の事故の際には保険の範囲内での対応に限られること等をあらかじめ周知すること。

iii) 車両による送迎

各プログラムの実施に当たり車両による送迎を行う場合は、送迎用の自動車やタクシーについて手配・調整等を行うこと（送迎費用はプログラム参加者の負担とする）。なお、清森亭入口を使用する場合は、別荘地に隣接しているため別荘地管理者との調整に配慮すること。特に、バスを使用しなければならない場合には、制限がかかる可能性が高いので慎重に調整を行うこと。

2) 自然体験・自然環境学習に関する人材育成業務

那須平成の森及びビジターセンターを自然体験・自然環境学習に関する人材育成の拠点とするため、平成28年度までの検討、実施状況を踏まえ、指導者を対象とする人材育成のための企画プログラムを実施すること。

なお、プログラム実施に当たっては、環境省担当官と協議したうえで、企業等団体の協賛を受けて実施費用に充てることができる。その際、協賛企業等の名称をプログラム名に付けることは可能であ

るが、自然公園法等の許可を受けたとき以外は、屋外での広告物の表示はできないので留意すること。

3) 地元等との連携

①自然教育プログラムの受け入れ

栃木県那須町内の小中学校の自然環境学習については、無償で受け入れ及び対応を行うこと。

②地域向けプログラムの実施

那須町等と協力し、地域開放プログラムや町民向け特別プログラムを企画立案・実施すること。

③地元の自然関係団体等との連携協力

那須町及び周辺市町村の自然関係団体との連携協力を深めるため、積極的に交流及び情報交換を図ること。また、那須高原ビジターセンター周辺において、地元団体等が観察・案内プログラムを実施する際は、プログラムの案内や受付補助をするなど、積極的にその実施を支援すること。

4) 広報・普及啓発等

①報道等への対応

マスコミ等の取材への対応、視察対応、要人対応等について、環境省担当官と協力して対応を実施すること。特に、要人対応（皇室関係者を含む）には、万全を期すこと。

②広報

i) ウェブサイトの運用

那須平成の森等のウェブサイトを活用し、自然情報等について適宜更新するとともに、イベント情報、プログラムスケジュール、実施報告等について随時更新すること。

なお、サーバーレンタル費用等、ウェブサイトの維持に係る費用は民間事業者の負担とする。

ii) 広報資料の作成等

・リーフレット

那須平成の森等を案内するリーフレット（日本語版、英語版）を、那須平成の森フィールドセンターに備え付けるほか那須高原ビジターセンターに備え付けるよう那須高原ビジターセンター管理運営業務請負者に送付すること。このほか、関係機関、周辺地域の自然系施設、自然関係団体、宿泊施設等（以下、「関係機関等」という。）、広報効果が十分と思われる場所に対し、必要に応じ配布すること。

なお、当該リーフレットの日本語版については環境省が増刷等を行うので、民間事業者においては適切な在庫管理を行うこと。

・広報誌

広報誌を紙媒体及び電子媒体で作成（季刊 年4回）し、関係機関等に配布を行うこと。なお、関係機関への送付は、可能な限り電子媒体で行うこと。＜広報誌等仕様＞

A4 4ページ

印刷部数 1000部程度

配布先 関係機関等 660箇所程度

iii) その他

その他、那須平成の森の活動を一般に周知させるため、必要と考えられる広報活動については、適宜実施すること。

5) プログラムの質の確保及び次年度プログラム提案

①アドバイザーによる評価

業務の実施に当たっては、自然解説活動等に関する外部の有識者による5名程度のアドバイザーチームを組織し、活動に対し適切な評価と助言を得る体制をとること。アドバイザーによる助言は年1回程度とし、アドバイザーの人選については、あらかじめ環境省担当官に協議のうえ決定することとする。（アドバイザーによる過去の評価方法及びその結果等については、平成26年度及び27年度の運営管理業務報告書を参照すること（閲覧方法については3.（6）に記載））

また、会議出席に係る謝金（1人1回14,000円）及び旅費（旅費法に準じる）は請負者において支払うこととする。ただし、会場是那須平成の森会議室（無料）を基本とし、アドバイザーとの日程調整を踏まえ、会場は開催地を含め環境省担当官の承認を得て決定する。

②利用者からのフィードバック

（4）.1）から3）で実施した自然教育プログラムや人材育成事業の参加者に対しては、満足度に関するアンケート（実施要項別紙3-1、別紙3-2）等を行い、その結果をプログラム等の質の確保及び向上にフィードバックさせること。

3) プログラム提案

単年度ごとに、実施したプログラムの内容を資料として整理するとともに、次年度のプログラムに向けた修正事項、留意点、新たなプログラム提案などを行うこと。

6) 那須平成の森全体の管理運営に係る連携

①連絡調整等

那須平成の森の管理運営について、企画立案を行い、業務計画を策定するとともに、多岐にわたる業務について総合的に調整し、適切に進捗管理を行う。月1回程度、環境省担当官及び那須高原ビジターセンター管理運営業務請負者との全般的な連絡調整、情報共有の場を設けること。

② 協議会等への参画

環境省等により組織される那須平成の森連絡協議会※1、那須平成の森運営会等※2、那須平成の森の運営管理に関する会議が実施される場合には、必要に応じて出席すること。

※1 那須平成の森連絡協議会

那須平成の森等の運営について、関係機関と連絡調整及び意見交換を行うための会。規約は別添6参照。

※2 那須平成の森運営会

環境省、栃木県、那須町が協力して那須平成の森等の運営を充実したものにするための会。那須平成の森等の管理運営団体に対し、運営を充実させるための業務を発注している。規約は別添7参照。

③ボランティアの活用

本業務の実施に当たっては、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア等により補助にあたらせることも可能とする。

7) その他

①物品の販売

那須平成の森フィールドセンターのカウンターでは、日光国立公園那須甲子地域における登山や那須平成の森での散策、その他自然とのふれあいに直接必要な物品を販売することができる。販売価格は環境省と協議のうえ決定することとし、また、区分経理の上、販売の結果については、地方事務所に報告すること。その際、収益については環境省の承諾を得たうえで那須平成の森の運営の充実に充てることとする（国庫への納入等は不要である）。

②自主事業

業務にあたり、軽飲食の提供、物販を含む自主事業を実施することができる。自主事業を実施する際は、自主事業のための場所の使用等について適切に手続きを取ったうえで実施しなければならない。自主事業が赤字になった場合においても、業務の契約にかかる資金により補填することはできない。また、区分経理の上、自主事業の結果については、地方事務所に報告すること。その際、収益については必要に応じて那須平成の森の運営の充実に充てることとする。

また、自主事業は、那須平成の森等の目的を達成するうえで必要と認められる内容に限ることとし、実施に当たっては、あらかじめ環境省担当官と協議すること。

③その他

より良い管理運営の実施のために必要と考えられる事項については、環境省担当官と相談し、適宜実施するものとする。

(5) 全般的事項

1) 全般

- ① 業務の実施に当たっては、那須平成の森を含む日光国立公園那須甲子地域における利用者の利便性、快適性の向上を図るため、那須高原ビジターセンター管理運営業務請負者と密に連携をとること。
- ② 業務の実施に当たっては、善良な管理者の任意の注意を持って誠実にこれを行うこと。特に火気の取扱いは十分な注意をもって行うこと。
- ③ 業務の実施に当たっては、業務対象施設（那須平成の森の敷地、建物、設備及び備品を含む）に係る鍵の保管管理を適切に行うこと。鍵を紛失した場合は、電話等により直ちに関東地方環境事務所（以下「地方事務所」という。）が指示する環境省担当官に報告し、環境省担当官の指示に従い適切に対応すること。
- ④ 業務対象施設の異常を確認した場合には、対象施設の利用を停止する等の必要な対応を行うとともに、速やかに環境省担当官に連絡すること。
- ⑤ 台風、大雨、落雷、強風などが発生した場合は、それらに起因する破損等が施設に生じていないか点検を行うこと。
- ⑥ 地球温暖化ガス排出削減を積極的に推進するため、電気水道等の使用に当たっては極力必要最小限に留め、利用者に対し協力の要請を行うこと。
- ⑦ 業務対象施設について、請負者の責めに帰すべき不適切な管理及び使用による毀損等が生じた場合は、請負者の責任において現状復旧すること。
- ⑧ 本業務実施に当たっては、消防法の規定に基づく防火管理者を1名以上配置すること。
- ⑨ 業務に従事する者は、名札やユニフォームの着用、丁寧な利用者対応など運営管理の質を高め、イメージアップに努めること。
- ⑩ 那須平成の森の運営管理にあたっては、『那須平成の森』自然ふれあい活動全体計画（インタープリテーション計画）（改訂第1版（平成28年3月））を十分踏まえた上で実施にあたること。
- ⑪ 業務との関係を問わず、国立公園の利用者から国立公園に関する苦情を受けた場合は、誠意を持って対応し速やかに環境省担当官に連絡すること。
- ⑫ 業務の遂行にあたって必要な、対象施設の諸元、使用方法等について熟知すること。
- ⑬ 業務にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して個人情報の適切な管理を実施すること。
- ⑭ 業務にあたり、請負者は事務室として那須平成の森フィールドセンターの事務室を利用することができる。
- ⑮ 業務にあたり、請負者が使用できる備品は別紙1－2のとおりとする

2) 事故等への対応

- ① 対象施設区域内において、台風、大雨、落雷、強風などの自然災害や、事件、事故等（以下、「事故等」という。）の発生を確認、又は発生するおそれがあると判断したときは、安全対策や利用規制（閉館等）、対象施設区域内の者の避難誘導など、必要な措置を遅滞なく速やかに行うこと。

また、環境省担当官に速やかに連絡するとともに、必要に応じ、警察・消防への通報を行うこと。
これは、1及び2の業務より優先して行うこと。

- ②対象施設区域内において事故等が発生した場合は、状況や対応等について、文書により環境省担当官に速やかに報告すること。
- ③対象施設区域外であっても、日光国立公園那須甲子地域における事故等の情報に接した場合は、適切に対応するとともに、速やかに環境省担当官に連絡すること。
- ④あらかじめ通常時及び非常時の民間事業者内の連絡体制を確立し、地方事務所及び警察・消防との連絡が可能な状態とすること。
- ⑤本業務に携わる者は、消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。また、民間事業者は従事者に対し、消防署が行う上級救命講習又は上級救命講習と同等の救命応急措置講習を受講させるなど、業務従事者が利用者の怪我等に対する応急措置を適切に行えるよう努めること。

3) 環境省への協力

- ①環境省が施設の管理に必要な法定点検等を実施する場合は、これに立ち会うこと。
- ②対象施設の異常について、地方事務所が行う修繕等のための措置に協力すること。
- ③那須平成の森において別途実施する生物多様性モニタリング調査、環境省が那須平成の森等で行う研修、その他、業務に関係することについて地方事務所が協力を求めた場合は、可能な限りこれに対応すること。

4) 業務の実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

5) 業務の開始及び引き継ぎ

- ①本業務は、4 月 1 日から行われることが必要であるため、事前に必要な準備を行い、業務開始に備えること。
- ②本業務の引継ぎにあたっては、「那須平成の森運営管理業務」において作成される管理運営マニュアルにより、平成 28 年度までの管理運営団体と、多くのスタッフ間で、電子データの引き継ぎや那須平成の森の情報を含めて十分に実施すること。
また、本業務においては、自然教育プログラムの実施ノウハウなど、マニュアル化や短時間での引継ぎが極めて困難な業務も存在する。平成 28 年度までの管理運営団体の職員については、本人の希望も聞いたうえで、引き続き民間事業者において雇用するよう努めなければならない。
- ③本業務の実施後には、次の請負者に業務の引き継ぎを行い、那須平成の森の管理に支障が生じないようにすること。引き継ぎについては、業務が多岐に渡るため、管理運営マニュアルを作成し、多くのスタッフ間で、電子データの引き継ぎや那須平成の森の情報を含めて、次の請負者の業務が開始される前に、十分に実施しなければならない。

6) 業務報告書の作成及び提出

請負者は、業務結果をとりまとめ、速やかに報告すること。提出先は、環境省関東地方環境事務所国立公園課（那須自然保護官事務所経由）とする。

ただし、那須平成の森の適正な利用の推進及び円滑な管理運営を図るため、業務日誌のみ、環境省担当官及び那須高原ビジターセンター管理運営業務請負者の両者と共有すること。

表 作成・提出を要する業務報告書

	概要	紙媒体の提出	電子媒体の提出
①業務日誌	当該日の業務内容を記したもの。 毎日作成。	—	—
②四半期報告書	当該四半期において実施した運営及び管理の活動を、本仕様書の項目毎にとりまとめたもの。四半期ごとに作成。	期限：四半期翌月の 15 日 （第 4 四半期分については 3 月 31 日とする） 部数：3 部	期限：紙媒体と同じ 部数：3 部
③年間報告書	当該年度において実施した運営及び管理の活動を、本仕様書の項目毎にとりまとめるとともに、民間事業者による自己評価を含めたまとめを記述したもの。年度ごとに作成。A4 版 200 頁程度	期限：3 月 31 日 部数：3 部	期限：紙媒体と同じ 部数：3 部
④活動報告書	運営及び管理の活動について、広く一般に情報提供するための資料。年度ごとに作成。A4 版 10 頁程度。	期限：3 月 31 日 部数：3 部	期限：紙媒体と同じ 部数：3 部

7) 著作権等の扱い

- ①成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- ②請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③成果物に含まれる請負者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- ④成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- ⑤成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- ⑥納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8) 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- ②請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- ③請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ④請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ⑤ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ（www.env.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである「*.go.jp」を利用し、かつ、メールを送信しないサイトであっても、なりすまし対策として送信ドメイン認証（SPF）
- ⑥請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

（6）その他

- 1) 請負者は、本業務を終了し、引き続き業務の受託者となり得ない場合は、管理室として使用していたスペースを契約前の状態に戻さなければならない。ただし、次期契約期間の民間事業者及び地方事務所との協議において、物品等の継続使用による貸借契約等が締結された場合はその限りではない。
- 2) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- 3) 那須平成の森等運営管理業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて平成 26 年度及び平成 27 年度における運営管理業務報告書並びに那須平成の森生物多様性モニタリング等調査業務報告書を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省関東地方環境事務所 国立公園課

那須高原ビジターセンター管理運営業務 仕様書（業務の詳細）

1. 目的

本仕様書は、那須高原ビジターセンター及び附帯施設（以下「VC」という。）に関する管理運営業務の請負者が行う、業務の内容について定めることを目的とする。

なお、VCは平成 20 年度策定の「日光国立公園『那須の森（仮称）』保全整備構想」において、日光国立公園那須甲子地域主要エリアのゲートとして、同地域の自然情報等についての情報提供、自然解説指導者の養成施設、国立公園管理の中心拠点として位置づけられており、その機能を維持するために適正に管理運営を行う必要がある。

2. 業務の対象範囲

那須高原ビジターセンター、受水槽等建屋、駐車場等の附帯施設

3. 業務の内容

（1）物品の確保

業務実施に当たり必要となる物品として、少なくとも複合機 1 台、印刷機 1 台を、請負者においてリース等により確保すること。

なお、複合機及び印刷機、環境省が所有しVCに配置している大型プリンタは、那須平成の森運営管理業務請負者も使用できるものとし、使用にあたっての費用負担は両者による協議で定めるものとする。

（2）業務実施計画書の作成及び提出

請負者は、業務開始の 14 日前（ただし、契約が締結されていない場合は環境省担当官と協議の上で）までに、業務計画書を環境省担当官へ提出すること。

なお、業務計画書には下記内容のうち必要な事項を記載することとするが、業務の途中で変更が必要になった際は、環境省担当官と事前に調整の上、変更内容を書面で提出すること。

- ・業務実施体制（人員配置、職務分担含む）
- ・救急対応、緊急連絡体制、事故記録、報告体制（開館時・休館時）
- ・苦情・要望等利用者意見収集、対応、回答、記録体制
- ・その他必要な事項（施設の鍵等の管理体制等）

（3）VCにおける館内業務

1) 窓口業務

来館者や電話問い合わせへの受付・案内業務（館内における、日光国立公園那須甲子地域、那須平成の森の自然に関する情報の提供を含む）を行う。併せて、那須平成の森において実施するプログラムの広報を行う。なお、施設等の使用の希望があった場合は、

「那須高原ビジターセンター使用取扱要領」（那須平成の森運営管理業務民官競争入札実施要項別添5）を希望者に案内し、環境省担当官の指示に従って処理すること。

2) 館内における解説・案内業務

館内展示室等において来館者への案内及び解説等を行う。

3) 利用者数カウンターのデータ回収・点検

那須高原ビジターセンターの利用者数カウンターのデータ回収及び点検を行い、利用者数の把握を行うこと。

4) 周辺地域の自然環境情報及び利用情報の収集・提供業務

周辺地域の自然環境の情報（基礎的な情報や四季の変化と状況）や登山道の状況等を可能な限りリアルタイムに把握し、国立公園利用者に対して、そのニーズに正確に提供すること。

5) 除雪

冬期については、施設入り口、建物周辺や歩道など必要箇所の除雪を行うこと。（利用者向け駐車場については、環境省で除雪を行う）

6) 展示（常設以外）の企画、立案及び実施

- ① 館内における展示を充実させるために、平成26年度～平成28年度に記録された通年にわたる自然情報や環境省が別途業務で実施しているモニタリング調査の成果などを活用し、季節に併せた森や生きものの様子が感じられる展示を企画、作成及び更新すること。なお、更新の頻度は四半期毎に1回とし、内容は環境省担当官と協議の上決定する。
- ② 館内や野外展示の随時情報更新が可能な展示について、随時更新を行い、四季折々の日光国立公園那須甲子地域の自然情報を伝えられるように努める。
- ③ 案内や展示に必要な情報収集を行う。特に、日光国立公園那須甲子地域の自然情報等、案内業務に必要な情報を関係自治体、周辺自然環境施設、関係観光協会、山岳関係者等と連携し、収集すること。
- ④ 那須高原ビジターセンターにおいては、なるべく多くの企画展を行えるよう努めるとともに、那須高原ビジターセンターが十分活用されるよう、地元と連携した企画展を展開すること。

7) 那須平成の森全体の管理運営に係る連携

① 連絡調整等

日光国立公園那須甲子地域及び那須平成の森の適正な利用及び円滑な管理運営を図るため、月1回程度設けられる、環境省担当官及び那須平成の森管理運営業務請負者との全般的な連絡調整、情報共有の場に参加すること。

② 協議会等への参画

環境省等により組織される那須平成の森連絡協議会（※1）、那須平成の森運営会（※2）等の運営に関する会議の事務局事務を行い、必要に応じて運営に関する資料を作成すること。その他、那須平成の森の運営管理に関する会議が実施される場合には、必要に応じて出席すること。

※1 那須平成の森連絡協議会

那須平成の森等の運営について、関係機関と連絡調整及び意見交換を行うための会。規約は那須平成の森運営管理業務民官競争入札実施要項別添7参照。

※2 那須平成の森運営会

環境省、栃木県、那須町が協力して那須平成の森等の運営を充実したものにするための会。那須平成の森及びV Cの管理運営団体に対し、運営を充実させるための業務を発注している。規約は那須平成の森運営管理業務民官競争入札実施要項別添8参照。

③ 那須平成の森基金の事務局業務の請負

那須平成の森基金（※3）では、従前、那須平成の森基金の事務局業務を那須高原ビジターセンター管理運営団体（現行請負者）に委託してきた。那須平成の森基金の事務局は、本業務内容に含まれず、環境省の委託する業務ではないが、本業務の請負者に対し、那須平成の森基金から事務局業務の依頼があった場合には、予め環境省の承認を受けた範囲で、那須平成の森基金の事務局業務を請け負うことができる。

※3 那須平成の森基金

那須平成の森では、豊かな自然の維持と自然とのふれあいを図るため、自然環境のモニタリングや自然体験・自然学習プログラムなどが実施されている。那須平成の森基金は、こうした取り組みを、行政機関だけではなく幅広い人々の支援のもとで推進していくために設立されたものである。

なお、那須平成の森基金は、賛同する一般市民から会費や寄付金をいただき、那須平成の森での民間団体の活動に対し助成を行っている。

8) その他

① 事故等への対応

請負者は、緊急連絡体制を整えて事故発生時に備え、業務の対象範囲周辺でケガ・事故、急病発生を発見した場合や通報を受けた場合、保護・救護・救急への通報等状況に応じ適切な措置を行うとともに、環境省担当官に連絡し、必要に応じて指示を仰ぐこと。業務の対象範囲以外で管理者が明らかな場合は当該管理者にも連絡すること。

また、速やかに対応の記録や概要について書面に記録し、環境省担当官に報告すること。

② 苦情・要望への対応

施設利用者からの苦情・要望について対応し、必要に応じて概要を書面に記録し、環境省担当官への報告及び那須平成の森運営運営業務請負者と共有すること。

(4) 施設の維持管理、保守点検業務

1) 施設の開館日、開館時間及び休館日

① 開館日

以下に示す休館日以外の日とする。

② 開館時間

4～11月 8時30分から17時30分まで

12～3月 9時00分から16時30分まで

③ 休館日

5月、8月、10月を除く期間の毎週水曜日。ただし、国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。なお、4月29日～5月5日の期間及び12月29日～翌年1月3日の期間は、これに関わらず開館日とする。臨時休館日等については、9月と1月に2日程度設定する予定であるが、事前に環境省担当官に協議の上、了承を得ることとする。

④ 開館日数（那須平成の森運営管理業務民間競争入札実施要項別添1-2）

324日（平成29年度）

325日（平成30年度）

325日（平成31年度）

2) 施設及び設備の維持管理（清掃、日常的な点検、消耗品の交換）、法定点検等における 立会確認

対象範囲、頻度及び作業内容は実施要項中の別表2に記載。防火管理者を配置するとともに、法定点検や設備保守の際の立ち会い確認、対応を行う。

なお、館内設備機器（展示物含む）に不具合があった場合には、消耗品の交換・小修繕等を実施する。なお、大規模な修繕については原則として環境省により実施することとし、可能な応急措置を行った上で環境省担当官と協議する。

3) 業務報告書の作成

請負者は、管理業務の実施状況や施設の利用状況を速やかに報告するために、業務報告書を作成すること。

4. 業務の実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

5. 業務報告書の作成及び提出

請負者は、3.(4).3)で作成した報告書について、速やかに報告すること。提出先は、環境省関東地方環境事務所国立公園課（那須自然保護官事務所経由）とする。ただし、那須平成の森の適正な利用の推進及び円滑な管理運営を図るため、業務日誌のみ、環境省担当官及び那須平成の森フィールドセンター管理運営業務請負者の両者と共有すること。

表 1 作成・提出を要する業務報告書

	概要	紙媒体の提出	電子媒体の提出
① 業務日誌	当該日の業務内容を記したもの。	—	
② 四半期報告書	当該四半期において実施した運営及び管理の活動を、本仕様書の項目毎にとりまとめたもの。四半期毎に作成。	期限：四半期翌月の15日（第4四半期分については3月31日とする） 部数：3部	期限：紙媒体と同じ 部数：3部
③ 年間報告書	当該年度において実施した運営及び管理の活動を、本仕様書の項目毎にとりまとめるとともに、民間事業者による自己評価を含めたまとめを記述したもの。A4版100頁程度。	期限：3月31日 部数：3部	期限：紙媒体と同じ 部数：3部

6. 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、民間事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- ② 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十

分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- ④ 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ⑤ ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ（www.env.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである（*.go.jp）を利用し、かつ、メールを送信しないサイトであっても、なりすまし対策として送信ドメイン認証(SFP)を設定すること。
- ⑥ 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- （1）本業務は、4月1日から行われることが必要であるため、事前に必要な準備を行い、業務開始に備えること。
- （2）本業務の引継ぎにあたっては「那須平成の森運営管理業務」において作成される管理運営マニュアルにより、平成28年度までの管理運営団体と、多くのスタッフ間の間で、電子データの引継ぎや那須平成の森の情報を含めて十分に実施すること。
また、本業務においては、展示の企画・実施ノウハウなど、マニュアル化や短時間での引継ぎがきわめて困難な業務も存在する。平成28年度までの管理運営団体の職員については、本人の希望も聞いた上で、引き続き請負者において雇用するよう努めなければならない。
- （3）請負者は本業務を終了し、引き続き業務の請負者となり得ない場合は、管理室として使用していたスペースを契約前の状態に戻さなければならない。ただし、次期契約期間の民間事業者及び地方事務所との協議において、物品等の継続使用による貸借契約等が締結された場合はその限りではない。
- （4）各種規定がない場合は、国の諸規定に準じて業務を実施し、業務実施において疑義等が生じた場合、本仕様により難い事由が生じたとき、本仕様の細部事項については発注者と協議しその指示に従うものとする。
- （5）業務終了後、請負者の変更等で事務の引き継ぎが必要となった場合は速やかにこれを行うこと。
- （6）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- （7）那須高原ビジターセンター管理運営業務を行うにあたって、入札参加希望者は、必要に応じて平成26年度から平成28年度における那須平成の森運営管理業務報告書並びに那須平成の森生物多様性モニタリング等調査業務報告書を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧するこ

とを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省関東地方環境事務所 国立公園課

民間事業者が使用可能な備品(那須平成の森)

那須平成の森フィールドセンター

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
オフィス家具	ロッカー	SEIKO FAMILYSLK-9	6	来館者用
	スノーシュー収納棚	KOKUYO シェルビング SE-06416F1	4	
	食器棚	アイリスオーヤマ キッチンキャビネット	1	
	A4サイズ対応保管庫	PLUS リンクスシリーズ L5-180S W4	1	
	本棚	PLUS リンクスシリーズ L5-180E W4	3	
	ローキャビネット	PLUS リンクスシリーズ L5-70E W4	2	
	パーテーション	ASKUL 130-865	8	
	清掃用具入れ	掃除用具庫 W608CL-13W	1	
	ストーブ柵	HearthGate5616-1600-15	1	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1845	15	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1860	5	
	スタッキングチェア	スタッキングチェアLTS-110Z	64	
	チェアポーター	スタッキングチェア用台車 LTS40	2	
	掲示用黒板	アイリスオーヤマ ブラックボードA1	3	
	イーゼル	アイリスオーヤマ 木製イーゼル1300H	3	
	スケジュールボード	無地ホワイトボードNV34	1	
	ホワイトボード	ジョイントテックス 脚付両面ホーローホワイトボード JB-D260	1	
	脚立	ジョイントテックス MBX210A	1	
	踏み台	ジョイントテックス スチール製踏み台 SU-	2	
	雨傘除水機	かさからっとAタイプ K-100A	4	
	傘立て	KOKUYO フレームタイプ US-A163N	1	
電子機器	ノートパソコン	ASUS K50JSX552V	8	
	ノートパソコン	Lenovo G500	2	同上
	外付けハードディスク	HD-LBFU2	1	
	無線LANルーター	BUFFALO WZR-HP-G301NH	1	
	A3カラープリンター	cannon PIXUS IX5000	1	
光学機器	三脚	SLIK 340DX2	4	
	フィールドスコープ	ニコン ED-82、38×ワイドMC接眼レンズ	3	
	双眼鏡	Kenko	35	
	双眼鏡	ニコン モナーク8×36D CF	7	
	実体顕微鏡	ニコン ファーブルミニ	3	
	デジタル一眼レフカメラ	EOS KISS X4 BODY、レンズ(18mm-200mm)	1	
	マクロレンズ	タムロン SP AF60mm F/2 Di I I LD[1F]	1	
	ビデオプロジェクター	Panasonic PT-D6000	1	
電気製品	電話機	Panasonic VB-F611K	6	
	掃除機	Panasonic MC-G5000P-K	1	
	シュレッダー	フェローズ PS-79Ci-2	1	
	冷蔵庫	三菱 MR-P15S-B	1	
作業用品	除雪機	ヤナセ Y9-16GS	1	
	チェーンソー	マキタ ME333	1	
	草刈り機	マキタ MEM427	1	

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
貸出用 物品	オーバーブーツ	モンベル シンプルオーバーブーツ #1129	50	
	スノーシュー	モンベル ATLAS #823 ELEKTRA	10	
	ストック	モンベル 2ピースロックジョーボール	10	
	雨具	上下セット	20	
		ミドリ安全 2130010103 作業長靴 ワークエース		
	長靴(22～23.5cm)	W2000N 黒	7	
	長靴(24～28.0cm)	おたふく手袋 ロングタイプ耐油長靴 黒	8	
	バックパック	deuter アーバンライト(16L) D48202	5	
	担架	松永製作所 把手伸縮式アルミ製担架	1	
	毛布、布団	ダブルサイズ毛布、布団3点セット	1	
その他	無線機	STANDARD VDX10	5	
	文房具類	針なしステップラー1、クリップボード40、セロハンテープカッター3、ペーパーカッター(裁断機)1、穴あけパンチ2、デジタルスケール1、印箱1、ゴミ箱10、レターケース1、キーボックス1、手提金庫2、懐中電灯2、テブラ1、ラミネーター1、電卓3、壁		
	清掃機材	ガラス用ワイパー2、ハンディワイパー2、モップ5、モップ絞り器1、自在ホーキ5、清掃中パネル1		
	その他機材	除雪スコップ2、足ふきマット1、ブラシマット1、長靴5、メジャー1、作業用ゴーグル3、目立用やすり3、台車1		
	工具セット	MT-90	1	

那須平成の森 作業小屋

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
オフィス 家具	ワークテーブル	アールエフ RFD-1575W	6	
	丸イス	TOKIO M-24M	45	
	作業台	サカエ KT-593FIG	2	
	収納棚	プラス L-6615-5	5	
	ホワイトボード	プラス JB-R360	1	
電気製品	電話	Panasonic VB-F611K	1	
作業用品	ディスクグラインダー	9533 BH	2	
	卓上糸鋸盤	日立 FCW40SA	1	
	コードリール 30m屋外用	日動 防雨型 FW-303 30m	1	
	鉋鉋180mm		10	
	鉋鉋165mm		10	
	鉋左利き用	鋼典 左サヤ鉋165mm	4	
	手斧	地型 570g	8	
	剪定鋸	サムライ鉋鋸 GC-270-LH	10	
	砥石	コンビ砥石	20	
	チェーンソー	ハスクバーナ 339XP	1	

民間事業者が使用可能な備品(那須高原ビジターセンター)

那須高原ビジターセンター

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
オフィス家具	収納棚	フクフジ FBL150-2112454	2	
	保管庫	PLUS L5-180A	1	
	下駄箱	ジョインテックス SH-G6B	2	
	傘立て	コクヨ US-PK45j(鍵あり)	2	
	清掃用具入れ	テラモト UB-285-248	2	
		ジョインテックス W608 CL-13W	2	
	応接セット	センターテーブル1、ソファ1人掛4、ソファ3人	各1	
	ローテーブル	PT-1260CE	1	
	シェルフ	アイリスオーヤマ ウッディななめシェルフ	2	
	ストーブ柵	HearthGate5616-1600-15	1	
	折り畳みテーブル座卓タイプ	ジョインテックス SA-1845ZN	6	
	フォールディングテーブル	ジョインテックス YG-1860W	10	
	フォールディングテーブル	ジョインテックス YG-1845	35	
	スタッキングチェア	ジョインテックス PS-10 BK	156	
	スタッキングチェア用台車	ジョインテックス PS-D25	3	
	スタッキングチェア用台車		2	
	ホワイトボード	PLUS JB-R360	2	
	展示ボード	Fke SG型	18	
	展示ボード用ボール	Fke S型	38	
	パネル収納運搬車	Fke	1	
	脚立	Hailo L40 8948-001	1	
	踏み台	長谷川工業 SU-7	1	
電子機器	GPS	GarminGPSmap62SJ	1	
光学機器	小型プロジェクター	NEC NP-V260WJD	1	
	ビデオプロジェクター	Panasonic PT-D6000	1	
	移動式スクリーン	キクチ GFP-100W	1	
	双眼鏡	Kenko	5	
電気製品	電話	パナソニック	12	事務室、レクチャールーム、会議室内
	洗濯機	日立 NW-6MY 白い約束	1	環境省2階
	冷蔵庫	ユーイング MR-D09BB	1	
	冷凍庫	日立 RF-U11ZF	1	
作業用品	除雪機	ヤナセ Y9-16GS	1	
	ジグソー	日立 CJ110 MV	1	
	ブロワ	日立 RB40 VA	1	
	草刈機	マキタ MEM427	1	
貸出用品	ストック	LODESTONE	40	
	スノーシュー(大人用)	モンベル ATLAS モレイン23	40	
	スノーシュー(子ども用)	モンベル ATLAS ユース	40	
	テント	LOGOS Qset Combi Tarp 300-K	2	
	毛布	災害用備蓄毛布	10	
	救護用装備	マット2、寝袋1、保温シート1		
	車椅子	ヤガミ YS-1KN	2	
	担架	ヤガミ MT-6	1	
その他	文房具類	手提金庫1、コルクボード3、ブラックボード5、イーゼル5		
	清掃機材	高所窓ふきワイパー	1	
	工具類	電動式インパクト1、鉋鉋1、鉋鉋左利き用1、ラチェットレンチセット1、剪定鋸1		
	その他機材	台車2、カラーコーン20、コーンパー10、座布団10		

那須平成の森清掃等箇所

項目		頻度	作業内容等
(1) 那須平成の森維持管理業務			
1)	館内清掃	開館期間中、 随時	・展示室フローリング 泥で汚れたところの掃き掃除、拭き掃除 ・トイレ（男性、女性、多目的トイレ） 掃き掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレットペーパーの補充、洗面台拭き ※トイレ掃除は、通常期で1日2回程度、繁忙期は1日4回程度 ・作業小屋 使用後、清掃 ・窓拭き 特に汚れた場合、拭き掃除等
		毎日閉館後	・トイレ（男性、女性、多目的トイレ） 掃き掃除、ノズル掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレットペーパー補充、洗面台拭き ・更衣室（男性、女性） ロッカー内の忘れ物の確認、拭き掃除 ・展示室フローリング 掃き掃除、モップがけ ・ホールの石の部分 掃き掃除 ・カウンター、展示 ハンディモップ、ガラスクリーナー ・風除室 掃除機、マットの泥落とし ・事務所、乾燥室、救護室 掃き掃除、机拭き、ゴミ回収 ・デッキ ゴミ拾い ・駐車場 ゴミ拾い ・灰皿 灰すて、清掃
		繁忙期 毎日	・環境省が設置する仮設トイレ（3基設置） 清掃、手洗い用水の補充、し尿タンクの確認
		週1回 (冬期のみ)	・ペレットストーブの掃除 灰の除去、煤汚れ拭き（シーズン初めと終わりには煙突掃除）
		年1回	普段は手の行き届かない部分の掃除 ・梁のほこり払い ・ガラス拭き 等
		不定期	・展示換えに伴う清掃 ・機械室 落ち葉がたまっていた場合、落ち葉かきを実施 ・展示室フローリング ワックスの傷み状況により、必要に応じワックスがけ

			を実施 (※参考：平成 27 年度までは 2 年に 1 回程度の頻度で実施している)
2)	フィールドセンターの利用者数カウンターのデータ回収・点検	毎日	データ回収及び点検
	水道水の水質検査	毎日	【水道水の水質検査】 ・多目的トイレ手洗いの残留塩素を測定 ・給湯室水道水の色、濁り、臭い、味等の確認
	その他の館内設備機器の点検	毎日	【飲料水ろ過設備の点検項目】 ・塩素滅菌器の液量、注入状況の確認 ・設備周辺の清掃 ・取水槽周辺の清掃 ・原水槽、受水槽のオーバーフロー管と通気管の点検（防虫網、つまり等） ・原水槽、受水槽の亀裂や漏水の確認
		月 1 回	【館内設備の点検項目】 ① 照明は正常か ② 扉の開閉は正常か ③ ガラス面にひび、割れはないか ④ 床面に異常はないか ⑤ 展示物に異常はないか ⑥ トイレは清潔で正常に機能するか ⑦ ソファ、長椅子に不具合はないか ⑧ 更衣室、ロッカーは清潔か ⑨ 消火器に異常はないか ⑩ 排煙口は正常に機能するか ⑪ ペレットストーブに異常はないか（冬期） 【周辺施設の点検項目】 ① 取水槽、原水槽、受水槽の水量、錆の発生、異物の有無などの確認 ② 機械室周辺に落葉等が蓄積していないか ③ デッキ、柵に異常はないか ④ 園路舗装面、スロープに異常はないか ⑤ 四阿に不具合はないか ⑥ 道標、サインボードは正常か ⑦ 駐車場に異常はないか
		繁忙期	【館内トイレ使用過多による汚水処理設備の異常警報対応】 ・防災監視盤で確認、音響停止 ・機械室操作盤液晶パネルで原因確認 ・館内トイレの利用制限、仮設トイレの利用案内と誘導

項目		頻度	作業内容等
(2) その他の維持管理業務			
1)	巡視及びゴミ拾い	随時	・プログラム下見時にあわせ、巡視及びゴミ拾いを実施
2)	歩道の点検 ・維持管理	月1回、 荒天後に随時	・倒木、枯損木の除去 ・土砂やウッドチップの状況確認、補修 ・園路上の落葉落枝除去、舗装面の状況確認 ・階段の状況確認
3)	学びの森トイレの点検、清掃	月1回	・機能確認（便器の洗浄水、手指消毒器） ・便器、床の清掃

那須高原ビジターセンター清掃等箇所

項目		頻度	作業内容等
(1) 那須高原ビジターセンターの維持管理業務			
1)	館内清掃	開館期間中、 随時	・ 風徐室 掃き掃除 ・ 会議室、レクチャールーム 貸利用後の掃除確認 ・ トイレ（男性、女性、多目的トイレ） 掃き掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレットペーパーの補充、洗面台拭き ※トイレ掃除は、繁忙期で1日2回程度 ・ 園路のゴミ拾い ・ 駐車場のゴミ拾い
		毎日閉館後	・ トイレ（男性、女性、多目的トイレ） 掃き掃除、ノズル掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレットペーパー補充、洗面台拭き ・ 展示室フローリング 掃き掃除、モップがけ ・ 展示室内のカーペット 掃除機 ・ カウンター、展示 ハンディモップ、ガラスクリーナー ・ レクチャールーム 掃き掃除、モップかけ、除湿器の水捨て ・ 灰皿 灰すて、清掃
		週1回	・ スタッフトイレ（男性、女性） 掃き掃除、ノズル掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレットペーパー補充、洗面台拭き
		週1回 (冬期のみ)	・ ペレットストーブの掃除 灰の除去、煤汚れ拭き（シーズン初めと終わりには煙突掃除）
		年1回	普段は手の行き届かない部分の掃除 ・ 梁のほこり払い ・ ガラス拭き 等

		不定期	・窓拭き、展示換えに伴う清掃 ・和室、講師控室、作業室清掃 ・事務所内清掃 絨毯掃除、書類整理、プログラム備品整理、季節物の片付け ・展示室フローリング ワックスの傷み状況により、必要に応じワックスがけを実施 （※参考：平成 27 年度までは 2 年に 1 回程度の頻度で実施している）
2)	利用者数カウンターのデータ回収・点検	毎日	データ回収及び点検
	その他の館内設備機器の点検	月 1 回	【館内設備の点検項目】 ① 照明は正常か ② 扉の開閉は正常か ③ カウンター、棚の引き戸は正常か ④ ガラス面にひび、割れはないか ⑤ 床面に異常はないか ⑥ 展示物に異常はないか ⑦ トイレは清潔で正常に機能するか ⑧ ソファ、長椅子に不具合はないか ⑨ 館内は清潔か ⑩ 防災設備に異常はないか ⑪ 排煙口は正常に機能するか ⑫ ペレットストーブに異常はないか（冬期） 【周辺施設の点検項目】 ① デッキ、柵に異常はないか ② 園路舗装面、スロープに異常はないか ③ 四阿に不具合はないか ④ 道標、サインボードは正常か ⑤ 駐車場に異常はないか（コーン、車止） ⑥ 空調室外構に異常はないか ⑦ 機械室内に異常はないか ⑧ 屋外建屋に異常はないか

平成29年度 那須平成の森フィールドセンター 開館日

2017年(平成29年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
9 10 11 12 13 14 15	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13
16 17 18 19 20 21 22	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20
23 24 25 26 27 28 29	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27
30	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31
7月	27日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
9 10 11 12 13 14 15	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13
16 17 18 19 20 21 22	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20
23 24 25 26 27 28 29	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27
30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31
10月	31日開館	11月	25日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
8 9 10 11 12 13 14	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13
15 16 17 18 19 20 21	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20
22 23 24 25 26 27 28	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27
29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31

2018年(平成30年)

1月	25日開館	2月	24日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27
28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31	28 29 30 31

休館日等 凡例

水曜定期休館	36日
振替休館	1日
スタッフ夏・冬休み	4日
休館日合計 =	41日

祝祭日(開館日)

開館日 = 324日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、2月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成30年度 那須平成の森フィールドセンター 開館日

2018年(平成30年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5	6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5	3 4 5 6 7 8 9	1 2
8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12	13 14 15 16 17 18 19	6 7 8 9 10 11 12	10 11 12 13 14 15 16	3 4 5 6 7 8 9
15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19	20 21 22 23 24 25 26	10 11 12 13 14 15 16	17 18 19 20 21 22 23	10 11 12 13 14 15 16
22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26	27 28 29 30 31	17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30	17 18 19 20 21 22 23
29 30	27 28 29 30 31		24 25 26 27 28 29 30		24 25 26 27 28 29 30

7月	27日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	5 6 7 8 9 10 11	1 2 3 4	2 3 4 5 6 7 8	1
8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14	12 13 14 15 16 17 18	5 6 7 8 9 10 11	9 10 11 12 13 14 15	2 3 4 5 6 7 8
15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21	19 20 21 22 23 24 25	12 13 14 15 16 17 18	16 17 18 19 20 21 22	9 10 11 12 13 14 15
22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28	26 27 28 29 30 31	19 20 21 22 23 24 25	23 24 25 26 27 28 29	16 17 18 19 20 21 22
29 30 31	29 30 31		26 27 28 29 30 31	30	23 24 25 26 27 28 29

10月	31日開館	11月	26日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	4 5 6 7 8 9 10	1 2 3	2 3 4 5 6 7 8	1
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	11 12 13 14 15 16 17	4 5 6 7 8 9 10	9 10 11 12 13 14 15	2 3 4 5 6 7 8
14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	18 19 20 21 22 23 24	11 12 13 14 15 16 17	16 17 18 19 20 21 22	9 10 11 12 13 14 15
21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	25 26 27 28 29 30	18 19 20 21 22 23 24	23 24 25 26 27 28 29	16 17 18 19 20 21 22
28 29 30 31	28 29 30 31		25 26 27 28 29 30	30 31	23 24 25 26 27 28 29

2019年(平成31年)

1月	25日開館	2月	24日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	3 4 5 6 7 8 9	1 2 3	3 4 5 6 7 8 9	1 2
6 7 8 9 10 11 12	6 7 8 9 10 11 12	10 11 12 13 14 15 16	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	3 4 5 6 7 8 9
13 14 15 16 17 18 19	13 14 15 16 17 18 19	17 18 19 20 21 22 23	10 11 12 13 14 15 16	17 18 19 20 21 22 23	10 11 12 13 14 15 16
20 21 22 23 24 25 26	20 21 22 23 24 25 26	24 25 26 27 28	17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30	17 18 19 20 21 22 23
27 28 29 30 31	27 28 29 30 31		24 25 26 27 28	31	24 25 26 27 28 29 30

休館日等 凡例

水曜定期休館	36日
振替休館	0日
スタッフ夏・冬休み	4日
休館日合計 =	40日

祝祭日(開館日)

開館日 = 325日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、2月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成29年度 那須平成の森フィールドセンター 開館日

2017年(平成29年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31

7月	27日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31

10月	31日開館	11月	25日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31

2018年(平成30年)

1月	27日開館	2月	22日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31

休館日等 凡例

水曜定期休館	36日	祝祭日(開館日)
振替休館	1日	
スタッフ夏・冬休み	4日	
休館日合計 =	41日	開館日 = 324日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、2月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成30年度 那須平成の森フィールドセンター 開館日

2018年(平成30年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9
8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12	6 7 8 9 10 11 12	6 7 8 9 10 11 12	10 11 12 13 14 15 16	10 11 12 13 14 15 16
15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19	13 14 15 16 17 18 19	13 14 15 16 17 18 19	17 18 19 20 21 22 23	17 18 19 20 21 22 23
22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26	20 21 22 23 24 25 26	20 21 22 23 24 25 26	24 25 26 27 28 29 30	24 25 26 27 28 29 30
29 30	27 28 29 30 31	27 28 29 30 31	27 28 29 30 31		
7月	27日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11	5 6 7 8 9 10 11	5 6 7 8 9 10 11	9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15
15 16 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18	12 13 14 15 16 17 18	12 13 14 15 16 17 18	16 17 18 19 20 21 22	16 17 18 19 20 21 22
22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25	19 20 21 22 23 24 25	19 20 21 22 23 24 25	23 24 25 26 27 28 29	23 24 25 26 27 28 29
29 30 31	26 27 28 29 30 31	26 27 28 29 30 31	26 27 28 29 30 31	30	30
10月	31日開館	11月	26日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8
7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	4 5 6 7 8 9 10	4 5 6 7 8 9 10	9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	11 12 13 14 15 16 17	11 12 13 14 15 16 17	16 17 18 19 20 21 22	16 17 18 19 20 21 22
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	18 19 20 21 22 23 24	18 19 20 21 22 23 24	23 24 25 26 27 28 29	23 24 25 26 27 28 29
28 29 30 31	25 26 27 28 29 30	25 26 27 28 29 30	25 26 27 28 29 30	30 31	30 31

2019年(平成31年)

1月	27日開館	2月	22日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9
6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9	3 4 5 6 7 8 9	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	10 11 12 13 14 15 16
13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16	10 11 12 13 14 15 16	10 11 12 13 14 15 16	17 18 19 20 21 22 23	17 18 19 20 21 22 23
20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23	17 18 19 20 21 22 23	17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29 30	24 25 26 27 28 29 30
27 28 29 30 31	24 25 26 27 28	24 25 26 27 28	24 25 26 27 28	31	31

休館日等 凡例

水曜定期休館	36日	祝祭日(開館日)
振替休館	0日	
スタッフ夏・冬休み	4日	
休館日合計 =	40日	開館日 = 325日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、2月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成31年度 那須平成の森フィールドセンター 開館日

2019年(平成31年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15
14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	16 17 18 19 20 21 22	16 17 18 19 20 21 22
21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	23 24 25 26 27 28 29	23 24 25 26 27 28 29
28 29 30	28 29 30	26 27 28 29 30 31	26 27 28 29 30 31	30	30
7月	26日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
28 29 30 31	28 29 30 31			29 30	29 30
10月	31日開館	11月	26日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
6 7 8 9 10 11 12	6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
13 14 15 16 17 18 19	13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
20 21 22 23 24 25 26	20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
27 28 29 30 31	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30	24 25 26 27 28 29 30	29 30 31	29 30 31

2020年(平成32年)

1月	27日開館	2月	23日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

休館日等 凡例

水曜定期休館	37日
振替休館	0日
スタッフ夏・冬休み	4日
休館日合計 =	41日

祝祭日(開館日)

開館日 = 325日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、2月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成29年度 那須高原ビジターセンター 開館日

2017年(平成29年)

4月 26日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月 31日開館						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 26日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 27日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月 31日開館						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月 24日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10月 31日開館						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月 25日開館						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月 27日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2018年(平成30年)

1月 25日開館						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2月 24日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月 27日開館						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

休館日等 凡例

水曜定期休館 36日

振替休館 1日

スタッフ夏・冬休み 4日

休館日合計 = 41日

祝祭日(開館日)

開館日 = 324日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、1月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成30年度 那須高原ビクターセンター 開館日

2018年(平成30年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5		1 2	
8 9 10 11 12 13 14		6 7 8 9 10 11 12		3 4 5 6 7 8 9	
15 16 17 18 19 20 21		13 14 15 16 17 18 19		10 11 12 13 14 15 16	
22 23 24 25 26 27 28		20 21 22 23 24 25 26		17 18 19 20 21 22 23	
29 30		27 28 29 30 31		24 25 26 27 28 29 30	
7月	27日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4		1	
8 9 10 11 12 13 14		5 6 7 8 9 10 11		2 3 4 5 6 7 8	
15 16 17 18 19 20 21		12 13 14 15 16 17 18		9 10 11 12 13 14 15	
22 23 24 25 26 27 28		19 20 21 22 23 24 25		16 17 18 19 20 21 22	
29 30 31		26 27 28 29 30 31		23 24 25 26 27 28 29	
10月	31日開館	11月	26日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1 2 3 4 5 6		1 2 3		1	
7 8 9 10 11 12 13		4 5 6 7 8 9 10		2 3 4 5 6 7 8	
14 15 16 17 18 19 20		11 12 13 14 15 16 17		9 10 11 12 13 14 15	
21 22 23 24 25 26 27		18 19 20 21 22 23 24		16 17 18 19 20 21 22	
28 29 30 31		25 26 27 28 29 30		23 24 25 26 27 28 29	
				30 31	

2019年(平成31年)

1月	25日開館	2月	24日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1 2 3 4 5		1 2		1 2	
6 7 8 9 10 11 12		3 4 5 6 7 8 9		3 4 5 6 7 8 9	
13 14 15 16 17 18 19		10 11 12 13 14 15 16		10 11 12 13 14 15 16	
20 21 22 23 24 25 26		17 18 19 20 21 22 23		17 18 19 20 21 22 23	
27 28 29 30 31		24 25 26 27 28		24 25 26 27 28 29 30	
				31	

休館日等 凡例

水曜定期休館	36日	祝祭日(開館日)
振替休館	0日	
スタッフ夏・冬休み	4日	
休館日合計 =	40日	開館日 = 325日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、1月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

平成31年度 那須高原ビクターセンター 開館日

2019年(平成31年)

4月	26日開館	5月	31日開館	6月	26日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15
14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	16 17 18 19 20 21 22	16 17 18 19 20 21 22
21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	23 24 25 26 27 28 29	23 24 25 26 27 28 29
28 29 30	28 29 30	26 27 28 29 30 31	26 27 28 29 30 31	30	30
7月	26日開館	8月	31日開館	9月	24日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
14 15 16 17 18 19 20	14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
28 29 30 31	28 29 30 31			29 30	29 30
10月	31日開館	11月	26日開館	12月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
6 7 8 9 10 11 12	6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
13 14 15 16 17 18 19	13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
20 21 22 23 24 25 26	20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
27 28 29 30 31	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30	24 25 26 27 28 29 30	29 30 31	29 30 31

2020年(平成32年)

1月	25日開館	2月	25日開館	3月	27日開館
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7 8	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7
5 6 7 8 9 10 11	5 6 7 8 9 10 11	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
12 13 14 15 16 17 18	12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
19 20 21 22 23 24 25	19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
26 27 28 29 30 31	26 27 28 29 30 31	23 24 25 26 27 28 29	23 24 25 26 27 28 29	29 30 31	29 30 31

休館日等 凡例

水曜定期休館	37日	祝祭日(開館日)
振替休館	0日	
スタッフ夏・冬休み	4日	
休館日合計 =	41日	開館日 = 325日

- ・毎週水曜日を定期休館日とする。
- ・祝祭日、GW(4/29～5/5)、年末年始(12/29～1/3)は休館日を設定しない。
- ・水曜日に開館する場合には、翌日に振替休館日を設定する。
- ・スタッフの夏季冬季休暇のため、9月、1月に臨時休館日(各2日程度)を設定する。

4.4 那須平成の森モニタリング計画（平成 27 年度改訂）

今年度実施した調査結果及び専門家からのヒアリングを基にこれまで整理したモニタリング手法の改訂、新規調査項目、調査年次計画の検討を踏まえ、那須平成の森のモニタリング計画の改訂を行った。

以降にモニタリング計画における事項、①モニタリング方法の考え方、②一般利用開始におけるインパクト、③モニタリング方法を示し、平成 27 年度のモニタリング計画を整理した。

4.4.1 モニタリング方法の考え方

モニタリング調査とは、事業が生物環境に及ぼす影響を事業実施時及び完成後も継続的に監視することを目的とするものであり、基礎的な現状認識として表 4-14 の事項を把握する必要がある。

本地区においては、一般利用が自然環境へ与える影響を把握することが目的であり、一般利用によるインパクト、それに対するレスポンス・影響を考え、「何が生息しているか」、「どこに生息しているか」、「どのくらい生息しているか」について着目したモニタリング調査を行うことで自然環境へ与える影響を把握する。

表 4-14 事業実施時の生物調査項目

項目	内容
何が生息しているか 「生物相調査」	ある地域に生活する生物の種全体を生物相 (biota) といい、さらに植物相 (flora) と動物相 (fauna) に分けられる。現状調査にあたっては、まず事業調査計画地内に『何が生息しているか』、つまり生物相を把握することが基本的に必要となる。例えば、影響予測にあたって、種の存在が把握されてなければ、その種への影響は予測できない。
どこに生息しているか 「分布調査」	『どこに生息しているか』、つまり分布を把握することが必要となる。この場合、事業との関連において分布を把握する必要がある。例えば、ダムの湛水予定区域に分布するか、別の区域にも分布するかなどを把握する調査のことをいう。生物相調査と分布調査は一体不可分な面があり、併せていう場合は、「生息分布調査」という。
どのくらい生息しているか 「現存量調査」	『どのくらい生息しているか』、つまり現存量を把握する必要もある。例えば、分布が確認された種の現存量が多いのか少ないのか把握することである。
何をしているか 「種生態調査」	『確認された場所で何をしているのか』、つまり行動等の生物の生活のある面を把握する必要もある。例えば、渡り鳥が繁殖場として事業計画地を利用しているのと、通過途中の餌場や休息場等として利用しているのでは、確認されたことの意味が違う。このような『場』としての質的な利用状況も把握する必要がある。また、行動圏の広さも把握することが必要な場合もある。さらに絶滅の恐れのある種については、影響予測、保全対策立案等のために、事業計画地における具体的な生態を知る必要もある。
いつ出現するか 「季節性の問題」	『いつ出現するか』、つまり季節変化を把握する必要もある。例えば、渡り鳥が多数飛来する場所では、季節的な飛来・飛去の暦を把握することも、工事実施の時期との関連等で必要になる。また、回遊魚のように、産卵→流下→遡上のような季節的な暦を把握しておくことも環境保全対策等にあたり重要になる。

出典：平成 21 年度 那須高原集団施設地区自然環境把握請負業務報告書

4.4.2 一般利用開始によるインパクトの整理

一般利用の開始に伴うインパクトとして、「工事作業」によるもの、「線的なエリアの利用」によるもの、「面的なエリアの利用」によるものの3つが考えられる。また、一般利用開始によるインパクトではないが、植生の遷移や地球温暖化といった自然環境の変遷等によって起きる「長期的な変化」も本地区に影響を与えるものと考えられる。以下にそれぞれのインパクトや長期的な変化について平成21年度に整理したものを示す。

(1) 工事作業に伴うインパクト

工事作業に伴うインパクトとしては、「工事車両、作業車両、作業員等の侵入」、「工事による騒音」が考えられる。これらに対するレスポンス、影響、把握すべきことについて表 4-15 に示す。

工事等による影響で、主に外部からの帰化種を含む動植物の侵入が予想されるため、これらの侵入の程度を把握する必要がある。

表 4-15 工事作業に伴うインパクトとそれに対するレスポンス、影響、把握すべきこと

ID	インパクト	短期的レスポンス	短期的なハビタットや生物に対する影響	長期的変動	把握すべきこと
1	工事車両、作業車両、作業員等の進入	工事によりエリア内への車両の侵入、作業員の立入、資材の搬入が起きる。	車両、作業員、資材についてくるなどして侵入する動植物が増加する。	帰化種等が増加し、当該地域の在来種・個体群の衰退が起きる。	歩道沿い等での工事作業に伴った帰化種等の侵入の程度及び当該地域の在来種に対する影響を把握する。
2	工事による騒音・振動	工事により騒音や振動が起きる。	騒音や振動により動物が地域外へ移動し、個体数の減少が起きるが、短期的なものであるため、影響は少ないと考えられる。	—	工事騒音による影響は少ないと思われるが、生物の繁殖時期等で生態系に影響が予想される場合にはモニタリング調査を検討する。

※出典：環境省(2011)「平成21年度 那須高原集団施設地区自然環境把握請負業務報告書」 帰化種等と在来種に関する文言を一部修正

(2) 線的なエリアの利用に伴うインパクト

線的なエリアの利用に伴うインパクトとしては、「道路の開設整備」、「線的なエリアの利用」、「管理作業」が考えられる。これらに対するレスポンス、影響、把握すべきことについて表 4-16 に示す。

一般利用者の散策やガイドツアー、管理上の草刈り等により、帰化種の増加や当該地域の在来種の減少が予想される。そのため、これらの増減等の程度を把握する必要がある。

表 4-16 線的なエリアの利用に伴うインパクトとそれに対するレスポンス、影響、把握すべきこと

ID	インパクト	短期的レスポンス	短期的なハビタットや生物に対する影響	長期的変動	把握すべきこと
3	道路の開設整備	管理車道(兼歩道)・バリアフリー園路の開設により、2m幅のアスファルト舗装が行われる。歩道の開設により下草刈り、路床整正が行われる。	管理車道等の開設は、現行の歩道等を利用する場所が多く、ハビタットの減少は起きるが、道路幅が狭いため、開設による影響は少ないと考えられる。	-	-
4	線的なエリアの利用 (散策、ガイドツアーによる自然観察などでの利用)	利用により線的な人の立ち入り が起きる。	帰化種等の動植物の侵入が起きる。	帰化種等が増加し、当該地域の在来種・個体群の衰退が起きる。	歩道沿い等での人の利用に伴った帰化種等の侵入の程度及び当該地域の在来種に対する影響を把握する。
5			動物が地域外へ移動し、個体数が減少する。	人の立ち入りによるストレスから、動物が地域外へと移動していくことによって、生息する種の個体数が減少する。	歩道沿い等での人の利用に伴った移入種の侵入を把握する。
6					歩道沿い等での人の利用に伴ったストレスによる動物の地域外への移動に対する影響を把握する。
7					歩道沿い等での人の利用に伴った採取による影響を把握する。
8	管理作業	管理上、主に下草刈りが行われる。	下草刈り等によって乾燥したハビタットが増加し、湿ったハビタットが減少する。	乾燥した場所を好む種が増加し、湿った場所を好む種が減少する。	歩道沿い等での下草刈り等による植物相への影響を把握する。

※出典:環境省(2011)「平成21年度 那須高原集団施設地区自然環境把握調査業務報告書」 帰化種等と在来種に関する文言を一部修正

(3) 面的なエリアの利用に伴うインパクト

面的なエリアの利用に伴うインパクトとしては、「エリアの開設整備」、「エリアの開設に伴った植栽」、「フィールドセンターの建設」、「作業小屋の建設」、「駐車場の開設」、「面的なエリアの利用」、「管理作業」、「污水排水」が考えられる。これらに対するレスポンスと影響、把握すべきことについて表 4-17 に示す。

駐車場や施設の建設、散策やガイドツアー等による面的な利用、面的な草刈り等の管理作業によって、ハビタットの劣化・減少・消失、餌資源の減少、帰化種等の増加が起こり、当該地域の生物多様性が劣化する恐れがある。そのため、当該地域の在来種の生息・生育環境の健全性や、各々の増減の程度を把握する必要がある

また、大雨時には污水流出によって水質の悪化が予想されるため、污水排水からの水環境に対する影響を把握する必要がある。

表 4-17 面的なエリアの利用に伴うインパクトとそれに対するレスポンス、影響、把握すべきこと

ID	インパクト	短期的レスポンス	短期的なハビタットや生物に対する影響	長期的変動	把握すべきこと
9	コリアの開設整備	エリアの開設により下草刈り、伐採が行われる。	日射量の増加により、明るい・乾燥したハビタットが増加し、暗い・湿ったハビタットが減少する。	明るい・乾燥した場所を好む種が増加し、暗い・湿った場所を好む種が減少する。	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの日射量による変化を把握する。
10			枝の重なりや樹洞などの減少など、ハビタットの多様性の減少が起きる。	枝の重なりが減少することや巣になる場所や冬眠場所となる樹洞などの減少によって、樹上性の種が減少する。	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からのハビタットの減少による影響を把握する。
11			餌の供給量の減少が起きる。	餌の供給量が減少することで、生息する個体数が減少する。	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの餌の供給量に対する影響を把握する。
12	フィールドセンターの建設	建設により生育・生息地が失われる。	ハビタットの消失。	—	—
13	作業小屋の建設	建設により生育・生息地が失われる。	ハビタットの消失。	—	—
14	駐車場の開設	アスファルト舗装が行われる。	ハビタットの消失。	—	—
15	面的なコリアの利用 (散策、ガイドツアーによる自然観察、自然体験など)	利用により面的な人の立ち入り起きる。	帰化種等の動植物の侵入が起きる。	帰化種等が増加し、当該地域の在来種・個体群の衰退が起きる。	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴った帰化種等の侵入の程度及び侵入による影響を把握する。
16			動物が地域外へ移動し、個体数が減少する。	人の立ち入りによるストレスから、動物が地域外へと移動していくことによって、生息する種の個体数が減少する。	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴ったストレスによる動物の地域外への移動に対する影響を把握する。
17			土が踏み固められることにより、ハビタットの多様性の減少が起きる。	土が踏み固められることで、生育・生息する種が減少する。	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴った踏みしめによるハビタットの多様性に対する影響を把握する。
18		利用により面的な土の踏みしめが起きる。(踏圧)	餌の供給量が減少し、個体数の減少が起きる。	餌の供給量が減少することで、生息する種の個体数が減少する。	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴った踏みしめによる餌の供給量に対する影響を把握する。
19		利用により花の咲いた植物など、一部の生物の採取が起きる。(人為採取圧)	個体の劣化や個体数の減少が起きる。	採取されることによって、生育・生息する種の個体数が減少する。	面的に利用されるエリアでの採取による影響を把握する。
20	管理作業	管理上の面的な下草刈り・伐採等によって下草や樹木が減少する。	日射量の増加により、明るい・乾燥したハビタットが増加し、暗い・湿ったハビタットが減少する。	明るい・乾燥した場所を好む種が増加し、暗い・湿った場所を好む種が減少する。	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの日射量による変化を把握する。
21			枝の重なりや樹洞などの減少など、ハビタットの多様性の減少が起きる。	枝の重なりが減少することや巣になる場所や冬眠場所となる樹洞などの減少によって、樹上性の種が減少する。	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からのハビタットの減少による影響を把握する。
22			餌の供給量の減少が起きる。	餌の供給量が減少することで、生息する個体数が減少する。	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの餌の供給量に対する影響を把握する。
23	汚水排水	無放流方式によって処理されるが、大雨等での流出が起きる。	水質の悪化により、水環境の悪化が起きる。	—	無放流方式のため汚水排水によって周辺環境へ影響を与える可能性は低い、大雨時などには汚水の流出の可能性があるため、汚水排水からの水環境に対する影響を把握する。

※出典：環境省(2011)「平成21年度 那須高原集団施設地区自然環境把握調査業務報告書」 帰化種等と在来種に関する文言を一部修正

(4) 長期的な変化

長期的な変化に伴うインパクトとしては、「自然遷移」、「シカ、イノシシの那須地域への移動」、「水環境の変化」が考えられる。これらに対するレスポンスと影響、把握すべきことについて表 4-18 に示す。

自然遷移による植生・生態系の変化を把握する必要があるため、基礎的資料の収集が重要である。また、シカ、イノシシの那須地域への移動によって、当該地域の生物多様性の劣化が懸念されるため、これらの種の増減には注意を払う必要がある。

また、水環境の変化によって、生息種に変化が起きることが予想されるため、水質・水量を維持するためにも長期的に変化を把握する必要がある。

表 4-18 長期的な変化に伴うインパクトとそれに対するレスポンス、影響、把握すべきこと

ID	インパクト	短期的レスポンス	短期的なハビタットや生物に対する影響	長期的変動	把握すべきこと
24	自然遷移	短期的レスポンスは少ない。	—	植物の遷移が進み、植物の遷移にあつた生育・生息する種の変化が起きる。	自然遷移における長期的な植生・生態系の変化を把握する。
25	シカ、イノシシの那須地域への移動	移動し、過度に増加することで食害等が起きる。	当該地域の在来種のハビタットの多様性の減少、個体の劣化、個体数の減少が起きる。	食害等が起きることで、当該地域の在来種の個体の劣化、餌の供給量が減少し、個体数の減少が起きる。	シカやイノシシによる植生等に対する影響がすぐでできる可能性は低いですが、過度に増加することで生態系が大きく変化するため、シカやイノシシの侵入を把握する。
26	水環境の変化	降雨時の土砂の流出等により、水質の一時的な変化が起きる。	水質の変化により、水環境の変化が起きる。	水質が長期的に変化することによって、水環境の変化が起きる。	水環境の保全および森林の水源涵養機能の保全をするには水質・水量を維持する必要性があり、水環境の変化を把握する。
27				水環境が変化することによって、生息種の変化が起きる。	水環境の変化による長期的な生息種の変化を把握する。

※出典：環境省(2011)「平成21年度 那須高原集団施設地区自然環境把握請負業務報告書」 在来種に関する文言を一部修正

4.4.3 インパクトに対するモニタリング方法の整理

本年度までのモニタリング実施結果及び専門家へのヒアリング結果等を基に、平成 28 年度以降のモニタリング方法を取りまとめた。とりまとめにあたっては、過年度までの整理を踏襲し、一般利用開始に伴うインパクトの種別毎に、把握すべき事項と、その事項に応じたモニタリング方法を整理することとした。

表中の薄い赤の網掛けは、平成 23 年度以降に追加修正された項目を示す。また、本年度検討の結果、今後追加変更を行うべき点については、赤字で示した。

なお、それぞれの表の ID は表 4-15～表 4-18 の一般利用開始によるインパクトにおける表の ID と一致する。

(1) 工事作業

主に歩道沿い等の工事による影響については、帰化植物等を対象とし、引き続きルートセンサス法によりモニタリング調査を実施する（表 4-19）。

表 4-19 工事作業による影響に関する調査

ID	目的(把握すべきこと)	内容	対象	方法
1	1-1 歩道沿い等での工事作業に伴った帰化種等の侵入の程度及び当該地域の在来種に対する影響を把握する。	維管束植物全種を対象としたルート沿いの植物相調査を行う。 オオハシゴソウは多年草で種子だけでなく茎からも増えること、アメリカセンダングサは人や動物などに付着して運ばれやすいこと、オオバコは外来種ではないが踏みつけや草刈りなどにも強いことから、これらの植物などを指標とした分布調査を行う。	植物:植物相	ルートセンサス法
	1-2		植物:帰化植物、路傍雑種、耕地雑種等	ルートセンサス法
2	工事騒音による影響は少ないと思われるが、生物の繁殖時期等で生態系に影響が予想される場合にはモニタリング調査を検討する。			

※出典:環境省(2014)「平成25年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書」 帰化種等と在来種に関する文言を一部修正

(2) 線的なエリアの利用

主に歩道沿いにおける人の利用や管理等による影響については、植物相や帰化植物、哺乳類、鳥類を対象として引き続きルートセンサスやラインセンサス、センサーカメラ等によってモニタリング調査を実施する（表 4-20）。

表 4-20 線的なエリアの利用による影響に関する調査

ID	目的(把握すべきこと)	内容	対象	方法
3	—	—	—	—
4	歩道沿い等での人の利用に伴った帰化種等の侵入の程度及び当該地域の在来種に対する影響を把握する。	維管束植物全種を対象としたルート沿いの植物相調査を行う。	植物:植物相	ルートセンサス法
5	歩道沿い等での人の利用に伴った帰化種等の侵入を把握する。	オオハシゴソウは多年草で種子だけでなく茎からも増えること、アメリカセンダングサは人や動物などに付着して運ばれやすいこと、オオバコは外来種ではないが踏みつけや草刈りなどにも強いことから、これらの植物などを指標とした分布調査を行う。	植物:移入種	ルートセンサス法
6-1	歩道沿い等での人の利用に伴ったストレスによる動物の地域外への移動に対する影響を把握する。	中・大型哺乳類は生態系の中へ上位に位置し生態系に大きな影響を与えること、豊富な餌資源・十分な面積の生息場所を必要とし、移動能力も高いことから、中・大型哺乳類を対象としてセンサーカメラの設置、撮影による確認調査を行う。	動物:中・大型哺乳類	センサーカメラ
6-2		哺乳類は夜行性の種が多いため日中は確認が難しいことから、哺乳類を対象としてルート沿いのフィールドサイン、目視による確認調査を行う。	動物:哺乳類	ラインセンサス法
6-3		鳥類は移動能力が高く、比較的広い空間範囲から影響を受けやすいことから、鳥類を対象としてルート沿いでの確認調査を行う。	動物:鳥類	ラインセンサス法
6-4		鳥類は移動能力が高く、比較的広い空間範囲から影響を受けやすいことから、鳥類を対象として定点での確認調査を行う。	動物:鳥類	定点
7	歩道沿い等での人の利用に伴った採取による影響を把握する。	4と同様(ルート沿いの植物相調査)	植物:植物相	ルートセンサス法
8	歩道沿い等での下草刈り等による植物相への影響を把握する。	4と同様(ルート沿いの植物相調査)	植物:植物相	ルートセンサス法

※出典:環境省(2014)「平成25年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書」 帰化種等と在来種に関する文言を一部修正

(3) 面的なエリアの利用

面的な利用や草刈り・伐採による影響については、引き続き様々な動植物を対象とし、モニタリング調査が実施する（表 4-21）。

表 4-21 面的なエリアの利用による影響に関する調査

ID	目的(把握すべきこと)	内容	対象	方法
9-1	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの日射量による変化を把握する。	雑草・木植物を対象としたコドラート内の森林植生調査を行う。	植物:森林植生	定点
9-2		雑草・木植物を対象としたコドラート内の森林植生調査を行う。	植物:管理区域植生	定点
9-4		管理を行う小群落について、植生調査を行う。	植物:小群落環境管理地	定点
9-5		管理を行う水辺の小群落について、両生類調査を行う。	動物:両生類	定点
9-3		夜間照明には周辺の環境に生息する様々な昆虫類が集まることから、昆虫類を対象として定点においてライトトラップを仕掛け、捕獲調査を行う。	動物:昆虫類	ライトトラップ
10-1	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からのハビタットの減少による影響を把握する。	ヤマネは樹上性であり樹洞などを利用することから、ヤマネを対象として鳥用の巣箱を仕掛け、確認調査を行う。	動物:ヤマネ	巣箱
10-2		中部ゾーンと下部ゾーン1の樹林を分断する那須甲子道路に設置されたアニマルパスウェイを利用するヤマネ等の樹上性動物の利用状況を把握する。	動物:ヤマネ等の樹上性動物	ビデオ
11-1	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの餌の供給量に対する影響を把握する。	中・大型哺乳類は生態系の中へ上位に位置し生態系に大きな影響を与えること、豊富な餌資源・十分な面積の生息場所を必要とし、移動能力も高いことから、中・大型哺乳類を対象としてセンサーカメラの設置、撮影による確認調査を行う。	動物:中・大型哺乳類	センサーカメラ
11-2		ネズミ類(地上性小型哺乳類)は植物の果実や昆虫類などを餌とすること、餌の増減で個体数に変化すること、中型哺乳類等の餌となることから、ネズミ類を対象としてトラップによる確認調査を行う。	動物:ネズミ類	シャーメントラップ
11-3		チョウ類は幼虫期・成虫期と生活史を通じて植物と密接な関係を持ち森林植生の状態が評価しやすいこと、種数が適当であり分類学的・生態学的な情報の蓄積があること、昼行性であり確認しやすいことから、チョウ類を指標として目視・任意採集による調査を行う。	動物:チョウ類	ラインセンサス法 スポットセンサス法
12	-	-	-	-
13	-	-	-	-
14	-	-	-	-
15-1	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴った帰化種等の侵入の程度及び侵入による影響を把握する。	9-1と同様(定点における森林植生調査)。	植物:森林植生	定点
15-2		9-2と同様(定点における管理区域植生調査)。	植物:管理区域植生	定点
15-4		管理を行う小群落について、植生調査を行う。	植物:小群落環境管理地	定点
15-5		管理を行う水辺の小群落について、両生類調査を行う。	動物:両生類	定点
15-3		オオハシゴソウは多年草で種子だけでなく茎からも増えること、アメリカセンダングサは人や動物などに付着して運ばれやすいこと、オオバコは帰化植物ではないが踏みつけや草刈りなどにも強いことから、これらの植物などを指標とした分布調査を行う。	植物:帰化植物等	ルートセンサス法
16-1	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴ったストレスによる動物の地域外への移動に対する影響を把握する。	11-1と同様(センサーカメラによる調査)。	動物:中・大型哺乳類	センサーカメラ
16-2		哺乳類は夜行性の種が多いため日中は確認が難しいことから、哺乳類を対象としてルート沿いのフィールドサイン、目視による確認調査を行う。	動物:哺乳類	ラインセンサス法
16-3		鳥類は移動能力が高く、比較的広い空間範囲から影響を受けやすいことから、鳥類を対象としてルート沿いの確認調査を行う。	動物:鳥類	ラインセンサス法
16-4		鳥類は移動能力が高く、比較的広い空間範囲から影響を受けやすいことから、鳥類を対象として定点での確認調査を行う。	動物:鳥類	定点
17-1	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴った踏みしめによるハビタットの多様性に対する影響を把握する。	9-1と同様(定点における森林植生調査)。	植物:森林植生	定点
17-2		9-2と同様(定点における管理区域植生調査)。	植物:管理区域植生	定点
17-3		11-2と同様(シャーメントラップによる調査)。	動物:ネズミ類	シャーメントラップ
17-4		11-3と同様(チョウ類調査)。	動物:チョウ類	ラインセンサス法 スポットセンサス法
18-1	面的に利用されるエリアでの人の利用に伴った踏みしめによる影響を把握する。	11-1と同様(センサーカメラによる調査)。	動物:中・大型哺乳類	センサーカメラ
18-2		11-2と同様(シャーメントラップによる調査)。	動物:ネズミ類	シャーメントラップ
19-1	面的に利用されるエリアでの採取による影響を把握する。	9-1と同様(定点における森林植生調査)。	植物:森林植生	定点
19-2		9-2と同様(定点における管理区域植生調査)。	植物:管理区域植生	定点
20-1	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの日射量による変化を把握する。	9-1と同様(定点における森林植生調査)。	植物:森林植生	定点
20-2		9-2と同様(定点における管理区域植生調査)。	植物:管理区域植生	定点
20-3		9-3と同様(定点におけるライトトラップ法による昆虫調査)。	動物:昆虫類	ライトトラップ
21-1	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からのハビタットの減少による影響を把握する。	10-1と同様(ヤマネの巣箱調査)。	動物:ヤマネ	巣箱
21-2		10-2と同様(アニマルパスウェイのビデオ調査)。	動物:ヤマネ等の樹上性動物	ビデオ
22-1	面的に利用されるエリアでの下草刈り・伐採等からの餌の供給量に対する影響を把握する。	11-1と同様(センサーカメラによる調査)。	動物:中・大型哺乳類	センサーカメラ
22-2		11-2と同様(シャーメントラップによる調査)。	動物:ネズミ類	シャーメントラップ
22-3		11-3と同様(チョウ類調査)。	動物:チョウ類	ラインセンサス法 スポットセンサス法
23	無放流方式のため汚水排水によって周辺環境へ影響を与える可能性は低い、大雨時などには汚水の流出の可能性があるため、汚水排水からの水環境に対する影響を把握する。	定点での水質調査、流量観測を行う。	環境:水環境	定点

※出典:環境省(2014)「平成25年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書」帰化種等に関する文言を一部修正
※網掛け部分は、平成22年度以降に追加修正された項目

(4) 長期的な変化

自然遷移やシカやイノシシの侵入、水環境の変化といった長期的な変化に対して、引き続き様々なモニタリング調査を実施する（表 4-22）。

表 4-22 長期的な変化に関する調査

ID	目的(把握すべきこと)	内容	対象	方法
24-1	自然遷移における長期的な植生・生態系の変化を把握する。	維管束植物全種を対象として、湿地などの特殊な環境に生育する小群落の植物相調査を行う。	植物:小群落の植物相	全域踏査
24-2		維管束植物全種を対象として人の利用がない場所でのコドラート内の森林植生調査を行う。	植物:森林植生	定点
24-7		対象地内に存在する様々な植物群落の内容および分布状況を明らかにするために、植物社会学的手法により、植生図を作成する。	植物:植生	植物社会学的手法
24-8		巨樹・巨木の現況を把握するため、位置を記録し、樹種・樹高・胸高直径等を計測する。	植物:巨樹・巨木	全域踏査
24-9		森林植生の履歴を把握するために、間伐等により年輪を調べられる機会があるときは年輪と直径等を計測する。	植物:樹齢	定点
24-10		森林内に発生したギャップにおいて、森林の更新過程を把握するために、植生調査、毎木調査を行う。	植物:ギャップ	定点 全域踏査
24-11		夜行性哺乳類の生息状況を把握するために、夜間調査を行う。	動物:哺乳類	夜間調査
24-3		爬虫類は生態系の中へ上位に位置し豊富な餌資源を必要とすることから、爬虫類を対象としたルート沿いでの目視による確認調査を行う。	動物:爬虫類	ラインセンサス法
24-4		カエル類は水域と陸域の両方を生活史の中で必要とすることから環境の変化に弱い。また、成体及び幼体の確認がしやすいため、カエル類を対象とした目視による確認調査を行う。	動物:カエル類	ラインセンサス法
24-5		カエル類は水域と陸域の両方を生活史の中で必要とすることから環境の変化に弱い。また、卵塊は確認を行いやすいため、カエル類の卵塊を対象とした目視による確認調査を行う。	動物:カエル類の卵塊	定点
24-6		サンショウウオ類は、水域と陸域の両方を生活史の中で必要とすることから環境の変化に弱い。また、幼生が確認しやすいため、サンショウウオ類を対象とした定点における捕獲調査を行う。	動物:サンショウウオ類の幼生	定点
25	シカやイノシシによる植生等に対する影響がすぐには起こる可能性は低い、過度に増加することで生態系が大きく変化するため、シカやイノシシの侵入を把握する。	シカ、イノシシを対象としたセンサーカメラの設置、撮影による確認を行う。	動物:シカ・イノシシ	センサーカメラ
26	水環境の保全および森林の水源涵養機能の保全には水質・水量を維持する必要性があり、水環境の変化を把握する。	定点での水質調査、流量観測を行う。	環境:水環境	定点
27	水環境の変化による長期的な生息種の変化を把握する。	魚類及びその他の水生生物は水環境の変化に伴って生息種が変化するため、魚類及びその他の水生生物の捕獲調査を行う。	動物:魚類(その他の水生生物)	定点

※出典:環境省(2014)「平成25年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書」一部追加
※網掛け部分は、平成22年度以降に追加修正された項目

4.4.4 モニタリング方法概要

これまで整理したインパクト毎のモニタリング方法について、対象及び方法毎にまとめ、モニタリング方法概要として表 4-23 に示す。表中の薄い赤の網掛けは、平成 23 年度以降に追加修正された項目を示している。また、今年度検討の結果、今後追加変更を行うべき点については、赤字で示している。

今年度は那須御用邸内を視察し、No.3 帰化植物等の調査、No.21 植生管理区域内植生（コナラ林皆伐区）の調査、No.27 昆虫類（コナラ林皆伐区）の調査について、今後、比較対照区を設けた調査を実施予定であるため、モニタリング方法概要に追加した。

また、平成 27 年 3 月に、「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が公表され、2005 年に公表された外来生物法において指定された種の見直しが行われた。これにより No. 3 の帰化植物に関連する調査では、駆除の対象を基本的に「生態系被害防止外来種リスト」掲載種とする見直しを行った。

調査の目的については、大きく以下の 3 つに分けられるため、それぞれの方法についてどの目的に合うかを示した。

①一般供用による利用者の侵入、工事による車両進入や資材搬入等による自然環境の変化を把握すること。

②エリア内の環境管理（下草刈り等）や植生管理実施計画に基づく植生管理（皆伐、間伐等）による自然環境の変化を把握すること。

③中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類（イノシシ、シカ）や帰化植物の侵入による自然環境の変化を把握すること。

表 4-23 モニタリング方法概要

対象	No.	方法	目的			概要
			①	②	③	
植物	植物相	1 ルートセンサス法	◎		◎	維管束植物の草本類及び木本類を対象に、年3回、10年ごとに実施。
	特定植物群落	2 全域踏査			◎	ルートセンサス法による調査以外のルートで調査する。維管束植物の草本類及び木本類を対象に年2回、10年ごとに実施。
	帰化植物、路傍・耕地雑草等	3 ルートセンサス法	◎			帰化植物等を対象に、(当初:年2回→見直し後:年3回)実施する。開園当初は3年間毎年、以後5年ごとに実施。除外対象種は見つけ次第、記録して除去する。(道路や新設歩道沿いを重点的に調査) 除外対象種は基本的に生態系被害防止外来種リスト掲載種とする。 御用邸用地内の御散策路沿いに对照区を設け、比較することで一般開放の有無による影響を検討する。
	森林植生	4 定点		△	◎	50×50mのコードラート内で維管束植物の草本類及び木本類を対象とした植生調査。毎木調査を年1回、10年ごとに実施。併せて照度、土壌硬度も測定。
	植生管理区域内植生(1)	5 定点		△	◎	10×10mのコードラート内で維管束植物の草本類及び木本類を対象とした植生調査を年3回、毎木調査を年1回、5年ごとに実施。併せて照度、土壌硬度も測定。
	巨樹・巨木	20 全域踏査			◎	巨樹・巨木について、位置を記録し、樹種・樹高・胸高直径等を計測する。
	植生管理区域内植生(2)	21 定点		◎	◎	50×50mのコードラート内で維管束植物の草本類及び木本類を対象とした植生調査。毎木調査を年1回実施し、併せて照度、土壌硬度も計測する。調査は管理前に1回、管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討。 櫻鳴亭(那須御用邸)のススキ・シバ草地に对照区を設定し、コナラ林皆伐地との比較を行うと同時に、管理に資するデータの収集を行う。
	樹齢	22 定点			◎	間伐などで年輪を調べられる機会があるときは、年輪と胸高直径等を計測する。
	小群落環境管理地	23 定点		◎	◎	管理を行う小群落について、管理前に植生調査を行う。管理後3年間は、調査を継続し、植生の変化をモニタリングする。モニタリング結果によって、管理方法を検討する。調査は管理前に1回、管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討。
	ギャップ	24 定点・全域踏査			◎	ギャップにおいて、毎木調査(樹種、周囲、高さ等)、植生調査を実施し、ギャップからの樹林の更新過程をモニタリングしていく。植生調査は、年3回。毎木調査は年1回行う。当初4年間は隔年、以後5年ごとに実施。別途全域踏査を行い、ギャップの位置や大きさ等を記録する。5～10年に1回。
	植生	25 植生図作成	△	△	◎	植生調査を行い、組成表を作成し、群落区分を行う。植生図を作成する。
	中・大型哺乳類	6 センサーカメラ		◎	◎	センサーカメラを定点に設置し、通年自動撮影。毎年実施。
	哺乳類	7 ラインセンサス法			◎	ルートを設定し、哺乳類を対象に、目視、フィールドサインにより年2回(初夏、冬)、5年ごとに実施。
動物	ヤマネ	8 巣箱		◎	◎	ヤマネ用巣箱を林内に設置し、年4回巡回確認。調査間隔は、当初:2年ごと→見直し後5年ごとに実施。
	ネズミ類	9 シャーマントラップ			◎	No.4と同じコードラート内に20個のシャーマントラップを設置し、地上性小型哺乳類を対象に、年2回実施。当初:1122～24年までは毎年→見直し後:5年ごとに実施。
	鳥類	10 ラインセンサス法	△	△	◎	ルートを設定し、出現した鳥類を対象に年2回、開園当初4年間は隔年、以後5年ごとに実施。
	鳥類	11 スポットセンサス法	△	△	◎	定点を設定し、出現した鳥類を対象に年2回、開園当初4年間は隔年、以後5年ごとに実施。
	爬虫類	12 ラインセンサス法			◎	ルートを設定し、出現した爬虫類を対象に年4回(5月下旬頃に2回、9月下旬～10月上旬頃に2回)、5年ごとに実施。晴天時に実施。
	カエル類	13 ラインセンサス法			◎	ルートを設定し、出現したカエル類を対象に年1回(7月下旬頃)、5年ごとに実施。雨天時に実施。
	カエル類の卵塊	14 定点			◎	繁殖適地となる湿地において、カエル類の卵塊を対象に4月下旬～5月中旬頃に週1回の調査を4回、1122～24年までは毎年、以後5年ごとに実施。
	サンショウウオ類の幼生	15 定点			◎	主要河川、支流に定点を設置し、サンショウウオ類の幼生を対象に年1回(8月頃)、1122～24年までは毎年、以後5年ごとに実施。
	魚類	16 定点			◎	主要河川、支流に定点を設置し、タモ網、サデ網、投網によって魚類を対象に春、秋の2回実施する。調査間隔は、当初:開園当初4年間は隔年、以後5年ごと→見直し後:5年ごとに実施。同時に捕獲された水生生物も記録対象とする。
	チョウ類	17 ラインセンサス法		◎		ルートを設定し、チョウ類を対象に、年6回(春3回、夏3回)実施。調査間隔は、当初:1122～24年までは毎年、以後5年ごと→見直し後5年ごとに実施。
	昆虫類	18 ライトトラップ			◎	定点を設置し、昆虫を対象に、年2回実施する。調査間隔は、当初:10年ごと→見直し後:光条件等の変更があった場合に実施。
	哺乳類	29 夜間調査			◎	日没後、歩道や車道を中心に踏査し、目視や鳴き声で確認された哺乳類の種類及び位置を記録する。コウモリ類については、バットディテクター等を用いて生息の確認を行う。
	ヤマネ等の樹上性動物	28 ビデオ		◎	◎	アニマルパスウェイにビデオを設置し、通年自動録画を行う。
環境	小群落環境管理地における両生類	26 定点		◎		両生類の繁殖環境に配慮した植生管理の実施が予定されている方形区(水辺群落①、②及び③の3箇所)内で確認された両生類の種類、個体数及び位置を記録。調査は管理前に1回、管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討。
	昆虫類	27 ポイントセンサス		◎		樹木伐採や林床管理が実施された調査区、及びこれらの調査区に類似した環境で植生管理が行われていない箇所(未間伐林等の对照区)において、訪花昆虫類であるチョウ類のポイントセンサスを実施し、確認されたチョウ類の種類、個体数及び訪花した植物の種類を記録し、チョウ類相について検討する。また、植生を指標する昆虫であるハムシ類については、定性的な調査に加えて定量的な調査を行い、植生の変化によるハムシ相の変化について検討する。調査は植生管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討。 櫻鳴亭(那須御用邸)のススキ・シバ草地に对照区を設定し、コナラ林皆伐地との比較を行うと同時に、今後の管理に資するデータの収集を行う。
環境	水環境	19 定点			◎	定点を設定し、pH、DO、SS、BOD、大腸菌群数、流量を年4回実施する。調査間隔は、当初:1122～24年までは毎年→見直し後5年ごとに実施。

※1)No.20以降の色付きの部分は、平成22年度以降に追加された項目。 ※2)赤字は、今年度追加・変更された項目。

4.4.5 これまでに実施したモニタリング調査と今後の方向性

前項で整理した調査項目及びモニタリング方法に、調査間隔、これまでの調査結果、各調査項目の課題、モニタリング方法の見直しの方向性を整理し、那須平成の森モニタリング計画としてとりまとめた。表 4-24 に植物のモニタリング計画、表 4-25 に動物及び水環境のモニタリング計画を示した。植生管理を実施した区域におけるモニタリング計画は表 4-26 に示した。なお、今年度記載した箇所は赤字で表示し、平成 28 年度のモニタリング調査候補の項目について黄色の網かけで示した。

／今後も当初のモニタリング計画を基本に評価と検証を繰り返し、柔軟に計画を変更しながら進めることが望ましい。

表 4-24 植物のモニタリング計画

[illegible]

※1 目的類型：①一般利用における利用者の投入、②事業による事業投入や自治体による社会資源を活用すること、③自治体内で環境資源の活用、④他者による自然環境の活用を指すこと。⑤中長期的な自然の増育や環境変化、大型哺乳類(イノシシ、シカ)や侵入植物の侵入による自然環境の強化を指すこと。

表 4-25 動物及び水環境のモニタリング計画 (1/3)

調査の対象	調査方法	調査目的	調査時期	これまでの成果	課題	達成し得る方向	調査実施状況											
							2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
中・大型哺乳類	センサースタンプ	利用者の増加や管理上の環境改善（一帯開けに伴う野生動物等）が中・大型哺乳類にもたらす影響の把握と把握。また、当該地域への侵入が懸念されているシカやイノシシ等を把握する。	毎年	[H12] [H13] [H14] [H15] [H16] [H17] [H18] [H19] [H20] [H21] [H22] [H23] [H24] [H25] [H26] [H27] [H28] [H29] [H30] [H31] [H32] [H33] [H34] [H35] [H36] [H37] [H38] [H39] [H40] [H41] [H42] [H43] [H44] [H45] [H46] [H47] [H48] [H49] [H50] [H51] [H52] [H53] [H54] [H55] [H56] [H57] [H58] [H59] [H60] [H61] [H62] [H63] [H64] [H65] [H66] [H67] [H68] [H69] [H70] [H71] [H72] [H73] [H74] [H75] [H76] [H77] [H78] [H79] [H80] [H81] [H82] [H83] [H84] [H85] [H86] [H87] [H88] [H89] [H90] [H91] [H92] [H93] [H94] [H95] [H96] [H97] [H98] [H99] [H100] [H101] [H102] [H103] [H104] [H105] [H106] [H107] [H108] [H109] [H110] [H111] [H112] [H113] [H114] [H115] [H116] [H117] [H118] [H119] [H120] [H121] [H122] [H123] [H124] [H125] [H126] [H127] [H128] [H129] [H130] [H131] [H132] [H133] [H134] [H135] [H136] [H137] [H138] [H139] [H140] [H141] [H142] [H143] [H144] [H145] [H146] [H147] [H148] [H149] [H150] [H151] [H152] [H153] [H154] [H155] [H156] [H157] [H158] [H159] [H160] [H161] [H162] [H163] [H164] [H165] [H166] [H167] [H168] [H169] [H170] [H171] [H172] [H173] [H174] [H175] [H176] [H177] [H178] [H179] [H180] [H181] [H182] [H183] [H184] [H185] [H186] [H187] [H188] [H189] [H190] [H191] [H192] [H193] [H194] [H195] [H196] [H197] [H198] [H199] [H200] [H201] [H202] [H203] [H204] [H205] [H206] [H207] [H208] [H209] [H210] [H211] [H212] [H213] [H214] [H215] [H216] [H217] [H218] [H219] [H220] [H221] [H222] [H223] [H224] [H225] [H226] [H227] [H228] [H229] [H230] [H231] [H232] [H233] [H234] [H235] [H236] [H237] [H238] [H239] [H240] [H241] [H242] [H243] [H244] [H245] [H246] [H247] [H248] [H249] [H250] [H251] [H252] [H253] [H254] [H255] [H256] [H257] [H258] [H259] [H260] [H261] [H262] [H263] [H264] [H265] [H266] [H267] [H268] [H269] [H270] [H271] [H272] [H273] [H274] [H275] [H276] [H277] [H278] [H279] [H280] [H281] [H282] [H283] [H284] [H285] [H286] [H287] [H288] [H289] [H290] [H291] [H292] [H293] [H294] [H295] [H296] [H297] [H298] [H299] [H300] [H301] [H302] [H303] [H304] [H305] [H306] [H307] [H308] [H309] [H310] [H311] [H312] [H313] [H314] [H315] [H316] [H317] [H318] [H319] [H320] [H321] [H322] [H323] [H324] [H325] [H326] [H327] [H328] [H329] [H330] [H331] [H332] [H333] [H334] [H335] [H336] [H337] [H338] [H339] [H340] [H341] [H342] [H343] [H344] [H345] [H346] [H347] [H348] [H349] [H350] [H351] [H352] [H353] [H354] [H355] [H356] [H357] [H358] [H359] [H360] [H361] [H362] [H363] [H364] [H365] [H366] [H367] [H368] [H369] [H370] [H371] [H372] [H373] [H374] [H375] [H376] [H377] [H378] [H379] [H380] [H381] [H382] [H383] [H384] [H385] [H386] [H387] [H388] [H389] [H390] [H391] [H392] [H393] [H394] [H395] [H396] [H397] [H398] [H399] [H400] [H401] [H402] [H403] [H404] [H405] [H406] [H407] [H408] [H409] [H410] [H411] [H412] [H413] [H414] [H415] [H416] [H417] [H418] [H419] [H420] [H421] [H422] [H423] [H424] [H425] [H426] [H427] [H428] [H429] [H430] [H431] [H432] [H433] [H434] [H435] [H436] [H437] [H438] [H439] [H440] [H441] [H442] [H443] [H444] [H445] [H446] [H447] [H448] [H449] [H450] [H451] [H452] [H453] [H454] [H455] [H456] [H457] [H458] [H459] [H460] [H461] [H462] [H463] [H464] [H465] [H466] [H467] [H468] [H469] [H470] [H471] [H472] [H473] [H474] [H475] [H476] [H477] [H478] [H479] [H480] [H481] [H482] [H483] [H484] [H485] [H486] [H487] [H488] [H489] [H490] [H491] [H492] [H493] [H494] [H495] [H496] [H497] [H498] [H499] [H500] [H501] [H502] [H503] [H504] [H505] [H506] [H507] [H508] [H509] [H510] [H511] [H512] [H513] [H514] [H515] [H516] [H517] [H518] [H519] [H520] [H521] [H522] [H523] [H524] [H525] [H526] [H527] [H528] [H529] [H530] [H531] [H532] [H533] [H534] [H535] [H536] [H537] [H538] [H539] [H540] [H541] [H542] [H543] [H544] [H545] [H546] [H547] [H548] [H549] [H550] [H551] [H552] [H553] [H554] [H555] [H556] [H557] [H558] [H559] [H560] [H561] [H562] [H563] [H564] [H565] [H566] [H567] [H568] [H569] [H570] [H571] [H572] [H573] [H574] [H575] [H576] [H577] [H578] [H579] [H580] [H581] [H582] [H583] [H584] [H585] [H586] [H587] [H588] [H589] [H590] [H591] [H592] [H593] [H594] [H595] [H596] [H597] [H598] [H599] [H600] [H601] [H602] [H603] [H604] [H605] [H606] [H607] [H608] [H609] [H610] [H611] [H612] [H613] [H614] [H615] [H616] [H617] [H618] [H619] [H620] [H621] [H622] [H623] [H624] [H625] [H626] [H627] [H628] [H629] [H630] [H631] [H632] [H633] [H634] [H635] [H636] [H637] [H638] [H639] [H640] [H641] [H642] [H643] [H644] [H645] [H646] [H647] [H648] [H649] [H650] [H651] [H652] [H653] [H654] [H655] [H656] [H657] [H658] [H659] [H660] [H661] [H662] [H663] [H664] [H665] [H666] [H667] [H668] [H669] [H670] [H671] [H672] [H673] [H674] [H675] [H676] [H677] [H678] [H679] [H680] [H681] [H682] [H683] [H684] [H685] [H686] [H687] [H688] [H689] [H690] [H691] [H692] [H693] [H694] [H695] [H696] [H697] [H698] [H699] [H700] [H701] [H702] [H703] [H704] [H705] [H706] [H707] [H708] [H709] [H710] [H711] [H712] [H713] [H714] [H715] [H716] [H717] [H718] [H719] [H720] [H721] [H722] [H723] [H724] [H725] [H726] [H727] [H728] [H729] [H730] [H731] [H732] [H733] [H734] [H735] [H736] [H737] [H738] [H739] [H740] [H741] [H742] [H743] [H744] [H745] [H746] [H747] [H748] [H749] [H750] [H751] [H752] [H753] [H754] [H755] [H756] [H757] [H758] [H759] [H760] [H761] [H762] [H763] [H764] [H765] [H766] [H767] [H768] [H769] [H770] [H771] [H772] [H773] [H774] [H775] [H776] [H777] [H778] [H779] [H780] [H781] [H782] [H783] [H784] [H785] [H786] [H787] [H788] [H789] [H790] [H791] [H792] [H793] [H794] [H795] [H796] [H797] [H798] [H799] [H800] [H801] [H802] [H803] [H804] [H805] [H806] [H807] [H808] [H809] [H810] [H811] [H812] [H813] [H814] [H815] [H816] [H817] [H818] [H819] [H820] [H821] [H822] [H823] [H824] [H825] [H826] [H827] [H828] [H829] [H830] [H831] [H832] [H833] [H834] [H835] [H836] [H837] [H838] [H839] [H840] [H841] [H842] [H843] [H844] [H845] [H846] [H847] [H848] [H849] [H850] [H851] [H852] [H853] [H854] [H855] [H856] [H857] [H858] [H859] [H860] [H861] [H862] [H863] [H864] [H865] [H866] [H867] [H868] [H869] [H870] [H871] [H872] [H873] [H874] [H875] [H876] [H877] [H878] [H879] [H880] [H881] [H882] [H883] [H884] [H885] [H886] [H887] [H888] [H889] [H890] [H891] [H892] [H893] [H894] [H895] [H896] [H897] [H898] [H899] [H900] [H901] [H902] [H903] [H904] [H905] [H906] [H907] [H908] [H909] [H910] [H911] [H912] [H913] [H914] [H915] [H916] [H917] [H918] [H919] [H920] [H921] [H922] [H923] [H924] [H925] [H926] [H927] [H928] [H929] [H930] [H931] [H932] [H933] [H934] [H935] [H936] [H937] [H938] [H939] [H940] [H941] [H942] [H943] [H944] [H945] [H946] [H947] [H948] [H949] [H950] [H951] [H952] [H953] [H954] [H955] [H956] [H957] [H958] [H959] [H960] [H961] [H962] [H963] [H964] [H965] [H966] [H967] [H968] [H969] [H970] [H971] [H972] [H973] [H974] [H975] [H976] [H977] [H978] [H979] [H980] [H981] [H982] [H983] [H984] [H985] [H986] [H987] [H988] [H989] [H990] [H991] [H992] [H993] [H994] [H995] [H996] [H997] [H998] [H999] [H1000]	[H12] [H13] [H14] [H15] [H16] [H17] [H18] [H19] [H20] [H21] [H22] [H23] [H24] [H25] [H26] [H27] [H28] [H29] [H30] [H31] [H32] [H33] [H34] [H35] [H36] [H37] [H38] [H39] [H40] [H41] [H42] [H43] [H44] [H45] [H46] [H47] [H48] [H49] [H50] [H51] [H52] [H53] [H54] [H55] [H56] [H57] [H58] [H59] [H60] [H61] [H62] [H63] [H64] [H65] [H66] [H67] [H68] [H69] [H70] [H71] [H72] [H73] [H74] [H75] [H76] [H77] [H78] [H79] [H80] [H81] [H82] [H83] [H84] [H85] [H86] [H87] [H88] [H89] [H90] [H91] [H92] [H93] [H94] [H95] [H96] [H97] [H98] [H99] [H100] [H101] [H102] [H103] [H104] [H105] [H106] [H107] [H108] [H109] [H110] [H111] [H112] [H113] [H114] [H115] [H116] [H117] [H118] [H119] [H120] [H121] [H122] [H123] [H124] [H125] [H126] [H127] [H128] [H129] [H130] [H131] [H132] [H133] [H134] [H135] [H136] [H137] [H138] [H139] [H140] [H141] [H142] [H143] [H144] [H145] [H146] [H147] [H148] [H149] [H150] [H151] [H152] [H153] [H154] [H155] [H156] [H157] [H158] [H159] [H160] [H161] [H162] [H163] [H164] [H165] [H166] [H167] [H168] [H169] [H170] [H171] [H172] [H173] [H174] [H175] [H176] [H177] [H178] [H179] [H180] [H181] [H182] [H183] [H184] [H185] [H186] [H187] [H188] [H189] [H190] [H191] [H192] [H193] [H194] [H195] [H196] [H197] [H198] [H199] [H200] [H201] [H202] [H203] [H204] [H205] [H206] [H207] [H208] [H209] [H210] [H211] [H212] [H213] [H214] [H215] [H216] [H217] [H218] [H219] [H220]													

[illegible]

98

表 4-25 動物及び水環境のモニタリング計画 (3/3)

[illegible][illegible][illegible]

● 黄色の湖からは28個の対食項目を示す。

表 4-26 補生管理地におけるモニタリング計画

調査の目的	調査方法	調査目的	自然環境	調査期間	これまでの成果	課題	見直し等の方向	調査実施状況									
								計画	実施	評価	計画	実施	評価	計画	実施	評価	計画
補生管理地（一般地）	補生管理地（一般地）	5	定食	10m×10mのコンクリート内で調査対象植物の補生調査及び土壌調査を実施し、補生調査結果を年次報告書にまとめ、補生調査結果を年次報告書にまとめる。	補生管理地における補生調査の結果を年次報告書にまとめる。	補生管理地における補生調査の結果を年次報告書にまとめる。	補生管理地における補生調査の結果を年次報告書にまとめる。	補生管理地における補生調査の結果を年次報告書にまとめる。	●								
	補生管理地（一般地）	21	定食	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	補生管理地（一般地）	29	定食	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	●								
補生管理地（特殊地）	補生管理地（特殊地）	25	定食	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	●								
	補生管理地（特殊地）	27	定食	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	補生管理地（特殊地）	27	定食	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。調査結果を年次報告書にまとめる。調査結果を年次報告書にまとめる。	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

※1 目的別：①一般地：調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。②特殊地：調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。③補生管理地：調査対象植物の生育状況や生育環境に関する調査を行う。

※2 調査実施状況の記号凡例：● 実施、▲ 部分的に実施、○ 実施予定、◇ 調査中に実施予定

※3 黄色の網掛けは調査対象植物を示す。

(別添3)

植生管理実施計画

(平成 23 年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書より該当箇所を抜粋)

※植生管理区のうち、「コナラ林」以外はふれあいの森内に位置している。

~~~~~

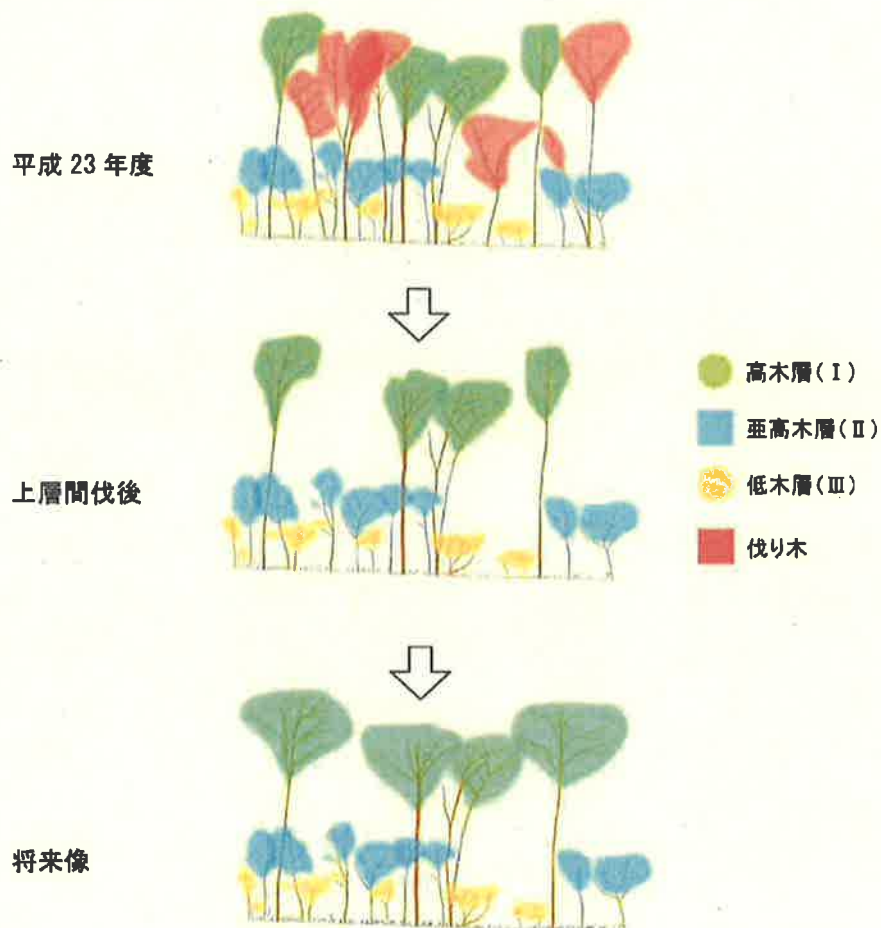
#### 1. ミズナラ林

##### 1) 植生管理の目標

### 「ミズナラの大径木林」

##### 2) 植生管理方針

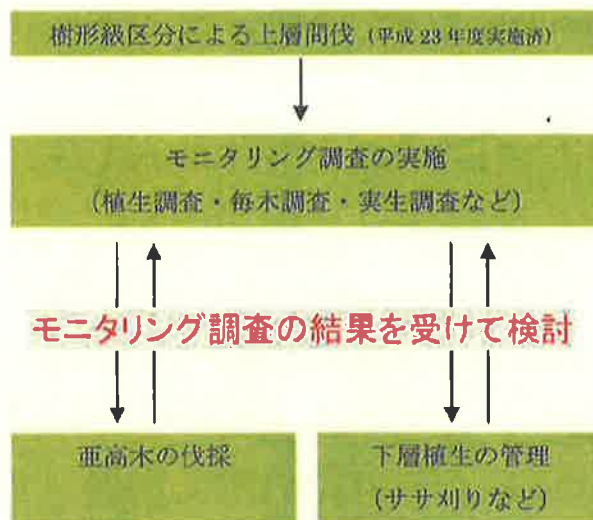
現状では中径木からやや太いミズナラが林立し、林床はミヤコザサ優占している。上層間伐を行い、徐々に大径木林化することにより、より広い林内空間が創出され、より多くの生物が生息、生育できる森の成立を目指す。



図Ⅲ- 1-1 ミズナラ林の作業イメージ

### 3) 植生管理計画

「ミズナラの大径木林」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・1-2）。具体的には図Ⅲ・1-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 1-2 ミズナラ林の順応的管理計画

| 作業項目      | 平成23年度 |   |   |   | 平成24年度 |   |   |   | 平成25年度 |   |   |   | 平成26年度 |   |   |   |
|-----------|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|
|           | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 |
| 上層間伐      |        |   |   |   |        |   |   |   |        |   |   |   |        |   |   |   |
| モニタリング調査  | ■      | ■ | ■ |   | ■      | ■ | ■ |   | ■      | ■ | ■ |   | ■      | ■ | ■ |   |
| 亜高木の伐採木選定 |        |   |   |   |        |   |   | ■ |        |   |   |   |        |   |   | ■ |
| 亜高木の一部伐採  |        |   |   |   |        |   |   | ■ |        |   |   | ■ |        |   |   | ■ |
| 林床のササ刈り   |        |   |   |   |        | ■ | ■ | ■ |        | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |
| 評価・協議     | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |

■ : 実施予定    ■ : 状況により柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ- 1-3 ミズナラ林の作業工程（案）

#### (1) 上層間伐

毎木調査と樹冠投影図調査において、生育する樹木を樹形級により区分し、伐採木を選定した。樹形級区分の詳細は表Ⅲ・1-1 に示した。また、表Ⅲ・1-2 および図・1-4、図・1-5 に選定した伐採木の概要を示した（詳細は資料編の毎木調査票を参照）。

なお、上層間伐は平成24年3月までに実施予定である。



表Ⅲ- 1-1 樹形級区分（北海道営林局式）

| 樹形級区分         | 概要                                                            |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 立て木           | 上層および中層で、樹幹通直で枝下高が十分あり(6 m以上)、樹冠は円満で着葉量が十分あって、活力に富んでいるもの。     |
| 有用副木          | 中層および下層で、立て木の樹幹を保護するとともに、枝下高を高くするために必要なもの。                    |
| 伐り木<br>(有害副木) | 立て木の正常な樹冠構成に支障となるもの。あばれ木(暴領木)、過熟木、形質不良木などは立て木に支障がなくてもこれに含ませる。 |
| 中立木           | 立て木、有用副木、伐り木(有害副木)のいずれに属するか不明なもの。                             |

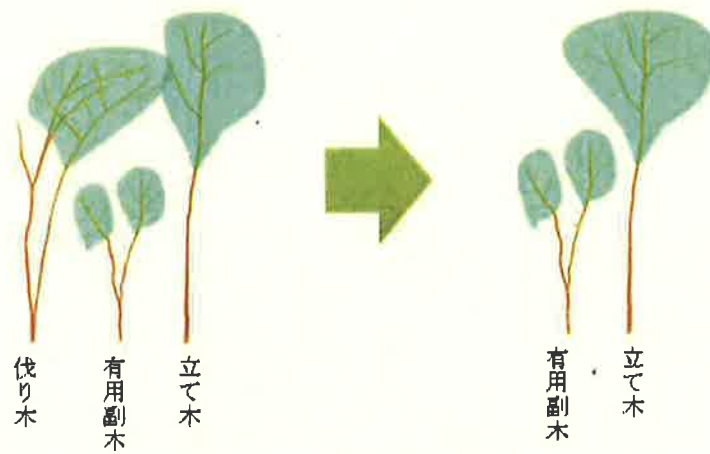
※（近藤助著『潤葉樹用材林作業』 P 122, 1951）を参考に作成

樹形級の区分の採用は、宇都宮大学農学部の大久保教授の指導による

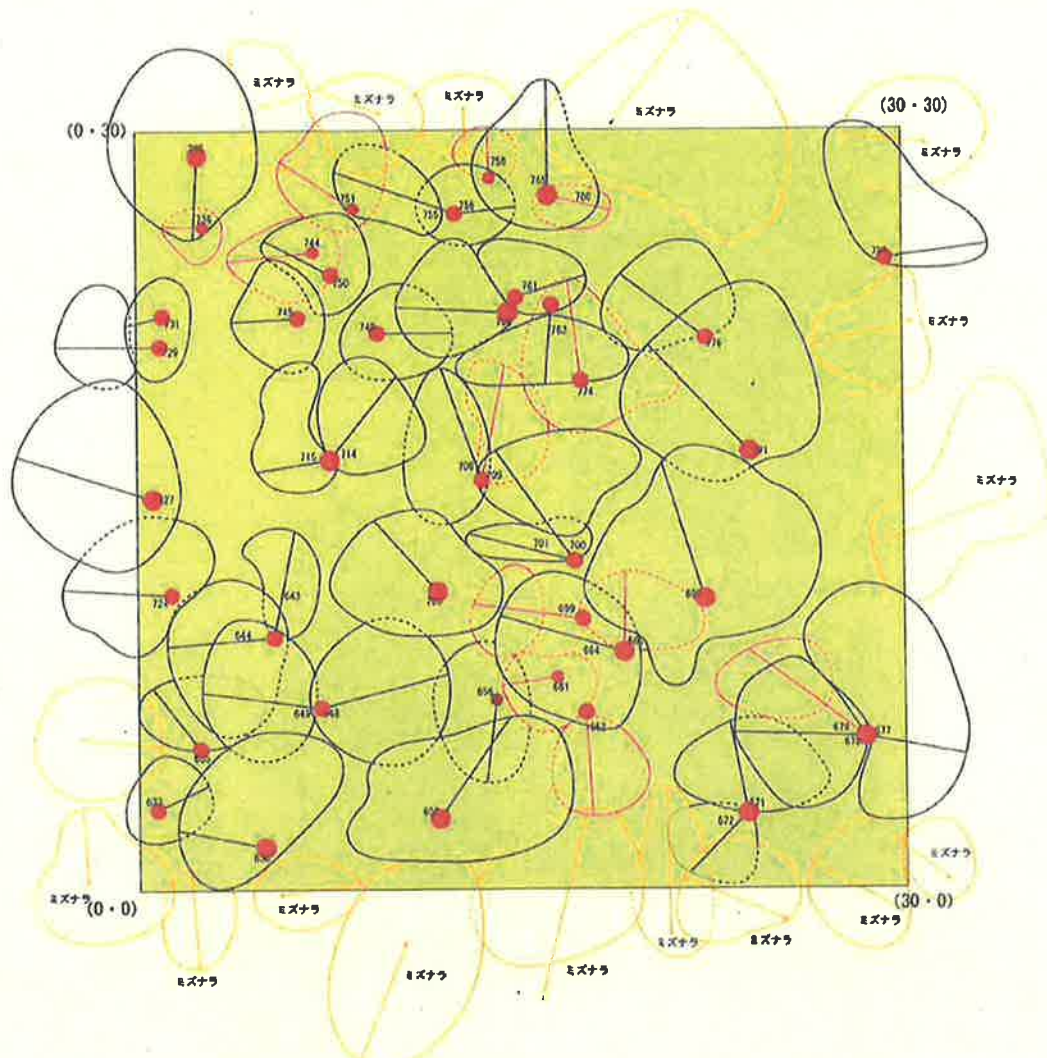
図Ⅲ・ 1-6 に示すように立て木（樹幹を形成する木）の生長の妨げになっている樹木などを伐り木とした。伐り木は主にミズナラで、合計 21 本である（表Ⅲ・ 1-2、図Ⅲ・ 1-7、図Ⅲ・ 1-8）。高木～亜高木層全体の 42%、胸高断面積の合計が約 0.67 m<sup>2</sup>で、高木～亜高木層全体の 18%である。

表Ⅲ- 1-2 伐採木の概要（ミズナラ林）

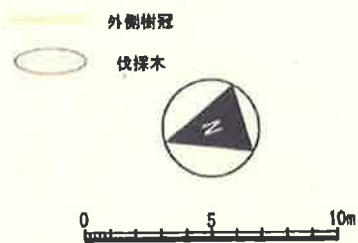
| 種名                                   | 高木層 |              | 亜高木層 |              | 計   |              |     |
|--------------------------------------|-----|--------------|------|--------------|-----|--------------|-----|
|                                      | 本数  | 胸高断面積<br>(㎡) | 本数   | 胸高断面積<br>(㎡) | 本数  | 胸高断面積<br>(㎡) |     |
| ミズナラ                                 | 17  | 0.606        |      |              | 17  | 0.606        |     |
| ミズナラ(枯)                              |     |              | 1    | 0.036        | 1   | 0.036        |     |
| コシアブラ                                |     |              | 1    | 0.013        | 1   | 0.013        |     |
| アオハダ                                 |     |              | 1    | 0.009        | 1   | 0.009        |     |
| ヤマモミジ                                |     |              | 1    | 0.007        | 1   | 0.007        |     |
| 計                                    | 17  | 0.606        | 4    | 0.065        | 21  | 0.671        |     |
| 高木層全体(50本,3.17㎡)<br>亜高木層全体(42本,0.5㎡) | 割合  | 34%          | 19%  | 10%          | 13% | 42%          | 18% |



図Ⅲ- 1-6 樹形級区分を利用した上層間伐のイメージ



- | 樹種         | 胸高直径 (cm) |   |
|------------|-----------|---|
| ● ミズナラ     | 4.7~10.0  | ● |
| ● サラサドウダン  | 10.1~20.0 | ● |
| ● アオハダ     | 20.1~30.0 | ● |
| ● コバノトネリコ  | 30.1~     | ● |
| ● シロヤシオ    |           |   |
| ● リョウブ     |           |   |
| ● ウリハダカエデ  | 林床植生      |   |
| ● ヤマトツツジ   | ミヤコザサ型    |   |
| ● コハウチワカエデ |           |   |
| ● サワフタギ    |           |   |
| ● その他      |           |   |
| ● 樹種不明の枯木  |           |   |



図Ⅲ- 1-7 ミズナラ林の植生管理 (高木)



## (2) 亜高木の伐採

平成 24 年度以降のモニタリング調査（とくに樹冠投影図調査）の結果をもとに、さらに亜高木の伐採を検討する。しかし、平成 23 年度に強度の間伐を行ったため、少なくとも数年間は大きな伐採は行わない計画である。

## (3) 林床植生等

林床のササ刈りについては、平成 24 年度以降のモニタリング調査（とくに群落組成調査と実生調査）の結果をもとに実施の可否や頻度を決定する。ササが著しく増加し、林床に生育する草本類や実生、稚樹が減少した場合は、新葉が生長しきった夏季と新葉が出始めた翌春の最低 2 回の刈り取りを行う。

また、本箇所における実生調査の結果から、上記の植生管理を実施して林床に光が入ることによりカエデ類等の落葉広葉樹の実生が多数発生し、実生の生育密度が増加することが予想される。しかし、はじめに出芽する実生がそのまま生存・生長するとは限らず、ミズナラの実生が数年後に多数確認される可能性もある。これらを確認するためには、植生管理実施後の継続的なモニタリングが必要である。

## (4) モニタリング調査

平成 23 年度内に行う予定の上層間伐の効果を把握するために、平成 24 年度からモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。



## 2. リョウブ林

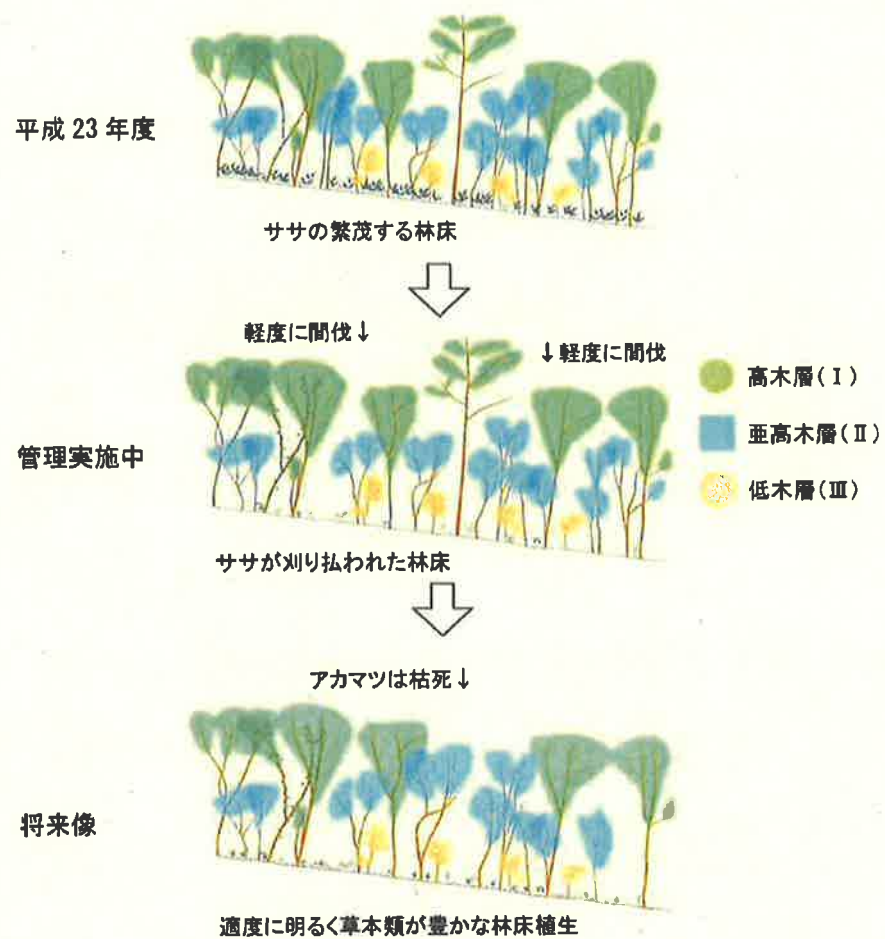
### 1) 植生管理の目標

#### 「多様な林床の落葉広葉樹林」

### 2) 植生管理方針

現状では中径木のリョウブが中心の樹冠高のやや低い林で、林床はミヤコザサが優占している。軽度な間伐や林床のササ刈りなどを行い、林床植生を多様化してより多くの生物が生息、生育できる森の成立を目指す。

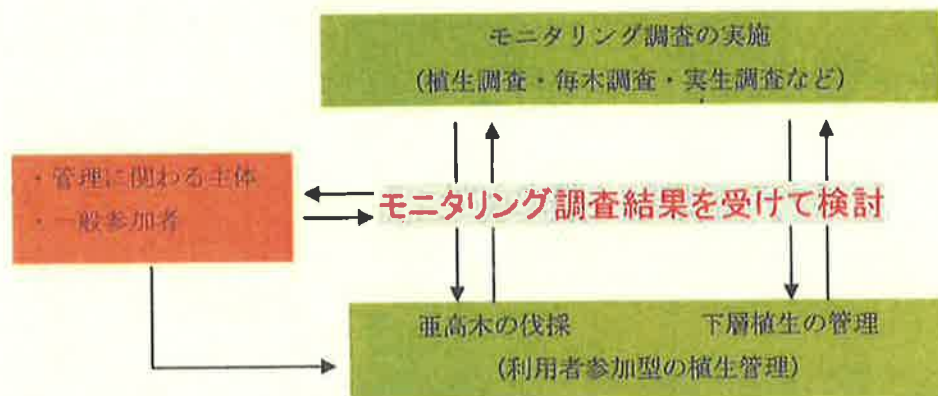
なお、利用者参加型のプログラムとなる小規模な作業が可能な樹林であり、環境教育の観点からも重要な地点である。



図Ⅲ- 2-1 リョウブ林の作業イメージ

### 3) 植生管理計画

「多様性豊かな林床の落葉広葉樹林」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・2・2）。  
具体的には図Ⅲ・2・3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 2-2 リョウブ林の順応的管理計画

| 作業項目     | 平成23年度 |   |   |   | 平成24年度 |   |   |   | 平成25年度 |   |   |   | 平成26年度 |   |   |   |
|----------|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|
|          | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 |
| モニタリング調査 | ■      | ■ | ■ |   |        |   |   |   | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |
| 軽度な間伐    |        |   |   |   |        |   | ■ | ■ |        |   | ■ | ■ |        |   | ■ | ■ |
| 林床のササ刈り  |        |   |   |   | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |
| 利用者会合    |        |   |   |   | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |
| 評価・協議    | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |

■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ- 2-3 リョウブ林の作業工程案

#### (1) 軽度な間伐

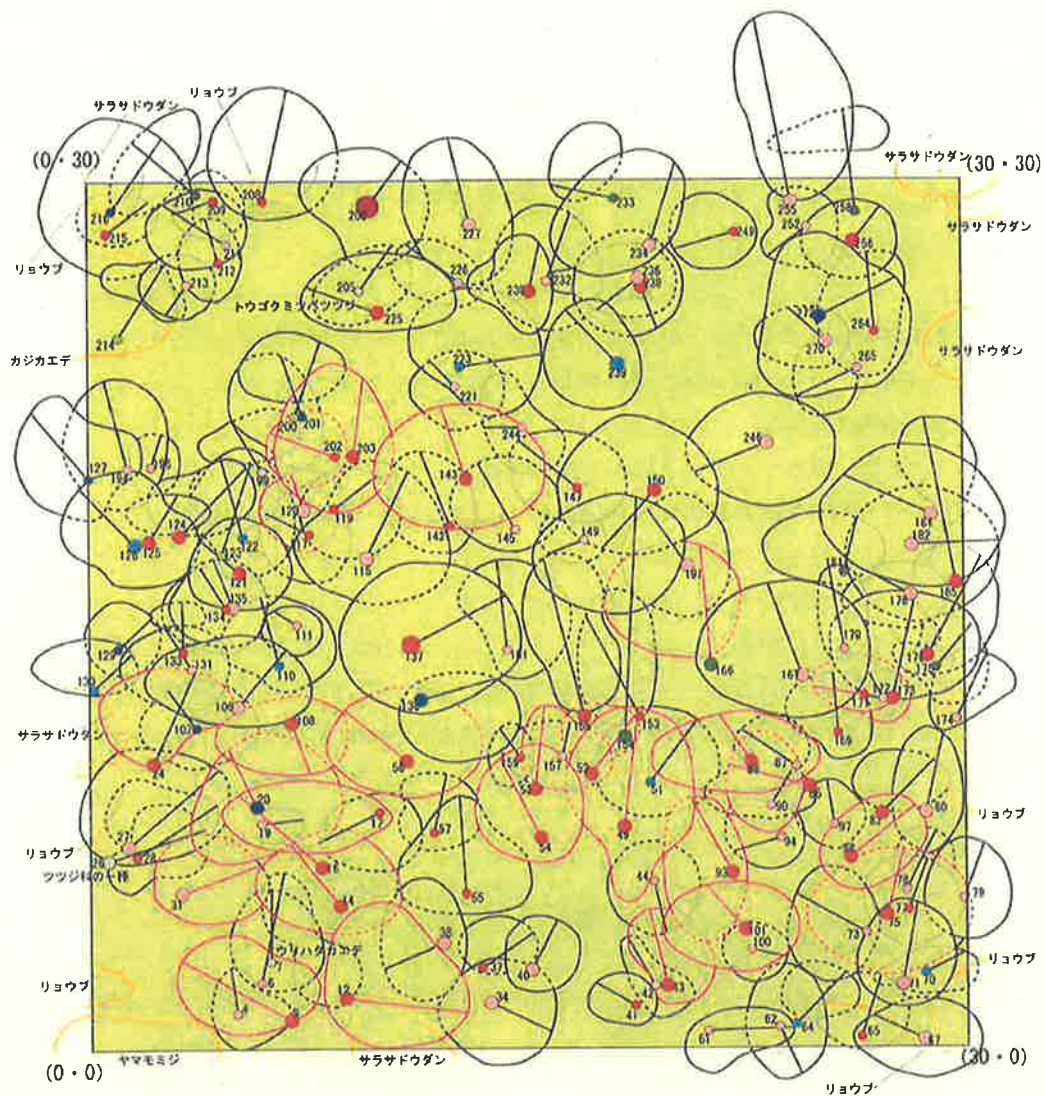
伐採の対象となる樹木は、樹冠を形成する高木層の生長を阻害しうる亜高木や、亜高木層で密集している樹木である。風倒被害を避けるため、間伐は一度に行わず、数年に一度といった間隔で行う。その際モニタリング調査は継続し、その結果に基づき専門家の指導を受けつつ、伐採本数や周期を決めていく。

今回の調査では、伐採木の候補となる樹木を選定した。その際、モニタリング調査の結果（樹冠投影図等）を受け、専門家とも協議のうえ、その後の管理方針を検討する。

伐採木の候補となる樹木は、合計 26 本である（表Ⅲ-2-1、図Ⅲ-2-4）。高木～亜高木層全体の約 10%、胸高断面面積の合計が約 0.30 m<sup>2</sup>である。伐採木はすべて亜高木層の樹木で、将来的には亜高木層全体の約 19%の樹木を伐採することになる。

表Ⅲ-2-1 伐採候補木の概要（リョウブ林）

| 種名                                                                 | 高木層 |                             | 亜高木層 |                             | 計   |                             |
|--------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|------|-----------------------------|-----|-----------------------------|
|                                                                    | 本数  | 胸高断面面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 本数   | 胸高断面面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 本数  | 胸高断面面積<br>(m <sup>2</sup> ) |
| リョウブ                                                               | 0   | 0                           | 21   | 0.257                       | 21  | 0.257                       |
| サラサドウダン                                                            | 0   | 0                           | 3    | 0.021                       | 3   | 0.021                       |
| コバノネリコ                                                             | 0   | 0                           | 1    | 0.011                       | 1   | 0.011                       |
| アオハダ                                                               | 0   | 0                           | 1    | 0.009                       | 1   | 0.009                       |
| 合計                                                                 | 0   | 0                           | 26   | 0.298                       | 26  | 0.298                       |
| 高木層全体(48本,1.54m <sup>2</sup> )<br>亜高木層全体(211本,1.57m <sup>2</sup> ) | 割合  | 0%                          | 0%   | 12%                         | 19% | 10%                         |



- 樹種
- リョウブ
  - サラサドウダン
  - アオハダ
  - ヤマモミジ
  - コバノトネリコ
  - ノリウツギ
  - ケヤハハンノキ
  - クマシデ
  - ハウチワカエデ
  - その他
  - 樹種不明の枯木

- 胸高直径 (cm)
- 4.7~10.0
  - 10.1~20.0
  - 20.1~30.0
  - 30.1~

- 林床植生
- ミヤコザサ型

- 外側樹冠
- 伐採候補



0 5 10m

図Ⅲ- 2-4 伐採候補木の概要

## (2) 林床植生等

林床のササ刈りについては、平成 24 年度以降のモニタリング調査（とくに群落組成調査と実生調査）の結果をもとに実施の可否や頻度を決定する。ササが著しく増加し、林床に生育する草本類や実生、稚樹が減少した場合は、新葉が生長しきった夏季と新葉が出始めた翌春の最低 2 回の刈り取りを行う。

また、本箇所における実生調査の結果をみると、つる植物以外の木本類の実生の確認が比較的少ないため、上記の植生管理を実施し林床に光が入るとどのような樹種の実生が発生するか予測がつかない部分があるが、新たな樹種の実生の発生を促すことになる可能性もある。

本箇所は、風当たりが強く他の箇所と比較すると厳しい環境であり、そのような環境下での、植生管理実施以降の林床の生育植物の変化や林相の変遷が注目される。

## (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う（詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」）。



### 3. コナラ林

#### 1) 植生管理の目標

**「多様な動植物を育む草地環境」**

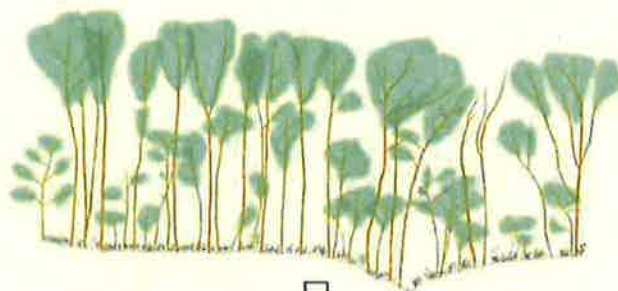
#### 2) 植生管理方針

現状では中径木～大径木のコナラが優占する樹冠高の高い林で、林床には潯筋が通っており、ミヤコザサが優占している。周辺は広く成熟したコナラ林である。ここに草地環境を創出することによって、那須平成の森全体としての生物多様性を高めることを目指す。

草地に生育する植物には、全国レベルでも絶滅のおそれがある種が多い。那須平成の森周辺は、かつて軍用馬の放牧地として広く草地であったと考えられているため、そのような植物の種子がシードバンクとして残っている可能性がある。それらの発芽を促すことで、絶滅のおそれがある種の保全、再生にも寄与すると考えられる。

このコナラ林の皆伐にあたっては様々な問題が想定されるため、伐採作業や草地管理について、専門家のご指導を仰ぎつつ、詳細に検討する必要がある。また、実施にあたっては詳細なモニタリング調査が欠かせない。

平成 23 年度  
(現状)



将来像



キキョウ



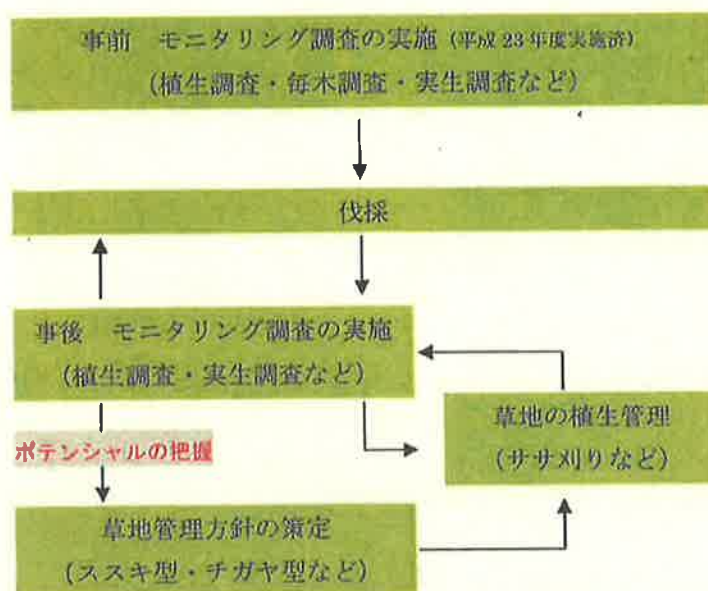
オミナエシ



図Ⅲ- 3-1 コナラ林（草地環境）の作業イメージ

### 3) 植生管理計画

「多様な動植物を育む草地環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ-3-2）。具体的には図Ⅲ-3-3に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ-3-2 コナラ林（草地環境）の順応的管理計画

| 作業項目     | 平成23年度 |      |      |      | 平成24年度 |      |      |      | 平成25年度 |      |      |      | 平成26年度 |      |      |      |
|----------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
|          | 春      | 夏    | 秋    | 冬    | 春      | 夏    | 秋    | 冬    | 春      | 夏    | 秋    | 冬    | 春      | 夏    | 秋    | 冬    |
| モニタリング調査 | 実施済み   | 実施済み | 実施済み |      |        |      |      |      | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 |      | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 |      |
| 伐採       |        |      |      |      |        |      |      | 実施予定 |        | 実施予定 |      |      |        | 実施予定 |      |      |
| 草地管理     |        |      |      |      |        |      |      |      | 実施予定   | 実施予定 |      |      | 実施予定   | 実施予定 |      |      |
| 評価・協議    | 実施済み   | 実施済み | 実施済み | 実施済み | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |

■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ-3-3 コナラ林（草地環境）の作業工程案

#### (1) 伐採計画

植生管理箇所は、林道が隣接していないため、伐採作業や材の運搬を行うための林道の敷設から行う必要がある。伐採計画については、3案（表Ⅲ-3-1）を想定しており、今後方針を決定する。伐採した樹木については、必要に応じて円盤を採取し、樹齢を読みとる。また、植生管理箇所付近に数ヶ所の貯木場を設けて分散的に保存し、

材の搬出は適宜行うこととする。

なお、伐採した材は長さ 50cm 程度に玉切りして、フィールドセンターやビジターセンターで薪や工芸の材料として利用することも考えられる。

伐採木の概要は表Ⅲ・3・2 に示す。

表Ⅲ- 3-1 コナラ林の伐採計画案

| 案 | 伐採回数 | 1 回の伐採面積 | 材の搬出方法                       | 林道の敷設 | 伐採コスト | 搬出コスト |
|---|------|----------|------------------------------|-------|-------|-------|
| ① | 1    | 50m×50m  | 一般的な林業重機を用いる                 | 中規模   | ◎     | ○     |
| ② | 2    | 50m×25m  | 一般的な林業重機を用いる                 | 中規模   | ○     | △     |
| ③ | 5    | 50m×10m  | キャタピラーがついた小型の重機に運搬車をつけて運ぶ など | 小規模   | △     | ◎     |

表Ⅲ- 3-2 コナラ林の伐採木の概要

| 種名     | 高木層 |            | 亜高木層 |            | 低木層 |            | 枯木 |            | ツル植物 |            | 合計   |            |
|--------|-----|------------|------|------------|-----|------------|----|------------|------|------------|------|------------|
|        | 本数  | 胸高断面面積 (㎡) | 本数   | 胸高断面面積 (㎡) | 本数  | 胸高断面面積 (㎡) | 本数 | 胸高断面面積 (㎡) | 本数   | 胸高断面面積 (㎡) | 本数   | 胸高断面面積 (㎡) |
| コナラ    | 99  | 6.921      | 2    | 0.034      | 1   | 0.026      | 8  | 0.184      |      |            | 110  | 7.165      |
| ミズキ    | 1   | 0.103      | 32   | 0.305      | 11  | 0.041      |    |            |      |            | 44   | 0.448      |
| エゴノキ   |     |            | 28   | 0.186      | 17  | 0.061      |    |            |      |            | 45   | 0.246      |
| カスミザクラ | 2   | 0.143      | 3    | 0.019      | 5   | 0.022      |    |            |      |            | 10   | 0.184      |
| 枯木     |     |            |      |            |     |            | 11 | 0.177      |      |            | 11   | 0.177      |
| その他    | 4   | 0.230      | 32   | 0.260      | 31  | 0.096      | 0  | 0          | 9    | 0.069      | 76   | 0.655      |
| 合計     | 106 | 7.396      | 97   | 0.804      | 65  | 0.246      | 19 | 0.361      | 9    | 0.069      | 296  | 8.876      |
| 割合     | 36% | 83%        | 33%  | 9%         | 22% | 3%         | 6% | 4%         | 3%   | 1%         | 100% | 100%       |

注) 胸高周囲長 15cm 未満の樹木は含まれていない

## (2) 草地管理

本箇所における実生調査の結果をみると、実生の確認が非常に少ないため、上記の植生管理を実施した場合どのような木本類、草本類が発生するか予測がつかない部分がある。木本類の実生がほとんど発生しない状況や、コナラの実生が多数発生する状況、新たな樹種の実生の発生が確認される状況等、様々な状況が考えられる。樹木伐採後に生育・生長する樹木をどのように扱うかは検討を要するため、木本類の実生の発生状況をモニタリングすることは今後の植生管理の計画を立てる上で非常に重要である。

伐採後はシードバンクを活かした草地の創出が考えられるが、予想される草地タイプと草刈り頻度については表Ⅲ・3・3 にまとめた。また、草地化によって帰化植物の

侵入が予想されるため、定期的な監視や抜き取りも必要となる。

このように、草地の植生管理については、モニタリング調査の結果を受けて、管理方針を柔軟に順応的に変更してゆくこととする。

さらにシカが増加し、那須平成の森全体の植生に悪影響を与える可能性が考えられるため、モニタリング調査にシカの生息状況調査を加える必要がある。

表Ⅲ- 3-3 草地タイプ別の草刈り計画

| 草地タイプ \ 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10  | 11 | 12 |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|----|
| シバ型       |   |   |   |   | ● | ● | ● | ● |   |     |    |    |
| 中茎チガヤタイプ  |   |   |   |   |   | ● |   | ● |   | ●   |    |    |
| 高茎ススキタイプ  |   |   |   |   |   |   |   | ● |   | (●) |    |    |

### (3) モニタリング調査

平成 24 年度以降の植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「Ⅳ 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

#### 4. 水辺群落①

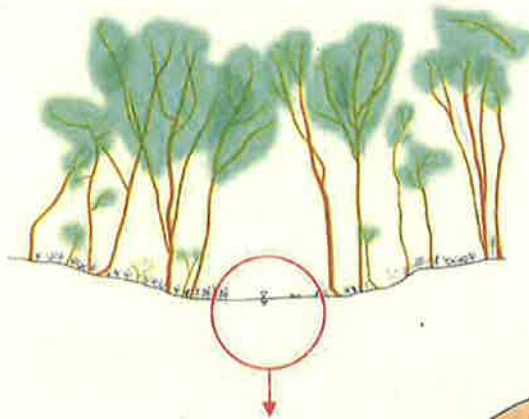
##### 1) 植生管理の目標

「伏流水のある明るい樹林環境」

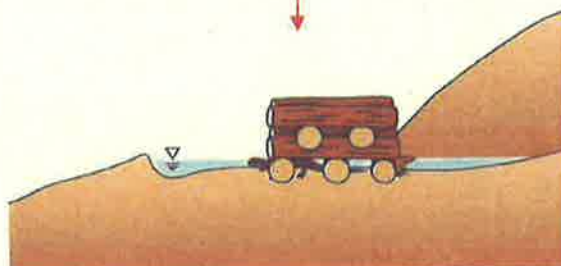
##### 2) 植生管理方針

沢の源頭を含んだ緩い傾斜のミズナラ林で、林床にはコバイケイソウの群落が見られる。現状の環境は維持しつつ、間伐材や蛇簗を用いた伏流水環境を整備し、タゴガエルやトウホクサンショウウオが繁殖できる空間を創出する。(図Ⅲ・4-1)

断面模式図



施工後の  
イメージ

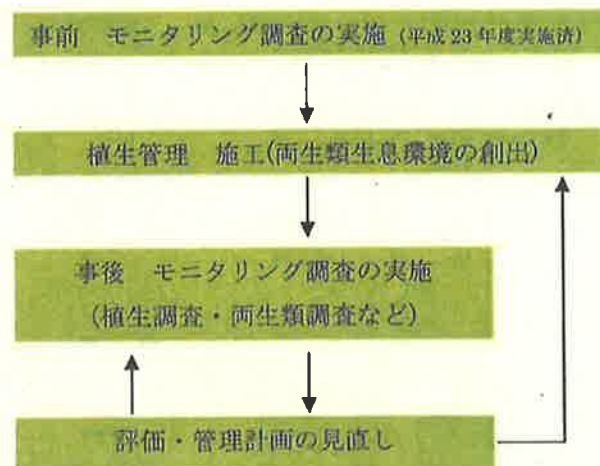


図Ⅲ- 4-1 水辺群落①の作業イメージ



### 3) 植生管理計画

「伏流水のある明るい樹林環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・4・2）。具体的には図Ⅲ・4・3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 4-2 水辺群落①の順応的管理計画

| 作業項目          | 平成23年度 |   |   |   | 平成24年度 |   |   |   | 平成25年度 |   |   |   | 平成26年度 |   |   |   |
|---------------|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|
|               | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 | 春      | 夏 | 秋 | 冬 |
| モニタリング調査      | ■      | ■ | ■ |   | ■      | ■ | ■ |   | ■      | ■ | ■ |   | ■      | ■ | ■ |   |
| 施工(両生類繁殖環境整備) |        |   |   |   | ■      | ■ | ■ | ■ |        | ■ | ■ | ■ |        | ■ | ■ | ■ |
| 植生管理          |        |   |   |   |        |   |   |   |        |   |   |   |        |   |   |   |
| 評価・協議         | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ | ■      | ■ | ■ | ■ |

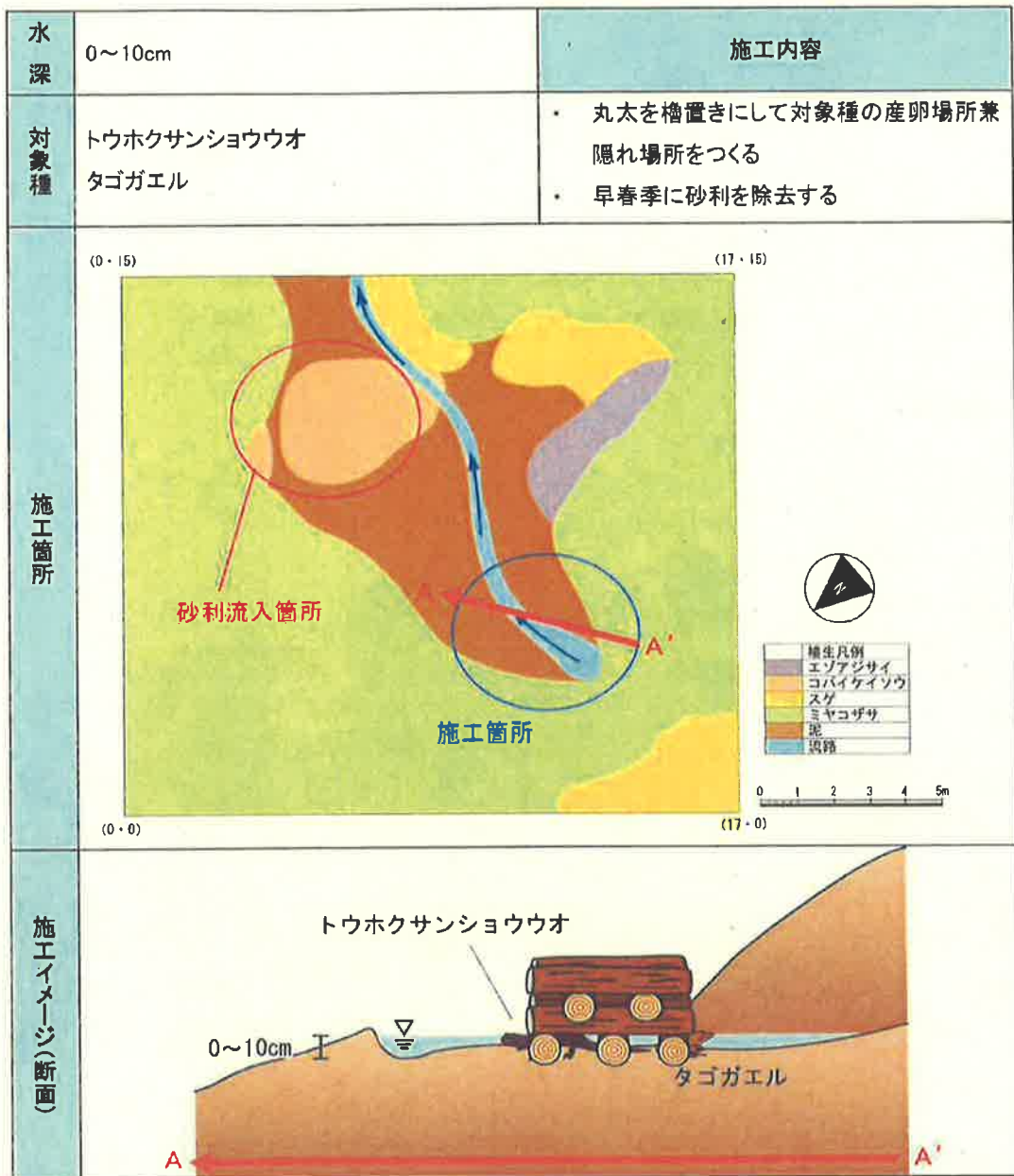
■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ- 4-3 水辺群落①の作業工程案

#### (1) 両生類の繁殖環境を考慮した施工

当地点がタゴガエルやトウホクサンショウウオの繁殖地となることを目指し、間伐材などの丸太を湧水地点付近に櫓型に置くことで、これらの種が好む伏流水を創出する（図Ⅲ・4・4）。これらの作業は簡易なため、利用者参加型の施工も可能である。

また、秋季に起きた豪雨被害により砂利が流入した箇所は、コバイケイソウの群落であったため、コバイケイソウの展葉前に砂利を除く必要がある。



図Ⅲ- 4-4 両生類の繁殖環境に配慮した施工（水辺群落①）

## (2) 植生管理

当地点は園路沿いに位置するため、林内の開空率や相対光量子密度がやや高い。既に明るい林であるため、強度な間伐は必要とならない。本箇所における実生調査の結果をみると、つる植物以外の木本類の実生の確認が比較的少ない箇所であるため、今後の林相や林床植物（実生等）の発生状況に大きな変化は生じないと考えられる。枝打ちなどで林床を明るくするなどの作業はモニタリング調査の結果を受け、順応的に対応する。なお、枝打ちをする場合は、樹木の活力のある夏季に行う。また、ササの繁茂が著しい場合は、適宜ササ刈りも行う。

## (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

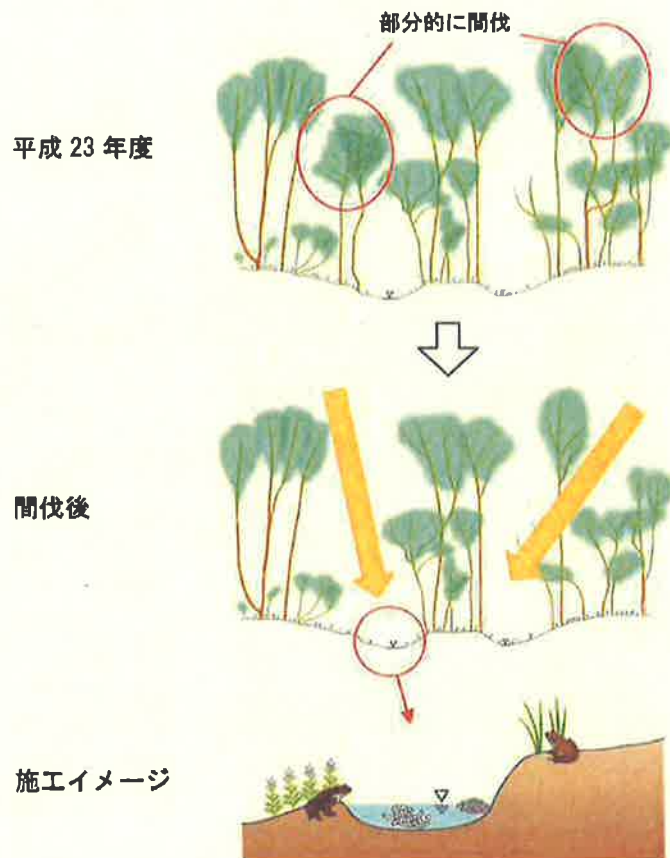
## 5. 水辺群落②

### 1) 植生管理の目標

#### 「止水と流水のある樹林環境」

### 2) 植生管理方針

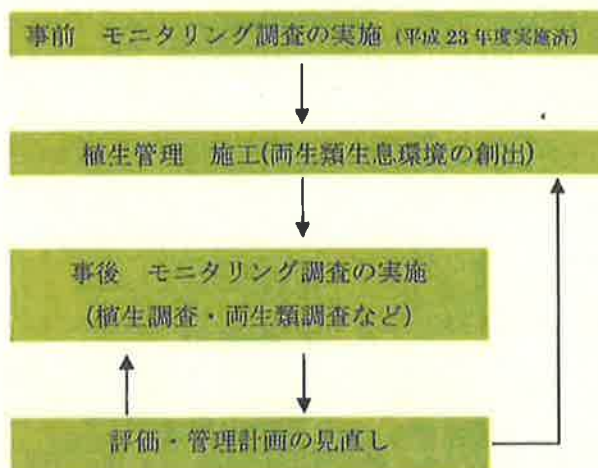
流れのある小沢や、浸みだしのある沢の源頭を含み、緩急様々な傾斜のあるミズナラ林で、林床にはコバイケイソウやヤマタイミンガサなどの群落が見られる。部分的に間伐して林床を明るくすることで、湿性植物群落の生育環境を改善、維持する。また、ヤマアカガエルやアズマヒキガエルが繁殖できる止水環境を創出する。(図Ⅲ-5-1)



図Ⅲ- 5-1 水辺群落②の作業イメージ

### 3) 植生管理計画

「止水と流水のある樹林環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・5-2）。具体的には図Ⅲ・5-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 5-2 水辺群落②の順応的管理計画

| 作業項目          | 平成23年度 |      |      |   | 平成24年度 |      |      |      | 平成25年度 |      |      |      | 平成26年度 |      |      |      |
|---------------|--------|------|------|---|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|
|               | 春      | 夏    | 秋    | 冬 | 春      | 夏    | 秋    | 冬    | 春      | 夏    | 秋    | 冬    | 春      | 夏    | 秋    | 冬    |
| モニタリング調査      | 実施済み   | 実施済み | 実施済み |   | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 |      | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 |      | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 |      |
| 施工(両生類繁殖環境整備) |        |      |      |   |        | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |        | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |        | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |
| 植生管理          |        |      |      |   |        |      |      | 実施予定 |        | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |        | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |
| 評価・協議         | 実施済み   | 実施済み | 実施済み |   | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定   | 実施予定 | 実施予定 | 実施予定 |

■：実施予定 ■：状況に応じて柔軟に対応 ■：実施済み

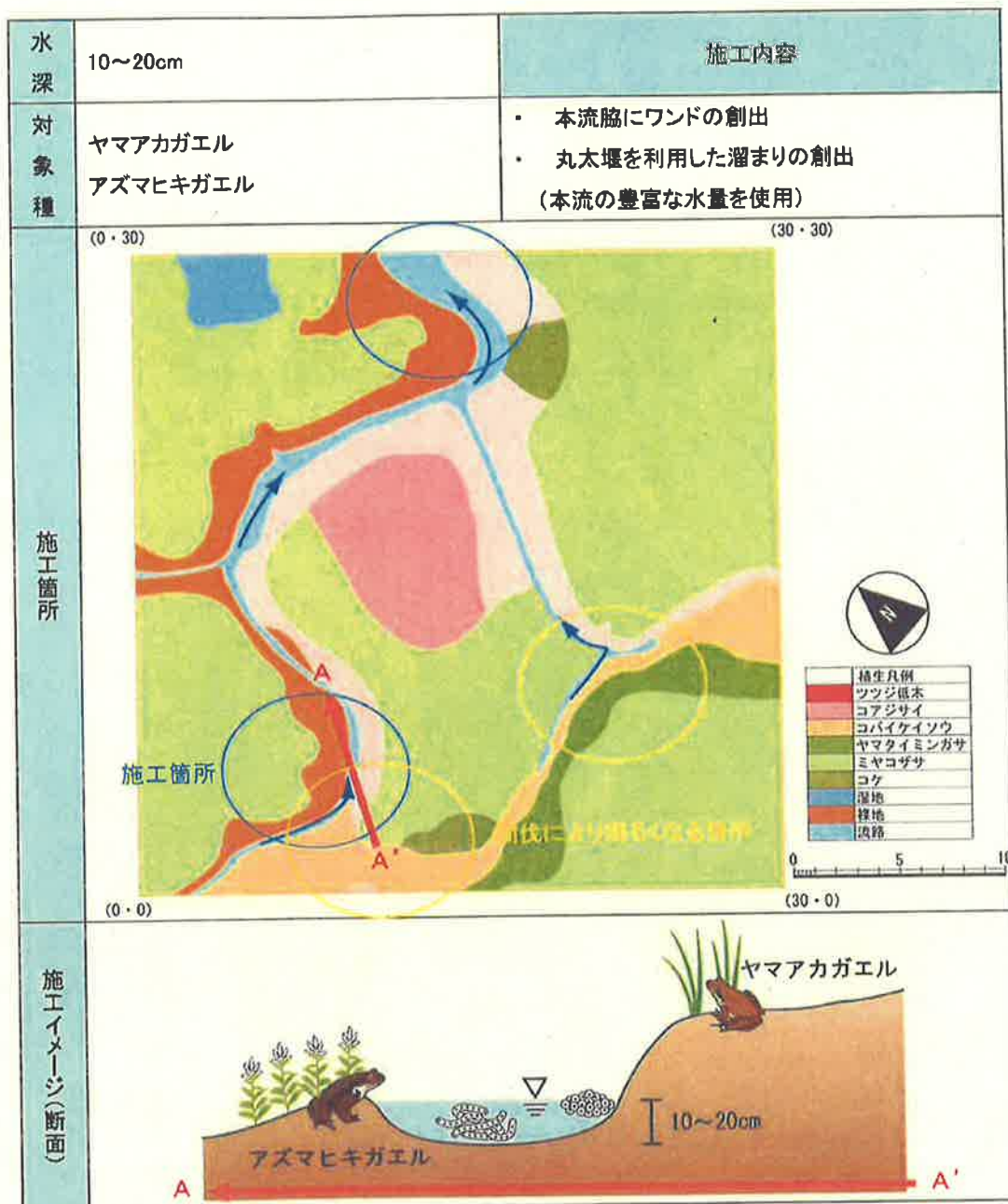
図Ⅲ- 5-3 水辺群落②の作業工程案

#### (1) 両生類の繁殖環境を考慮した施工

当地点でヤマアカガエルやアズマヒキガエルが繁殖することを目指し、これらの種が好む止水環境を創出する。具体的には、河床の掘削などによる小沢の本流から隔離した小さなワンドの創出や、本流で丸太などを利用した堰きとめを行う。（図Ⅲ・5-4）。

なお、当地点は沢の源頭を含むため、湧水箇所の攪乱は極力控えることとする。





図Ⅲ- 5-4 両生類の繁殖環境に配慮した施工（水辺群落②）

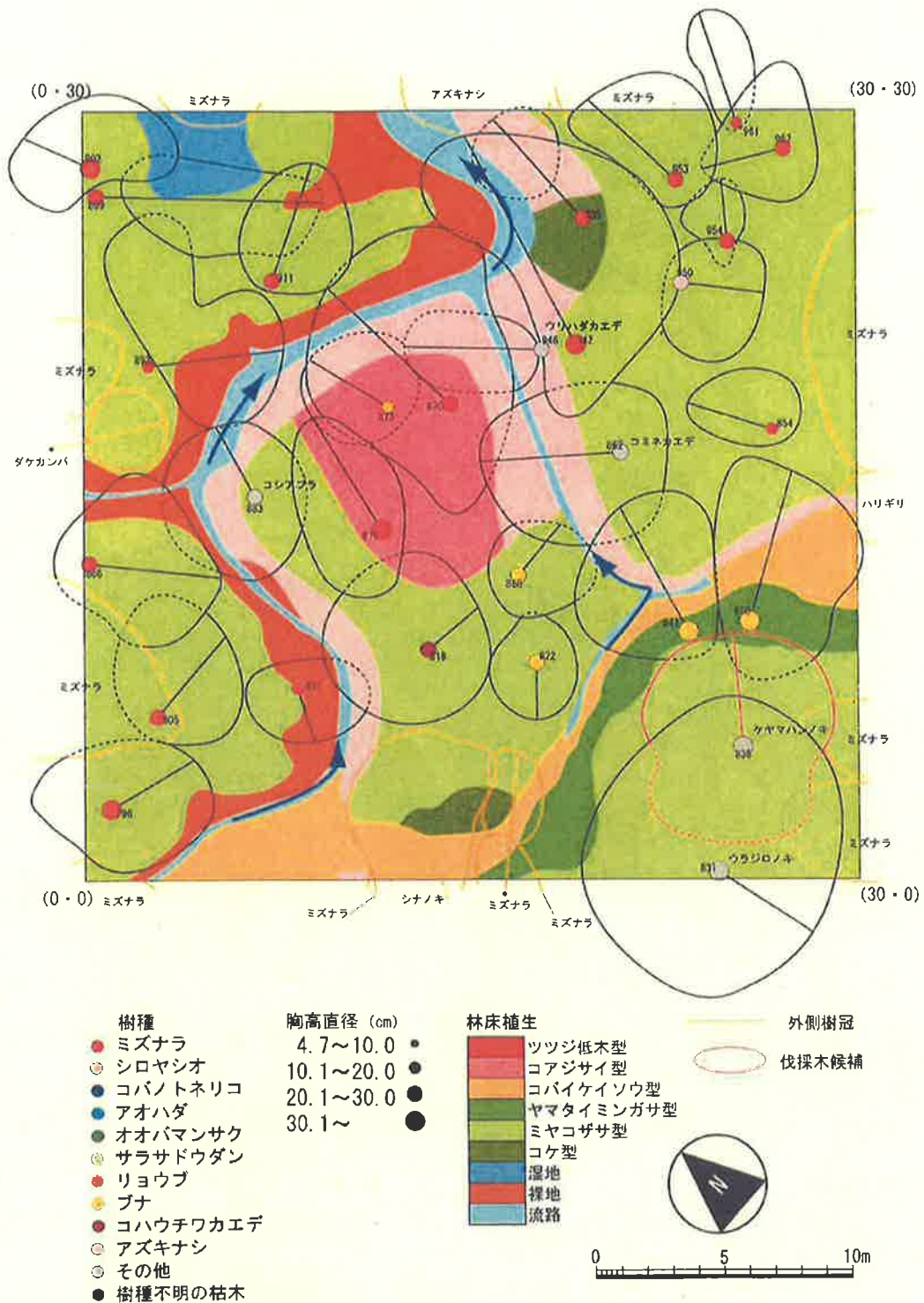
## (2) 植生管理

当地点は林内散策路沿いに位置するが、林内の開空率や相対光量子密度は低い。本箇所における実生調査の結果をみると、確認されている実生の種数や本数が比較的多い箇所である。一部の樹木を伐採し部分的に光を入れることで、林床植生の維持、発

達が期待される。また、ササの繁茂が著しい場合は、適宜ササ刈りも行う。ただし、作業はモニタリング調査の結果を受け、順応的に対応してゆく。伐採候補となる樹木は表Ⅲ・5・1、図Ⅲ・5・5、図Ⅲ・5・6のとおりである。

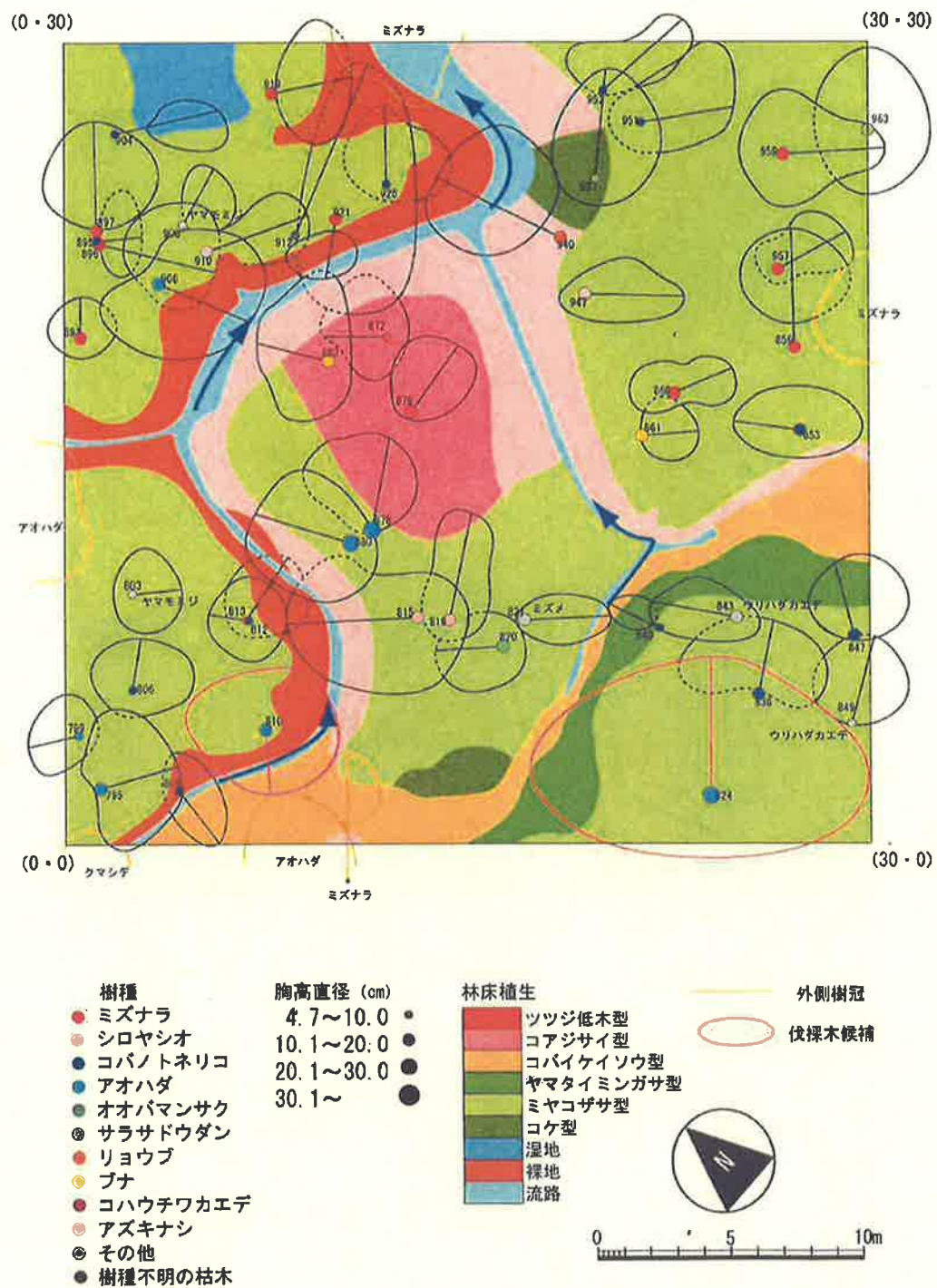
表Ⅲ- 5-1 伐採候補木の概要

| 種名                                    | 高木層 |                   | 亜高木層 |                  | 合計 |                  |
|---------------------------------------|-----|-------------------|------|------------------|----|------------------|
|                                       | 本数  | 胸高断面<br>面積<br>(㎡) | 本数   | 胸高断面<br>積<br>(㎡) | 本数 | 胸高<br>断面積<br>(㎡) |
| ヤマハンノキ                                | 1   | 0.103             |      |                  | 1  | 0.103            |
| アオハダ                                  |     |                   | 2    | 0.073            | 2  | 0.073            |
| 計                                     | 1   | 0.103             | 2    | 0.073            | 3  | 0.176            |
| 高木層全体(36本,1.95㎡)<br>亜高木層全体(57本,0.89㎡) | 割合  | 3%                | 5%   | 1%               | 5% | 3%<br>6%         |



図Ⅲ- 5-5 伐採候補木の位置 (高木層)





図Ⅲ- 5-6 伐採候補木の位置 (垂高木層)

### (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

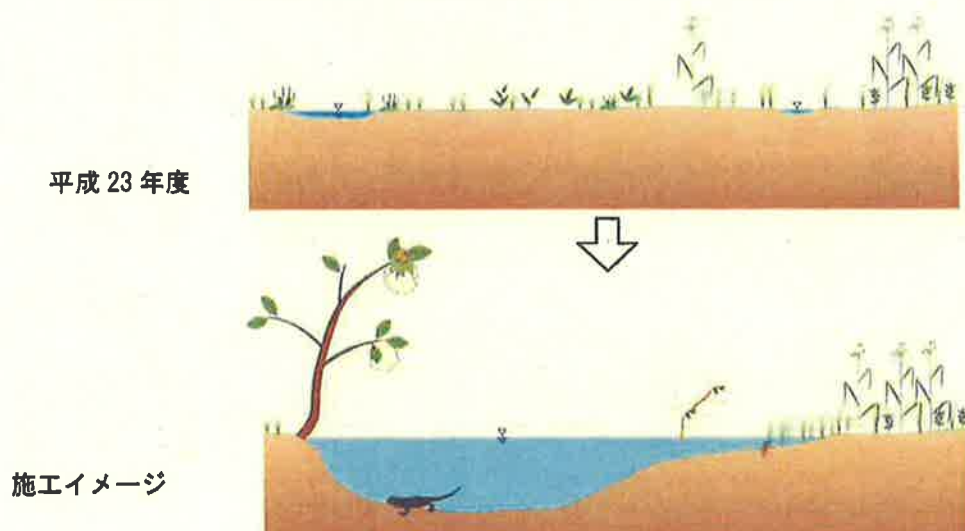
## 6. 水辺群落③

### 1) 植生管理の目標

「陽当たりの良い止水環境」

### 2) 植生管理方針

開放水域は那須平成の森では少ない環境であるため、現在みられない動植物の誘致が期待できる。河床を深く掘り下げることにより、モリアオガエルやイモリ、さらに止水性のトンボ類が繁殖できる環境を創出する。(図Ⅲ・6-1)

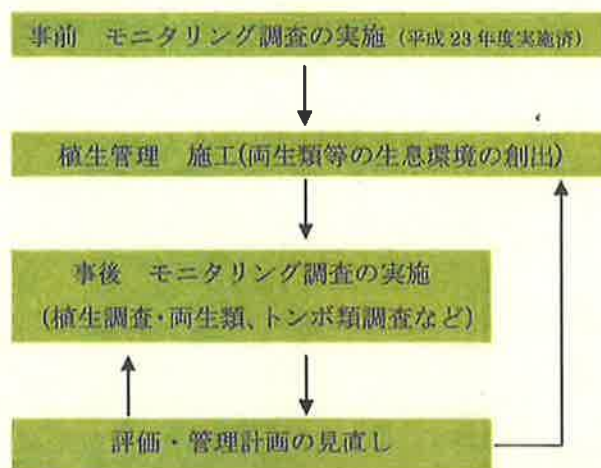


図Ⅲ- 6-1 水辺群落③の作業イメージ

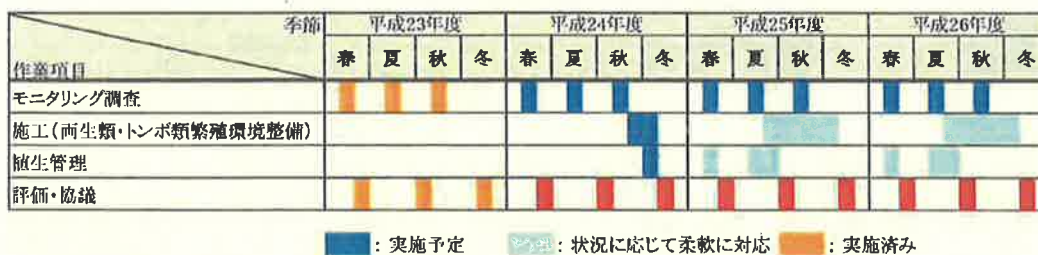


### 3) 植生管理計画

「陽当たりの良い止水環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・6-2）。具体的には図Ⅲ・6-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



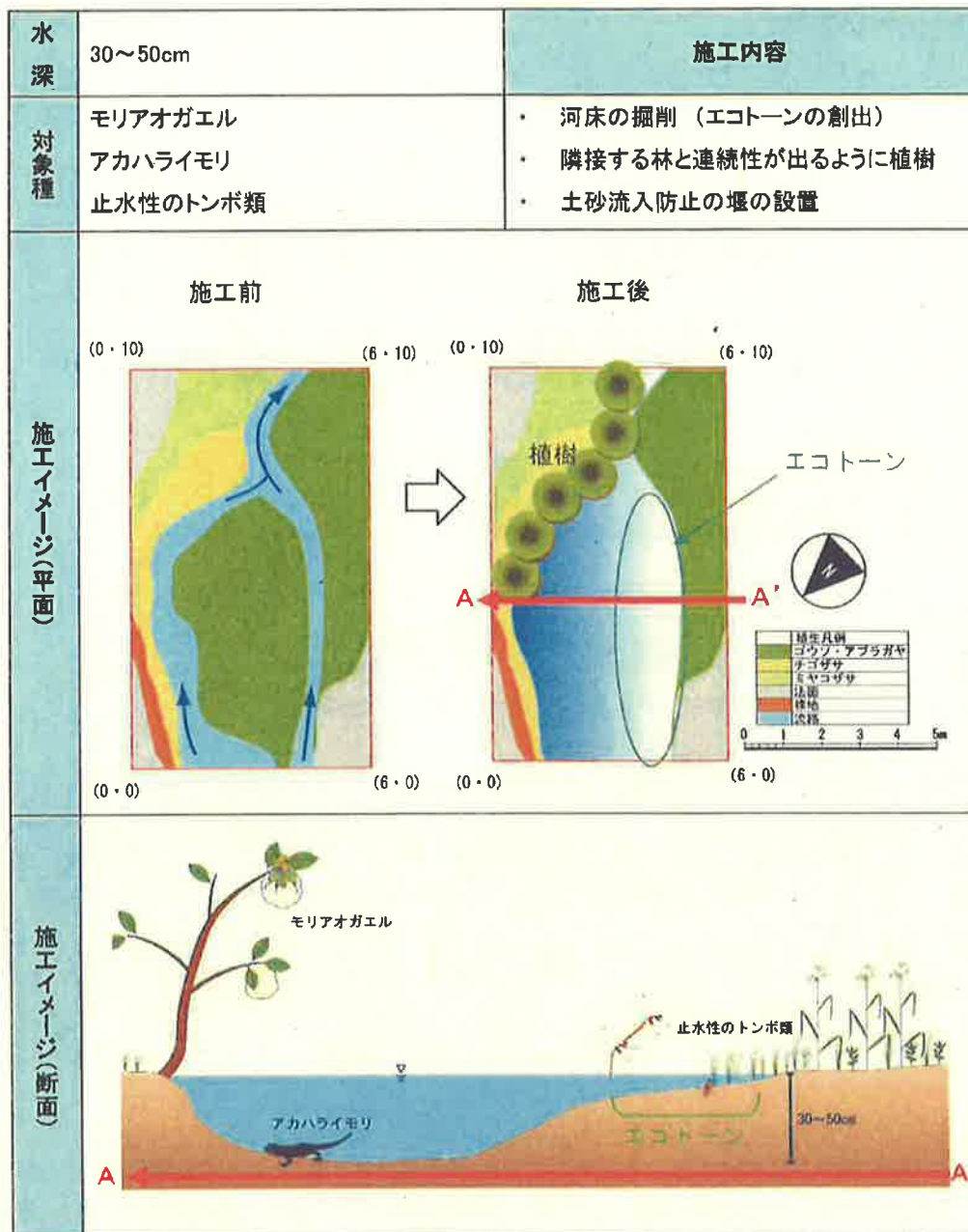
図Ⅲ- 6-2 水辺群落③の順応的管理計画



図Ⅲ- 6-3 水辺群落③の作業工程案

#### (1) 両生類やトンボ類の繁殖環境を考慮した施工

当地点をモリアオガエルやアカハライモリ、さらに止水性のトンボ類が繁殖可能な環境にするため、河床の掘削やモリアオガエルが産卵できるような樹木の植樹を行う（図Ⅲ・6-4）。また、当地点は上流からの土砂やリターが堆積しやすいため、上流側に堰を設けるなどの施工や、水深のメンテナンスが必要である。



図Ⅲ- 6-4 両生類等の繁殖環境に配慮した施工（水辺群落③）

## (2) 植生管理

植栽する樹木については、遺伝子の攪乱を考慮し、原則として敷地内で除去することとなった樹木などを活用する。樹種は、陽当たりの良い湿～湿潤な土壤条件に生えるタニウツギやサワフタギなどの中～低木が望ましい。ササの繁茂が著しい場合は、

適宜ササ刈りも行う。ただし、作業はモニタリング調査の結果を受け、順応的に対応してゆく。

### (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

(別添 4)

## 那須平成の森の利用に関する手続きについて

那須自然保護官事務所

### 1. 手続きが必要な利用

那須平成の森において、次のような利用を行う際には利用目的や実施計画を明記した利用申込書を提出して許可を得てください。ただし、那須自然保護官事務所職員の案内により立ち入る場合はこの限りではありません。

- ①一般の人の立ち入りを禁止している地域（下部ゾーン）において、学術研究のために立ち入る場合
- ②動植物の採取や捕獲等を伴う学術研究を実施する場合
- ③試験区等を設定して学術研究を実施する場合
- ④自然とのふれあい等の目的のため、レクチャールーム（本来目的であるレクチャーのために利用する場合を除く）等の施設を占有して利用する場合
- ⑤自然とのふれあい、取材等の目的のため、一般の人の立ち入りを禁止している地域（下部ゾーン）において、特に必要と認められた利用を行う場合

### 2. 利用する際の注意事項

- ・①～③の利用については、腕章を着用する等一般利用者と混同されないよう配慮してください。
- ・利用にあたり、自然公園法等の規制に該当する行為を行うときは、別途法律に基づく許可を受けることが必要です。また国有財産法に基づく使用の許可を受けることが必要な場合があります。これらの許可を受けるまで、行為に着手することはできません。
- ・許可なく目印等を付けることはできません。
- ・申込と異なる利用はできません。申込と異なる利用が行われたときや、自然環境への配慮、安全性の確保等必要と認めたときは、利用を中止させることがあります。
- ・ガイドウォーク等の実施への配慮のため、必要に応じて時間や場所についての制限について協力いただきます。
- ・ゴミはすべて持ち帰ってください。
- ・入口の鍵については、原則として1回の利用毎に速やかに返却してください。

### 3. 学術研究等の成果の提出

利用者が、那須平成の森を利用して行った学術研究等の成果については、論文・報告書等を2部、那須自然保護官事務所に提出していただきます。提出された報告書については公表されることがありますので、著作権上の取扱いについて必要がある場合は申し添えてください。

### 4. 連絡先

利用申込書等についての相談及び提出先は以下のとおりです。

〒325-0301 那須町湯本207-2 那須自然保護官事務所

TEL 0287-76-7512 FAX 0287-76-7513

「那須平成の森」利用申込書

年 月 日

那須首席自然保護官 殿

利用代表者氏名  
所属機関  
連絡先 住所  
E-mail  
TEL/FAX

|                |  |
|----------------|--|
| 利用の目的          |  |
| 利用する場所         |  |
| 実施する行為         |  |
| 利用人数           |  |
| 利用する期間<br>及び頻度 |  |
| 備 考            |  |

(備考)

- 1 利用人数欄には、学術研究の場合は利用人数とともに、利用者全員の氏名を記載すること。
- 2 学術研究の場合は研究計画等を添付すること。自然ふれあい目的の場合は、必要に応じて利用計画等を添付すること。
- 3 学生や機関等担当者の場合は、指導教官又は機関等責任者の署名捺印を得ること。
- 4 自然公園法、国有財産法等に基づく許可が必要な場合には、それらの許可を得なければ行為に着手することができません。



別添 5

那須高原ビジターセンター使用取扱要領

平成23年11月30日

関東地方環境事務所

那須自然保護官事務所

那須高原ビジターセンターにおける施設の使用については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 許可対象

- ① ビジターセンターの利用に支障を生ずるものでないこと
- ② 自然とのふれあい等に資するための会議、研修、講演会、展示会等の催しのために使用する場合（非営利目的に限る。）
- ③ 国、県、那須町等が説明会や研修会として使用する場合
- ④ 自治会集会等地元の行事として使用する場合

2. 使用料

無料とする。

3. 使用時間

ビジターセンター開館中とする。

4. 使用手続き

使用希望者は、あらかじめ別紙の使用許可申請書を那須自然保護官事務所首席自然保護官宛に提出し、許可を得ることとする。

## 那須高原ビジターセンター使用許可申請書

平成 年 月 日

那須首席自然保護官 殿

利用代表者氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 目的                  |                        |
| 使用する場所              |                        |
| 実施内容                |                        |
| 人数                  |                        |
| 日時                  | 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 |
| 備考 (当日の簡単なスケジュールなど) |                        |

\* 実施計画書などがある場合は備考欄にその旨を記載の上添付して下さい。

## 那須高原ビジターセンター使用許可書

\_\_\_\_\_  
様

那須首席自然保護官

平成 年 月 日付けで申請のありました標記施設の使用については、許可します。  
なお、使用に当たっては下記事項に留意して下さい。

### 記

1. 一般利用者の迷惑とならないように使用すること。
2. 準備、片付けは、全て使用者が責任を持って行い、ゴミは全て持ち帰ること。
3. 申し込みと異なる使用は行わないこと。申し込みと異なる使用が行われたときや、施設の利用・管理上必要と認めたときは、使用を中止させることがあります。
4. 自然公園法、国有財産法等に基づく許可が必要な場合には、事前にそれらの許可を得なければ着手することができません。

## 別添 6

### 那須平成の森基金規約

(名称)

第1条 この基金は、那須平成の森基金と称する。

(目的)

第2条 この基金は、那須平成の森（フィールドセンターを含む。）及び那須高原ビジターセンター（以下、「那須平成の森等」という。）における寄付金等について円滑に活用し、那須平成の森サポーターを含め、幅広い人々の支援のもとで那須平成の森等の運営を進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、「寄付金等」とは、個人や団体の意志により支払われる金銭等（運営に必要な物品を含む。）及び那須平成の森サポーターの会費のことをいう。

(寄付金等の使途)

第4条 寄付金等は、その案内・運営・広報（那須平成の森サポーターに関するものを含む。）等の事務に使用するほか、那須平成の森等における次の取組を支援するために活用する。

- (1) 自然体験・自然学習の推進
- (2) 調査研究・モニタリングの推進
- (3) 自然環境の管理
- (4) 人材の育成

(寄付)

第5条 この基金は、基金の目的及び寄付金等の使途に賛同した寄付者から、個人や団体の意志により支払われる金銭等（運営に必要な物品を含む。）の寄付を受けることができる。

(那須平成の森サポーターの会)

第6条 この基金に、那須平成の森サポーターの会を置く。

- 2 那須平成の森サポーターの会は、那須平成の森等における取組を支援する者を会員（那須平成の森サポーター）とする。
- 3 この基金の事務局は、申し込みを行い、会費の入金をした者を会員として登録する。ただし、申込書に不備がある場合、事務局が当該希望者をサポーターとすることが適当でないと判断した場合を除く。
- 4 会員の有効期限は、サポーターとなった日から当該年度の3月31日まで

とする。ただし、1月1日から3月31日までに申し込みを行った者については、希望により次年度からの会員とすることができる。

5 会員の会費は次のとおりとする。

個人会員 年間 3,000円

家族会員 年間 5,000円

団体会員 年間 一口 50,000円

6 会員は、住所・氏名・電話番号等に変更を生じた場合は、事務局に連絡しなければならない。会員が連絡を怠ったことにより、郵便物等が配達されなかった場合は、事務局は責任を負わないこととする。

7 会員は、随時会員を辞めることができる。会員を会計年度の途中で辞める場合は、その旨を事務局に伝えることとする。この際、既に支払われた会費については返却しない。

8 有効期限が終了するまでに次年度の会費が支払われなかった場合は、会員は退会したものとみなす。

9 事務局は、会員が次の各項の一に該当するときは、除名することができる。この際、既に支払われた会費については返却しない。

(1) 本会の信用を失う行為をしたとき

(2) 会員の資格を営利行為に使用したとき

(3) 本会の目的に反する行動をとったとき

(個人情報の取扱)

第7条 個人情報は、本基金における統計データ及び法令に基づく場合を除き、第三者（事務局が業務を委託した者（再委託した者を含む。）を除く。）に開示しない。

(会員証の交付等)

第8条 事務局は、会員に対し、会員証を交付する。

2 事務局は、寄付者及び会員に対し、那須平成の森通信及び那須平成の森等に関する物品を提供することができる。

3 事務局は、那須平成の森ホームページ等において、申し出により、掲載を希望する寄付者及び会員の名前等を公開することができる。

4 事務局は、那須平成の森等への理解を深めるため、寄付者又は会員を対象とした活動を企画・実施することがある。ただし、活動数に制限がある場合があるため、希望するすべての者が必ず参加できるものではない。

(委員会)

第9条 この基金（那須平成の森サポーターの会を含む。）の運営を適切に実施するため、委員会を置く。

2 委員会は、基金の収支予算、収支決算、寄付金等の広報普及及び用途等の基金の運用に際して必要な事項について協議する。



- 3 委員は、自然環境・国立公園・環境教育関係有識者、環境省関東地方環境事務所国立公園課長、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所首席自然保護官、栃木県環境森林部自然環境課長、栃木県県北環境森林事務所長、那須町企画財政課長、那須町観光商工課長とする。ただし、行政機関に所属する委員については、その課所の職員を代理として出席させることができる。
- 4 委員会に委員長を置き、委員長は会の運営にあたる。
- 5 委員会に副委員長を置き、委員長を補佐する。副委員長は、委員長に事故あるときは、委員長に代わり会の運営にあたる。
- 6 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。また、任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 7 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。議長は、委員長をもってあてゐる。
- 8 委員長が必要と認める場合は、委員会を書面会議とすることができる。
- 9 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

#### (会計)

- 第10条 この基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 この基金の収入は、寄付金等その他の収入による。
  - 3 この基金に監査員を置き、監査員は会計を監査する。
  - 4 監査員は委員の互選により選出する。また、任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

#### (使途の指定)

- 第11条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を第4条の範囲内において、あらかじめ指定することができる。ただし、その寄付金等が少額であるなど事務処理上困難な場合はこの限りでない。

#### (事務局)

- 第12条 事務局は、那須平成の森運営管理団体に置く。
- 2 事務局は、その事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

#### (所在地)

- 第13条 この基金は、次の所在地に置く。
- 栃木県那須郡那須町大字湯本 207-2

#### (情報の公開)

- 第14条 事務局は、寄付金等の収入及び活用の状況等について、定期的に公表するとともに、必要に応じて寄付者及び会員に報告する。

(事務の引き継ぎ)

第15条 委員会における検討により那須平成の森の寄付金等に関して運営する団体が設立された際には、当該事務は当該団体に引き継がれるものとする。その際、既に受け入れた寄付金等についても当該団体に引き継ぐこととする。

(解散等)

第16条 この基金が解散する際には、国又は地方公共団体若しくは公益を目的とする団体又は那須平成の森の活動を支援する団体に財産を寄付するものとする。また、那須平成の森サポーターの会についても解散することとなり、会員は退会をする。ただし、那須平成の森に関する別の組織に引き継がれる場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この規約に定めのない事項については、事務局が必要に応じて委員長に諮り処理する。

(付則)

- 1 この基金の設立年月日は、平成23年2月21日とする。
- 2 この規約は、平成23年2月21日から施行する。
- 3 当初年度の会計年度は、規約の施行日から平成24年3月31日とする。

(付則) (第9条第3項及び第13条の変更)

この規約の変更は、平成23年12月9日から施行する。

(付則) (第12条第1項の変更)

この規約の変更は、平成24年4月1日から施行する。

(付則) (第9条第3項の変更)

この規約の変更は、平成27年5月20日から施行する。

(参考) 那須平成の森基金 委員会名簿

委員

有識者委員

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 千葉大学名誉教授        | 油井 正昭  |
| 東京学芸大学名誉教授      | 北野 日出男 |
| 作新学院大学女子短期大学部教授 | 青木 章彦  |

関係機関委員

環境省関東地方環境事務所国立公園課長

松本 英昭

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所首席自然保護官

廣瀬 勇二

栃木県環境森林部自然環境課長

加藤 高

栃木県県北環境森林事務所長

郡司 明夫

那須町企画財政課長

池澤 幸雄

那須町観光商工課長

高内 章

委員長

千葉大学名誉教授

油井 正昭

副委員長

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所首席自然保護官

廣瀬 勇二

監査員

栃木県環境森林部自然環境課長

加藤 高

那須町企画財政課長

池澤 幸雄

事務局

那須平成の森管理運営団体職員

若林 正浩

## 那須平成の森連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、那須平成の森連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、那須平成の森（フィールドセンターを含む。）及び那須高原ビジターセンター（以下、「那須平成の森等」という。）の運営について関係機関による連絡調整及び意見交換を行うことにより、那須平成の森等における自然ふれあい活動の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、その目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 那須平成の森等における自然体験・学習の推進に関すること
- (2) その他目的に資すること

(構成)

第4条 協議会は、環境省関東地方環境事務所、宮内庁那須御用邸管理事務所、栃木県、那須町、那須塩原市、栃木県教育委員会、那須町教育委員会、社団法人那須観光協会、独立行政法人国立那須甲子青少年自然の家、財団法人とちぎ青少年こども財団 なす高原自然の家、那須平成の森運営管理団体により構成する。

(運営)

第5条 協議会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所長とする。

- 2 協議会に副会長を置き、会長を補佐する。副会長は、会長に事故あるときは、会長に代わり会の運営にあたる。副会長は、那須町長とする。
- 3 協議会は、必要に応じて会長が招集する。議長は、会長をもってあてる。
- 4 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所内に置く。  
2 事務局は、その事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(雑則)

第7条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

この規約は、平成23年2月21日から施行する。

(別添 8)

## 那須平成の森運営会規約

(名称)

第 1 条 本会は、那須平成の森運営会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、那須平成の森（フィールドセンターを含む。）及び那須高原ビジターセンター（以下、「那須平成の森等」という。）の運営について関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活発化に資することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 本会は、その目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) 活動計画及び収支予算並びに活動報告及び収支決算
- (2) その他目的に資すること

(構成員)

第 4 条 本会は、環境省関東地方環境事務所国立公園課、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所、栃木県環境森林部、那須町企画財政課、那須町観光商工課により構成する。

(役員)

第 5 条 本会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所首席自然保護官とする。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が会の運営にあたる。
- 3 本会に監査員を置き、会計を監査する。監査員は構成員の中から選出する。

(会議)

第 6 条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集する。会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を本会に出席させることができる。

- 2 第 3 条に定める審議事項について、会員全員の承諾があるときは書面による決議をすることができる。

(会計)

第 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。



2 本会の収入は、負担金その他の収入による。

3 本会の支出は、那須平成の森等の運営を充実させるために必要な経費とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所内に置く。

(所在地)

第9条 本会は、次の所在地に置く。

栃木県那須郡那須町大字湯本 207-2

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

1 本会の設立年月日は、平成23年2月21日とする。

2 本規約は、平成23年2月21日から施行する。

(付則) (第4条、第5条第1項及び第9条の変更)

この規約の変更は、平成23年11月29日から施行する。

(付則) (第4条の変更)

この規約の変更は、平成27年10月28日から施行する。

(附則) (第6条の変更)

この規約の変更は、平成28年 8月10日から施行する。

## 那須平成の森運営会名簿

(平成 28 年 8 月現在)

### 構成員

環境省関東地方環境事務所国立公園課

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所

栃木県環境森林部

那須町企画財政課

那須町観光商工課

### 会長

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所

首席自然保護官 廣瀬 勇二

### 監査員

栃木県環境森林部自然環境課長 加藤 高

那須町企画財政課長 池澤 幸雄

### 事務局長

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所自然保護官 丸之内美恵子

(別添 9)

## 那須平成の森運営会が発注する業務内容

平成 29 年度以降、那須平成の森運営会が発注する業務の内容については未定であるため、参考まで、平成 28 年度的那須平成の森運営会発注業務の仕様書を以下に示す。

### 平成 28 年度那須平成の森・那須高原ビジターセンター活用業務仕様書

#### 1. 目的

那須平成の森は、豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうかとの天皇陛下のお考えを踏まえ、那須御用邸用地の一部を宮内庁から環境省へ移管された場所である。

那須平成の森及び那須高原ビジターセンターは平成 23 年度に一般供用を開始し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用されており、那須平成の森運営会においては、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの運営について、関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活発化に資することを目的としている。

本業務は、関係機関の協力により、那須平成の森等における活動の活発化に資するため、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターを活用して観光情報等の提供や地元向けのプログラム等を実施するものである。

#### 2. 業務の対象範囲

那須平成の森、那須高原ビジターセンター、およびこれらの施設の周辺

#### 3. 業務の実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

#### 4. 業務内容

以下の業務について、業務員を配置し、環境省発注の「那須平成の森運営管理業務」の請負団体（以下、「運営管理団体」とする。）と連携・協力して実施すること。

業務実施にあたり、受注者は発注者と協議の上、業務実施計画書を速やかに作成し提出することとする。

なお、(2)、(3)については那須町観光商工課等と連絡調整を行い、協力を得て業務を実施すること。また、(3)で調整したイベント及び自然環境学習対応の実施については、運営管理団体の協力を得ることができる。

##### (1) ビジターセンター観光情報等提供業務

- (ア) 窓口における業務（観光情報、利用施設情報、地域情報等の提供（情報の収集を含む）を含む）
- (イ) 館内における解説・案内業務
- (ウ) 利用促進のための広報及び普及宣伝業務

##### (2) ビジターセンター地域連携活用業務

- (ア) ビジターセンターを活用した企画展等の企画・実施（例：地元の小学校の環境関係の作品展、地元写真家の写真展、地域の取り組み紹介など）
- (イ) 地元等の人材を活用したビジターセンターを利用した屋内プログラムの企画・実施（例：那須の自然解説、那須の火山解説、那須の歴史民俗解説など）
- (ウ) 地元等の人材を活用したビジターセンター周辺を利用した屋外プログラムの企画・実施（例：殺生石案内、周辺自然観察、那須温泉の歴史、朝夕散歩、星空

- 観察など)
- (エ) プログラム実施にかかる地元等の人材グループとの連絡調整及び必要に応じた組織や運営の補助
- (オ) ビジターセンターを活用した地域イベントの調整
- (3) 地域貢献業務
- (ア) 那須平成の森・ビジターセンターの地域開放イベントの調整
- (イ) 那須平成の森・ビジターセンターにおける那須町内小中学校の自然環境学習対応に関する調整
- (4) フィールドセンター自然体験活動推進業務
- (ア) フィールドセンター及びその周辺を利用した自然体験プログラムの実施
- 1) 自然体験プログラムの内容
- 生物多様性への理解や自然環境保全の意識高揚につながる自然体験プログラムとする。具体的なメニューは運営管理団体と協議のうえ決定すること。
- ・参加料 無料
  - ・1回当たりの所要時間 30分程度
  - ・1回当たりの催行人数 最大15名程度（最小催行人数1名）
- ※1グループあたりの自然解説員は1人体制とする。ただし、小中学校等団体については、最大30名程度とし、15名を超える場合は、2人体制で対応する。2人体制で対応した場合は、2回実施したこととみなす。
- ・一般個人客は、当日申込み。小中学校等の団体は予約制とする。
  - ・参加者の怪我等に備え、保険等に参加し、適切に対応すること。
- 2) 自然体験プログラムの実施回数等
- ・春から秋は、1日4回実施できる体制を整えること。
  - ・年間実施回数 480回
  - ・小中学校等の団体対応時は、上記の1日あたりの目安回数に囚われず回数を増やして多くの生徒等が参加できるように努めること。
- (イ) 広報宣伝等によるプログラム利用の促進
- (ウ) その他、自然体験プログラムを実施するために必要な業務
- (5) その他
- その他、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの運営管理に携わる者として他の職員と共通の業務

## 2. 施設の開館日並びに時間等

|              | 4月1日～11月30日            | 12月1日～3月31日                       |
|--------------|------------------------|-----------------------------------|
| 那須平成の森       | 9:00～17:00<br>(休園日：なし) | 9:30～16:30<br>(休園日：水曜日(祝日の場合は翌日)) |
| 那須高原ビジターセンター | 8:30～17:30<br>(休館日：なし) | 9:00～16:30<br>(休園日：水曜日(祝日の場合は翌日)) |

## 3. 業務報告書の作成

- (1) 受注者は、業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、管理業務の実施状況及び利用状況を報告すること。
- (2) 業務の実施状況について、四半期ごとに報告書を3部作成し発注者へ速やかに提出すること。

## 4. その他

- (1) 受注者は緊急連絡体制を整えて事故発生時に備えること。
- (2) 活動に当たっては、CO<sub>2</sub>の削減への努力など環境負荷の低減に努めることとし、発注者から指示がある場合はこれに従うこと。
- (3) 報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率 100%、白色度 70%程度以下とし、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。



(別添 10)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 28 年 2 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 204 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 205 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社 一太郎 (2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2003 以下)
  - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2003 以下)
  - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 那須平成の森 来園者アンケート

今日は那須平成の森にお越しくださり、ありがとうございます。

より質の高い運営のために、皆様からのご意見をうかがっております。ご協力の程よろしくお願いいたします。

記入日【 2015 年      月      日 】

□ あるいは 数字に マル○をつけてお答えください

## 1. お客様について

年齢 ☐ ~19歳 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳~

お住まい ☐ 那須町 ☐ 栃木県内(那須町以外) ☐ 栃木県外

## 2. 那須平成の森にお越しになるのは何回目ですか？

☐初めて    ☐2回目    ☐3～5回目    ☐6～10回目    ☐それ以上

3. 那須平成の森にお越しになった目的および本日の過ごし方を教えてください(複数回答可)

☐自由に散策 ☐無料ミニプログラム参加 ☐有料ガイドウォーク参加 ☐館内展示を見る

☐ ツアーの行程で立ち寄り    ☐ 観光    ☐ 自然観察    ☐ 体を動かす    ☐ 写真を撮る

☐リフレッシュ ☐那須御用邸に興味がある ☐特に目的はない、偶然立ち寄った

□その他( )

4. 本日の目的は達成できましたか？

できた 5 — 4 — 3 — 2 — 1 できない

理由 (

5. 那須平成の森フィールドセンターの職員の対応はいかがでしたか？

良い 5 — 4 — 3 — 2 — 1 悪い

理由 (

6. 館内は過ごしやすかったでしょうか？

快適 5 — 4 — 3 — 2 — 1 不快

具体的に

7. その他ご意見、ご希望があればお書きください。 例) 欲しい情報、今後の展示やプログラム等

$$\left[ \begin{array}{c} \\ \\ \\ \\ \end{array} \right]$$

ご協力ありがとうございました。

イベントや季節の見どころについてのお得な情報が満載！メールマガジンを今後配信する予定です。

ご希望の方は、下記にメールアドレスをご記入ください。(頂いた情報は配信にのみ使用します)

メールアドレス(                      @                      )

# インタープリターとあるく那須平成の森ガイドウォーク

本日は、那須平成の森にお越しください、ありがとうございます。

より質の高いプログラム作りのために、皆様からのご意見をうかがっております。いただいた情報は、それ以外の目的に使用することはありません。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【記入日： 201 年 月 日】

お客様について教えてください。当てはまるものにチェックをつけてください

性別／ ☐男 ☐女

年齢／ ( )歳 ・( )歳代

お住まい／ ☐栃木県内 (市町村名 ) ☐栃木県外 (都道府県名 )

受付方法／ ☐予約して参加した ☐当日受付で参加した

1. 那須平成の森ガイドウォークに参加されるのは何回目ですか？

☐初めて ☐2回目 ☐3～5回目 ☐6～10回目 ☐それ以上

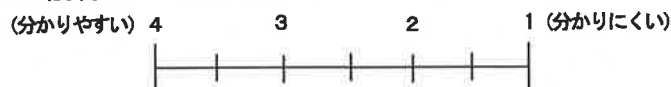
→また、複数回目の方は、参加された動機を教えてください ( )

2. ガイドウォークの時間設定はいかがでしたか？



→長い、もしくは短いと答えた方は、どのくらいの時間が適当だと思いますか？ ( )時間

3. インタープリターの説明はいかがでしたか？



今後、新たに希望する体験(解説)、あったら良いと思うプログラムがあればお聞かせください

( )

4. 今日のガイドウォーク全体を通して、内容について満足されましたか？



印象に残ったことがあれば、教えてください。

( )

5. その他、ご意見、ご感想、ご希望など気づいたことをお書きください。

イベントや季節の見どころについてのお得な情報が満載！メールマガジンを配信しています。  
ご希望の方は、下記にメールアドレスをご記入ください。(頂いた情報は配信にのみ使用します)  
メールアドレス( )@ ( )

☆☆ご協力ありがとうございました。またお会いできる時を、スタッフ一同お待ちしております。☆☆

那須平成の森

## 那須高原ビジターセンター 来館者アンケート

本日は那須高原ビジターセンターにお越しくださり、ありがとうございます。  
より質の高い運営のために、皆様からのご意見をうかがっております。ご協力の程よろしくお願いいたします。

記入日【 2015 年    月    日 】

☐ あるいは 数字に マル○をつけてお答えください

### 1. お客様について

年齢    ☐ ~19 歳    ☐ 20 代    ☐ 30 代    ☐ 40 代    ☐ 50 代    ☐ 60 代    ☐ 70 歳 ~  
お住まい    ☐ 那須町    ☐ 栃木県内(那須町以外)    ☐ 栃木県外

### 2. 那須高原ビジターセンターにお越しになるのは何回目ですか？

☐ 初めて    ☐ 2 回目    ☐ 3~5 回目    ☐ 6~10 回目    ☐ それ以上

### 3. 那須高原ビジターセンターにお越しになった目的および本日の過ごし方を教えてください

(複数回答可)

☐ プログラム参加    ☐ 展示を見るため    ☐ ツアーの行程で立ち寄り    ☐ 観光  
☐ 那須甲子地域の情報収集    ☐ 那須御用邸に興味があるので    ☐ 那須の山々を見る  
☐ 自然観察    ☐ 特に目的はない、偶然立ち寄った    ☐ その他(    )

### 4. 本日の目的は達成できましたか？

できた 5    —    4    —    3    —    2    —    1    できない

理由    (    )

### 5. 那須高原ビジターセンターの職員の対応はいかがでしたか？

良い 5    —    4    —    3    —    2    —    1    悪い

理由    (    )

### 6. 館内は過ごしやすかったですか？

快適 5    —    4    —    3    —    2    —    1    不快

具体的に(    )

### 7. その他ご意見、ご希望があればお書きください。 例)欲しい情報、今後の展示やプログラム等

(    )

ご協力ありがとうございました。

イベントや季節の見どころについてのお得な情報が満載！メールマガジンを今後配信する予定です。

ご希望の方は、下記にメールアドレスをご記入ください。(頂いた情報は配信にのみ使用します)

メールアドレス(    @    )

## 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1. 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

|                    |        |                | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------------------|--------|----------------|----------|----------|----------|----------|
|                    | 人件費    | 常勤職員           | —        | —        | —        | —        |
|                    |        | 非常勤職員          | —        | —        | —        | —        |
|                    | 物件費    |                | —        | —        | —        | —        |
|                    | 委託費等   | 委託費定額部分        | 47,619   | 45,238   | 45,238   | 45,238   |
|                    |        | 成果報酬等<br>旅費その他 | —        | —        | —        | —        |
| 計(a)               |        |                | 47,619   | 45,238   | 45,238   | 45,238   |
| 参<br>考<br>値<br>(c) | 減価償却費  |                | —        | —        | —        | —        |
|                    | 退職給付費用 |                | —        | —        | —        | —        |
|                    | 間接部門費  |                | 0        | 0        | 0        | 0        |
| (a)+(b)            |        |                | 47,619   | 45,238   | 45,238   | 45,238   |

## &lt;注記事項&gt;

- ・対象業務の全部を請負により実施。
- ・平成 28 年度までは、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの両施設の管理運営をまとめて 1 業務で実施しているため、当該経費は 2 施設の管理運営分の経費である。
- ・本業務は請負契約であり、成果物の対価として支払いを行うものであるため、積算報告書等の提出を要さないことから、内訳は不明である。



(参考) 那須平成の森自然教育プログラム (利用者負担プログラム) の参加料金

| プログラム  |                               | 平成 25 年度                                           | 平成 26 年度                           | 平成 27 年度                                             | 平成 28 年度                                           |
|--------|-------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 学びの森   | 3.5 時間<br>(ムササビ・カモシカ・ノウサギルート) | —<br>—<br>大人：3,000 円<br>子供：1,600 円                 | —<br>—<br>大人：3,000 円<br>子供：1,600 円 | 大人：3,500 円<br>子供：2,200 円<br>大人：3,000 円<br>子供：1,600 円 | 大人：3,500 円<br>子供：2,200 円<br>大人：1,600 円<br>子供：800 円 |
|        | 2.0 時間                        | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                             | 大人：1,600 円<br>子供：800 円             | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                               | —                                                  |
| ふれあいの森 | 2.0 時間                        | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                             | 大人：1,600 円<br>子供：800 円             | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                               | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                             |
|        | 3.0 時間スノーシュー                  | 大人：2,400 円<br>子供：1,200 円                           | 大人：2,400 円<br>子供：1,200 円           | 大人：2,400 円<br>子供：1,200 円                             | 大人：2,400 円<br>子供：1,200 円                           |
|        | 2.0 時間スノーシュー                  | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                             | 大人：1,600 円<br>子供：800 円             | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                               | 大人：1,600 円<br>子供：800 円                             |
| 特別編    | 5.5 時間                        | 大人：4,400 円<br>子供：2,200 円                           | 大人：4,400 円<br>子供：2,200 円           | 大人：4,400 円<br>子供：2,200 円                             | 大人：4,400 円<br>子供：2,200 円                           |
|        | 5.0 時間(クラフト体験)                | —                                                  | —                                  | 材料費込みで、<br>大人：4,500 円<br>子供：2,500 円                  | (昨年度並みを予定)                                         |
|        | 4.0 時間                        | —                                                  | 大人：4,200 円                         | 大人：2,500 円                                           | —                                                  |
|        | 4.0 時間スノーシュー                  | —                                                  | —                                  | —                                                    | —                                                  |
|        | 3.5 時間                        | —                                                  | —                                  | 大人：3,400 円                                           | (昨年度並みを予定)                                         |
|        | 3.0 時間                        | —                                                  | —                                  | 大人：3,000 円<br>子供：1,600 円                             | (昨年度並みを予定)                                         |
|        | 3.0 時間スノーシュー                  | —                                                  | 大人：2,400 円                         | —                                                    | —                                                  |
|        | 2.5 時間                        | —                                                  | —                                  | 大人：2,160 円<br>子供：1,080 円                             | (昨年度並みを予定)                                         |
|        | 2.0 時間                        | 大人：2,000 円<br>子供：1,000 円<br>大人：1,600 円<br>子供：800 円 | —<br>—<br>大人：1,600 円<br>子供：800 円   | 大人：2,000 円                                           | (昨年度並みを予定)                                         |
|        | 2.0 時間(クラフト体験)                | 材料費込みで、<br>大人：2,200 円<br>子供：1,400 円                | —<br>—                             | —<br>—                                               | (昨年度並みを予定)                                         |
|        | 1.0～1.5 時間<br>(ロープワーク体験)      | —                                                  | 材料費込みで<br>大人：3,800 円<br>子供：2,000 円 | —                                                    | —                                                  |
|        | 1.0～1.5 時間                    | —                                                  | 大人：800 円<br>子供：400 円               | —                                                    | —                                                  |
|        |                               | 大人：800 円<br>子供：400 円                               | 大人：800 円<br>子供：400 円               | 大人：800 円<br>子供：400 円                                 | (昨年度並みを予定)                                         |

<注記事項>

- ・ 子供：小中学生。未就学児は無料、高校生以上は大人料金。
- ・ スノーシュープログラムについては、別途スノーシューを 500 円でレンタルしている。
- ・ 利用者負担プログラムの実施に必要な費用（人件費を含む）については、利用者から徴収する利用料金をあてる。収入が必要な費用を上回った場合は、必要に応じて那須平成の森の運営充実に充てる。

(参考 2 区分経理の結果)

|            |         | 平成 25 年度    | 平成 26 年度    | 平成 27 年度    |
|------------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 利用者負担プログラム |         |             |             |             |
|            | 収入 (税込) | 6,507,976 円 | 5,752,759 円 | 6,344,014 円 |
|            | 支出 (税込) | 5,039,695 円 | 6,463,499 円 | 6,833,396 円 |
|            | 収支 (税込) | 1,468,281 円 | —710,740 円  | —489,382 円  |
| 物品販売       |         |             |             |             |
|            | 収入 (税込) | 1,413,280 円 | 900,311 円   | 819,100 円   |
|            | 支出 (税込) | 1,085,034 円 | 706,089 円   | 495,306 円   |
|            | 収支 (税込) | 328,246 円   | 194,222 円   | 323,794 円   |

(参考 3 業務の実施に当たって必要となった消耗品の例)

|          | 平成 25 年度    | 平成 26 年度    | 平成 27 年度    |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| トイレトペーパー | 約 960 ロール購入 | 約 900 ロール購入 | 約 860 ロール購入 |
| 電球       | 交換実績なし      | 交換実績なし      | 交換実績なし      |

<注記事項>

業務に当たって必要となる消耗品は、全て民間事業者の負担であり、上表は、一般事務、施設清掃、自然教育プログラム等に係る物品以外の、代表的な消耗品についてのみ例示として記載したものである。

## 2. 従来の実施に要した人員

|               | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 常勤職員          | 12名      | 12名      | 10名      |
| 非常勤職員         | 4名       | 3名       | 5名       |
| ボランティア<br>実人数 | 6名       | 5名       | 3名       |
| 活動日数          | 94人日     | 62人日     | 43人日     |

|                           | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------------------------|----------|----------|----------|
| 那須平成の森フィールドセンター 勤務日数（日平均） | 6.4名     | 6.5名     | 5.8名     |
| 那須高原ビジターセンター 勤務日数（日平均）    | 2.1名     | 2.0名     | 2.0名     |

### <注記事項>

・当該業務は請負で実施しており、人員は請負者の職員配置状況であり、参考として記載したものである。

・ボランティアは、現在の管理運営団体が独自に募集あるいは組織化等を行った人材ではなく、栃木県の自然講座の受講経験者などを個別に受け入れているものである。また、現在の管理運営団体は、主にボランティア自身のインタープリターとしての研鑽等に寄与することを目的としてボランティアを受け入れており、管理運営団体による管理運営体制はボランティアに依存していない。

・勤務人数（日平均）については、ボランティアの人数を含まない数である。また、時短勤務／終日勤務は区別せず1とカウントしている。

### （1）業務従事者に求められる知識・経験等

- 1) 甲種防火管理者
- 2) 那須平成の森の自然や歴史、生物多様性の保全などについてわかりやすく伝える能力
- 3) 日光国立公園那須甲子地域について自然解説を行える知識
- 4) 普通救命講習または同等の講習を受けていること

## (2) 業務の繁閑の状況とその対応

那須平成の森、那須高原ビジターセンターとも、5月～6月（ツツジ開花時期）、夏休み時期（7月～8月）、10月～11月（紅葉時期）が繁忙期にあたる（最大で1200人/日程度（那須平成の森））。

この時期には、管内の清掃等をよりこまめに行う必要が生じる。また、5月～6月、10月～11月については、地方事務所負担により仮設トイレ（3基程度）を那須平成の森フィールドセンターの外に設置しており、仮設トイレ設置期間中は、仮設トイレの清掃及び手洗い水の補給等についても、民間事業者が行う必要がある。

また、5月～6月、10月～11月については、地方事務所負担で那須平成の森フィールドセンターの駐車場整理を警備会社に発注しており（人員は1～3名/日程度）、民間事業者が駐車場の交通整理を行う必要があるのはそれらを除く時期である。

### 1) 那須平成の森来園者

|      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 4 月  | 3,620    | 4,050    | 2,948    | 3,013    |
| 5 月  | 14,618   | 12,872   | 12,023   | 9,988    |
| 6 月  | 11,068   | 7,544    | 7,373    | 5,391    |
| 7 月  | 8,419    | 6,167    | 6,429    | 6,674    |
| 8 月  | 10,932   | 7,980    | 7,946    | 6,973    |
| 9 月  | 8,202    | 6,967    | 6,533    |          |
| 10 月 | 11,790   | 11,617   | 11,721   |          |
| 11 月 | 7,182    | 5,552    | 4,876    |          |
| 12 月 | 1,361    | 908      | 1,121    |          |
| 1 月  | 1,037    | 931      | 1,331    |          |
| 2 月  | 725      | 1,038    | 1,171    |          |
| 3 月  | 1,314    | 1,571    | 1,544    |          |
| 合計   | 80,268   | 67,197   | 65,016   |          |

#### <注意事項>

平成 28 年度は 7 月 31 日までの実績を記載している。

2) 自然教育プログラム参加者

|                   | 平成 25 年度      | 平成 26 年度      | 平成 27 年度      |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|
| 無料ミニプログラム         | 232 回 1,377 名 | 274 回 1,395 名 | 259 回 1,484 名 |
| 個人利用者向け利用者負担プログラム | 293 回 1,980 名 | 301 回 1,695 名 | 273 回 1,766 名 |
| 団体利用者向け利用者負担プログラム | 58 回 2,272 名  | 57 回 1,791 名  | 61 回 1,688 名  |
| 【内訳】              |               |               |               |
| 一般                | 35 団体 1,064 名 | 42 団体 1,017 名 | 44 団体 877 名   |
| 学校・教育             | 10 団体 636 名   | 7 団体 352 名    | 12 団体 640 名   |
| 旅行会社              | 12 団体 543 名   | 8 団体 508 名    | 5 団体 171 名    |

3) 那須高原ビジターセンター来館者

|      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 4 月  | 1,692    | 1,352    | 1,404    | 1,422    |
| 5 月  | 3,408    | 3,177    | 4,248    | 3,911    |
| 6 月  | 2,827    | 2,532    | 2,548    | 2,554    |
| 7 月  | 2,417    | 2,731    | 2,629    | 3,250    |
| 8 月  | 1,813    | 2,515    | 3,292    | 2,541    |
| 9 月  | 2,301    | 2,919    | 2,249    |          |
| 10 月 | 4,360    | 5,946    | 4,638    |          |
| 11 月 | 3,951    | 3,521    | 4,039    |          |
| 12 月 | 1,039    | 967      | 1,500    |          |
| 1 月  | 693      | 776      | 1,051    |          |
| 2 月  | 540      | 662      | 861      |          |
| 3 月  | 937      | 1,185    | 985      |          |
|      | 25,978   | 27,833   | 29,444   |          |

<注記事項>

平成 28 年度は 7 月 31 日までの実績を記載している。



### (3) その他

#### 1) 自然体験・自然環境学習に関する人材育成業務

平成 25 年度…人材育成講座を平成 25 年 11 月から平成 26 年にかけて実施

実施形態：集合研修（2 泊 3 日）1 回、通信教育（メール等）4 ヶ月間

参加人数：13 名

参加費：35,000 円（宿泊費・食費含む）

平成 26 年度…①一般の方及び施設スタッフの技術向上のために、自然体験・自然環境学習を行うにあたっての指導者資格の一つである「プロジェクト・ワイルド」の資格取得の講座を実施。

実施形態：集合研修（日帰り）

参加費：7,500 円（テキスト代）

②人材育成事業の検討のためのヒアリング調査

自然環境教育に関心のある、教員や学生たちの意見・要望を聴取し、次年度の人材育成事業の参考とする。

調査時期：12 月 16 日

調査場所：宇都宮大学教育学部地学教室

平成 27 年度…①自然体験・自然環境学習を行うにあたってのリスクマネジメント、安全の視点から「野外・災害救急法(Wilderness First Aid(WFA))」の資格取得の講座を実施。

実施形態：集合研修（2 泊 3 日）

参加費：36,000 円（宿泊食費、国際資格料等含む）

②インターン生の受け入れ

受け入れ期間：7 月 27 日（月）～30 日（木）

受け入れ人数：1 名（クラーク記念国際高等学校）

平成 28 年度…自然体験・自然環境学習を行うにあたってのリスクマネジメント、安全の視点から「野外・災害救急法(Wilderness First Aid(WFA))」の資格取得の講座を実施。

実施形態：集合研修（3 日間通学受講）

参加費：29,500 円（昼食代含む）

#### 2) 要人対応の頻度

|      | 平成 25 年度    | 平成 26 年度                 | 平成 27 年度                  |
|------|-------------|--------------------------|---------------------------|
| 対応回数 | 1 回         | 2 回                      | 1 回                       |
| 【概要】 | 天皇皇后両陛下 1 回 | 天皇皇后両陛下 1 回<br>環境副大臣 1 回 | 天皇皇后両陛下 1 回<br>栃木県副知事 1 回 |

3) 施設の使用許可対応の頻度

|      | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 対応回数 | 59 回     | 66 回     | 57 回     |

4) 環境省等により組織される協議会等への参画の頻度

|             | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 那須平成の森連絡協議会 | 1 回      | 1 回      | 1 回      |
| 那須平成の森運営会   | 4 回      | 4 回      | 4 回      |
| 那須平成の森基金委員会 | 2 回      | 2 回      | 2 回      |
| 助成実績（助成件数）  | 2 件      | 2 件      | 2 件      |

3. 従来の実施に要した施設及び設備

民間競争入札実施要項 表 1－1、表 2－1「対象施設」及び別紙 1－1、別紙 2－1 参照  
 <注記事項>

上記の施設、整備については、業務を行う範囲において無償貸与する。

#### 4. 従来の実施における目的の達成の程度

##### (1) 那須平成の森等来館者への対応

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの来館者へのアンケートは行っており、平成 28 年度までに清掃状況に関する苦情等はない。また、発信情報に関しては、施設へのアクセス情報（カーナビ等に反映されておらず検索できないため、位置がわからない方がいた）に関する苦情や要望が多く寄せられ、ホームページ、電話対応等で適宜対応している。

来館者アンケート（ビジターセンター及びフィールドセンター）

| アンケート項目       | 平成 26 年度 |     |     | 平成 27 年度 |     |     |
|---------------|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
|               |          | VC  | FC  |          | VC  | FC  |
| 職員の対応         | 5（良い）    | 76% | 71% | 5（良い）    | 76% | 76% |
|               | 4        | 15% | 17% | 4        | 12% | 14% |
|               | 3        | 5%  | 9%  | 3        | 7%  | 6%  |
|               | 2        | 0%  | 0%  | 2        | 1%  | 0%  |
|               | 1（悪い）    | 3%  | 0%  | 1（悪い）    | 1%  | 2%  |
|               |          | VC  | FC  |          | VC  | FC  |
| 管内の過ごしやすさ（清掃） | 5（きれい）   | 91% | 77% | 5（きれい）   | 79% | 68% |
|               | 4        | 7%  | 16% | 4        | 15% | 19% |
|               | 3        | 0%  | 5%  | 3        | 3%  | 9%  |
|               | 2        | 1%  | 0%  | 2        | 1%  | 2%  |
|               | 1（汚い）    | 0%  | 0%  | 1（汚い）    | 1%  | 1%  |
|               |          | VC  | FC  |          | VC  | FC  |
| 必要な情報入手・目的の達成 | 5（できた）   | 62% | 54% | 5（できた）   | 68% | 65% |
|               | 4        | 21% | 22% | 4        | 16% | 18% |
|               | 3        | 10% | 17% | 3        | 11% | 10% |
|               | 2        | 2%  | 1%  | 2        | 3%  | 2%  |
|               | 1（できない）  | 3%  | 4%  | 1（できない）  | 0%  | 1%  |

※VC：那須高原ビジターセンター FC：那須平成の森フィールドセンター

## (2) 自然教育プログラム参加者アンケート

平成 25 年度から 27 年度は、個人利用者向け利用者負担プログラムの参加者に対し、アンケートへの協力を依頼している。そのうち、プログラム内容に係る設問の回答集計結果は下表のとおりである。

| アンケート項目     | 平成 25 年度 |     | 平成 26 年度 |     | 平成 27 年度 |     |
|-------------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 時間設定        | 4(長い)    | 2%  | 4(長い)    | 2%  | 4(長い)    | 2%  |
|             | 3.5      | —   | 3.5      | 2%  | 3.5      | 1%  |
|             | 3        | 25% | 3        | 12% | 3        | 12% |
|             | 2.5      | 35% | 2.5      | 61% | 2.5      | 61% |
|             | 2        | 33% | 2        | 17% | 2        | 20% |
|             | 1.5      | —   | 1.5      | 1%  | 1.5      | 1%  |
|             | 1(短い)    | 4%  | 1(短い)    | 5%  | 1(短い)    | 3%  |
| 満足度         | 4(良い)    | 83% | 4(良い)    | 79% | 4(良い)    | 86% |
|             | 3.5      | 2%  | 3.5      | 11% | 3.5      | 7%  |
|             | 3        | 13% | 3        | 7%  | 3        | 5%  |
|             | 2.5      | 1%  | 2.5      | 3%  | 2.5      | 1%  |
|             | 2        | 1%  | 2        | 1%  | 2        | 0%  |
|             | 1.5      | 0%  | 1.5      | 0%  | 1.5      | 0%  |
|             | 1(悪い)    | 0%  | 1(悪い)    | 0%  | 1(悪い)    | 0%  |
| インタープリターの解説 | 4(良い)    | 90% | 4(良い)    | 88% | 4(良い)    | 89% |
|             | 3.5      | 2%  | 3.5      | 2%  | 3.5      | 6%  |
|             | 3        | 8%  | 3        | 10% | 3        | 3%  |
|             | 2.5      | 0%  | 2.5      | 0%  | 2.5      | 2%  |
|             | 2        | 0%  | 2        | 0%  | 2        | 0%  |
|             | 1.5      | 0%  | 1.5      | 0%  | 1.5      | 0%  |
|             | 1(悪い)    | 0%  | 1(悪い)    | 0%  | 1(悪い)    | 0%  |

## 5. 従来の実施方法等

### (1) 従来の実施方法

入札対象業務は全て民間事業者に委託していた。業務の実施方法等については下表参照。

| 別紙 1-1 及び 2-1 (平成 29～31 年度仕様書)<br>業務内容 | 平成 26 年度<br>業務内容       | 平成 27 年度<br>業務内容       | 平成 28 年度<br>業務内容       |
|----------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 1. 那須平成の森等維持<br>管理業務                   | 別紙 1 とほぼ同様             |                        |                        |
| 2. 那須平成の森等運営業務                         |                        |                        |                        |
| (1)自然教育プログラム                           | 別紙 1-1 とほぼ同<br>様       | 別紙 1-1 とほぼ同<br>様       | 別紙 1-1 とほぼ同<br>様       |
| (2)自然体験・自然環境<br>学習に関する人材育成<br>業務       | 別紙 1-1 とほぼ同<br>様       | 別紙 1-1 とほぼ同<br>様       | 別紙 1-1 とほぼ同<br>様       |
| (3)地元等との連携                             | 別紙 1-1 及び 2-1<br>とほぼ同様 | 別紙 1-1 及び 2-1<br>とほぼ同様 | 別紙 1-1 及び 2-1<br>とほぼ同様 |
| (4)広報・普及啓発等                            |                        |                        |                        |
| (5)プログラムの質の確<br>保及び次年度プログラ<br>ム提案      |                        |                        |                        |
| (6)本業務全体のマネジ<br>メント業務                  |                        |                        |                        |
| (7)その他                                 |                        |                        |                        |
| 3.共通する事項                               | 別紙 1-1 及び 2-1<br>とほぼ同様 | 別紙 1-1 及び 2-1<br>とほぼ同様 | 別紙 1-1 及び 2-1<br>とほぼ同様 |

### (2) 事業の目的を達成する観点から重視している事項

#### 1) 那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示

これら施設については、常設展示により基本的な情報は伝えられる状態とはなっているが、本業務により季節等に応じて随時作成される展示は、公園利用者に那須平成の森や日光国立公園に関する様々な情報を伝えるうえで非常に重要である。

#### 2) 自然教育プログラムの実施

那須平成の森においては、自然教育プログラムを中心に、わが国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが求められており、自然教育プログラムの実施は、まさにその根幹をなしている。

那須平成の森における自然ふれあい活動の目的を踏まえ、適切に行われることが重要である。

#### 3) 広報・普及啓発

那須平成の森の自然とのふれあいを、多くの国民に提供することは、那須平成の森の設置目



的の達成において非常に重要である。また、那須平成の森基金についても、その活性化は、那須平成の森における自然体験・自然学習や調査研究、自然環境の管理、人材育成の活動を推進するものであり、同じく重要である。

これらの重要な要素を達成するためには、那須平成の森等における展示やプログラムを充実させるだけでなく、広報・普及啓発等が効果的に行われる必要がある。

#### 4) 業務の質の維持向上

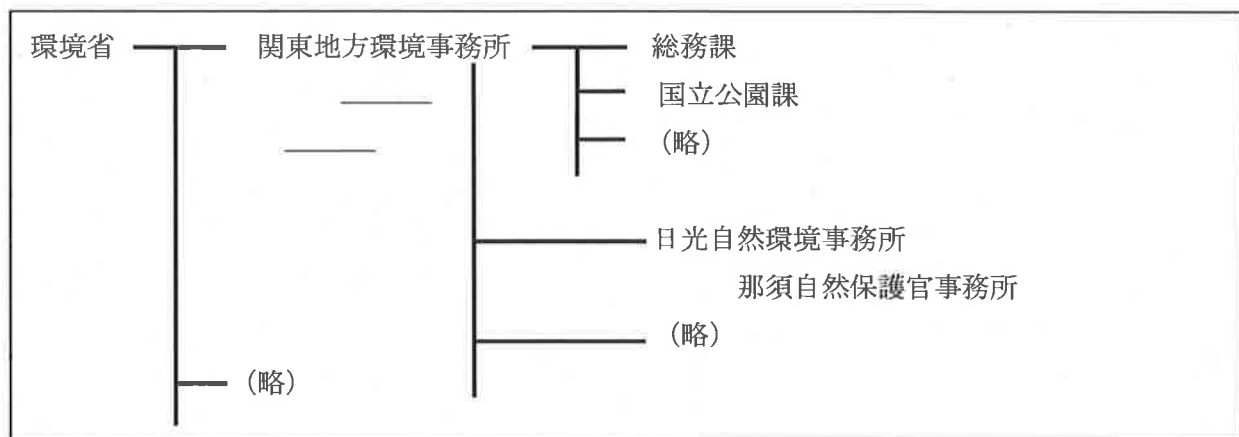
那須平成の森等の利用者に高い満足をしていただくためには、展示及び自然教育プログラムの企画実施をはじめとする本業務の質について、常に維持・向上を図ることが重要である。

#### <注記事項>

監督部署は下記の通りである。

契約・支払関係：関東地方環境事務所総務課

現場での指導監督：那須自然保護官事務所



【様式1】

那須平成の森運営管理業務（〇〇業務）  
に関する提案書

提案書作成責任者

（株）〇〇 △部×課 〇〇〇

電話番号、FAX番号、メールアドレス

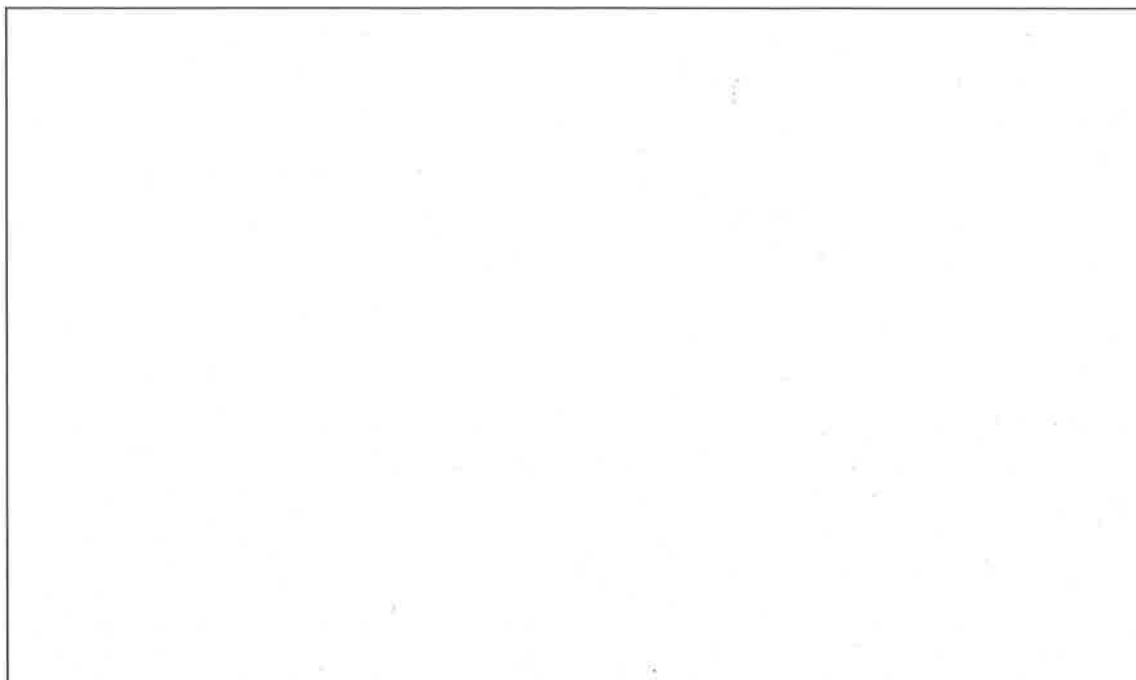
はじめに

本書は、那須平成の森運営管理業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本調査の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

なお、本書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

【様式 2 - 1】

## 業務に対する認識



(作成注)

仕様書を踏まえ、本業務を実施するための基本的な方針と業務実施計画を記載すること。

A 4 版 3 枚以内とする。

【様式2－2】

実施体制

|  |
|--|
|  |
|--|

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。なお、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア等を業務の補助にあたらせることは可能だが、業務の補助に必要な知識・技術等を有するボランティア等を安定的に確保する確実な計画を有しない限り、実施体制にボランティア等を組み込むことは不可とする。

また、少なくとも別紙1仕様書上、下記は必須であるので注意すること。

- ・ 消防法の規定に基づく防火管理者を各1名以上配置すること（仕様書 3.(2)2) ②)
- ・ 本業務に携わる者は消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。（仕様書 3.(5)2) ⑤)

A 4 版 2 枚以内とする。

本業務に従事する主たる担当者

|                          |            |                                                                           |  |
|--------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------|--|
| 氏名                       |            | 生年月日                                                                      |  |
| 所属・役職                    |            |                                                                           |  |
| 専門分野                     |            |                                                                           |  |
| 所有資格等                    |            |                                                                           |  |
| 経歴                       | 実務経験<br>年数 | 自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務<br>年<br>自然解説指導者（インタープリター）としての解説業務<br>年<br>合計 年 |  |
|                          | 職歴         |                                                                           |  |
|                          | 講師歴等       |                                                                           |  |
| 類似業務の実績                  |            |                                                                           |  |
| 業務名                      | 業務内容       | 履行期間                                                                      |  |
|                          |            | 年 月～ 年 月                                                                  |  |
| 主な手持ち業務の状況（平成 年 月 日現在 件） |            |                                                                           |  |
| 業務名                      | 業務内容       | 履行期間                                                                      |  |
|                          |            | 年 月～ 年 月                                                                  |  |

(作成注)

- ・実務経験年数については、重複している期間を除き合算すること。
- ・類似業務とは、自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務並びに野外における自然解説業務（単発の観察会等の開催は除く）を指す。
- ・手持ち業務の欄は契約金額が 300 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入すること。

主たる担当者以外であって本業務に従事する者

|           |                                                                            |        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 氏名        |                                                                            |        |
| 所属・役職     |                                                                            |        |
| 専門分野      |                                                                            |        |
| 実務経験年数    | 自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務<br>自然解説指導者（インタープリター）としての解説業務<br>合計            年 | 年<br>年 |
| 類似業務従事の実績 |                                                                            |        |
| 業務名       | 従事内容                                                                       | 履行期間   |
|           |                                                                            |        |

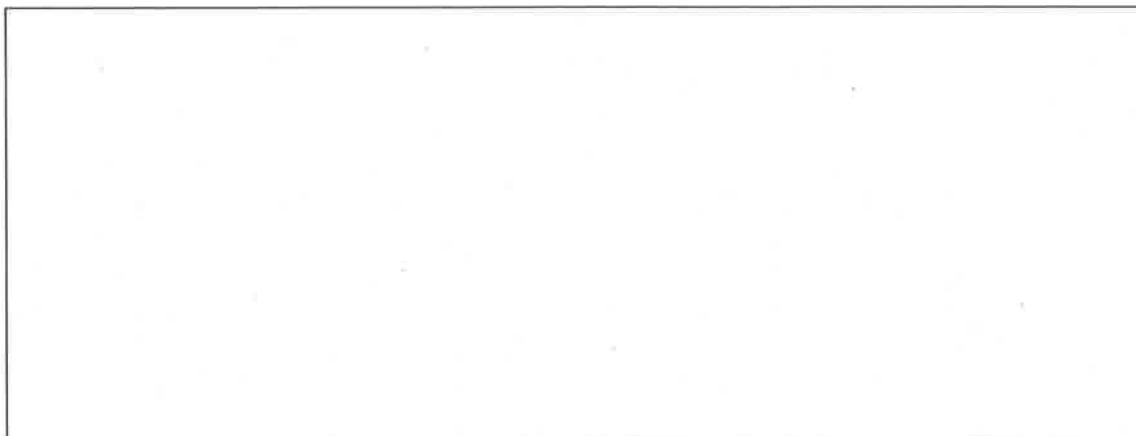
（作成注）

- ・従事者ごとに作成すること。
- ・実務経験年数については、重複している期間を除き合算すること。
- ・類似業務とは、自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務並びに野外における自然解説業務（単発の観察会等の開催は除く）を指す。



【様式2－3】

## 事故等への対応



(作成注)

事故等が予見される場合、あるいは発生した場合の対応決定プロセス及び緊急連絡体制を記載すること。

A4版1枚以内とする。

【様式 2 - 4】

那須平成の森フィールドセンターの展示に関する提案

展示企画に当たっての基本方針

|  |
|--|
|  |
|--|

展示企画の提案

|      |  |
|------|--|
| テーマ  |  |
| 開催時期 |  |
| 内容   |  |

(作成注)

展示企画を複数提案する場合は、企画ごとに作成すること。

基本方針については、A 4 版 1 枚以内とする。展示企画の提案については、1 企画あたり 1 枚以内とする。

【様式2－5】

自然教育プログラムに関する提案

自然教育プログラムに当たっての基本方針

|  |
|--|
|  |
|--|

自然教育プログラムの提案

|              |  |
|--------------|--|
| テーマ          |  |
| 開催時期／<br>頻度  |  |
| 参加料金<br>(想定) |  |
| 内容           |  |

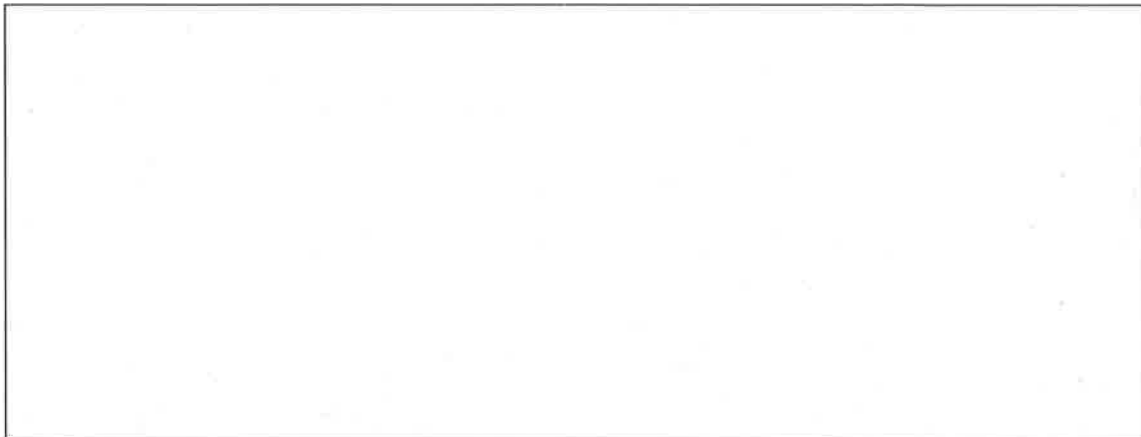
(作成注)

自然教育プログラムを複数提案する場合は、プログラムごとに作成すること。

基本方針については、A4版1枚以内とする。自然教育プログラムの提案については、1プログラムあたり1枚以内とする。

【様式 2－6】

広報・普及啓発に関する提案



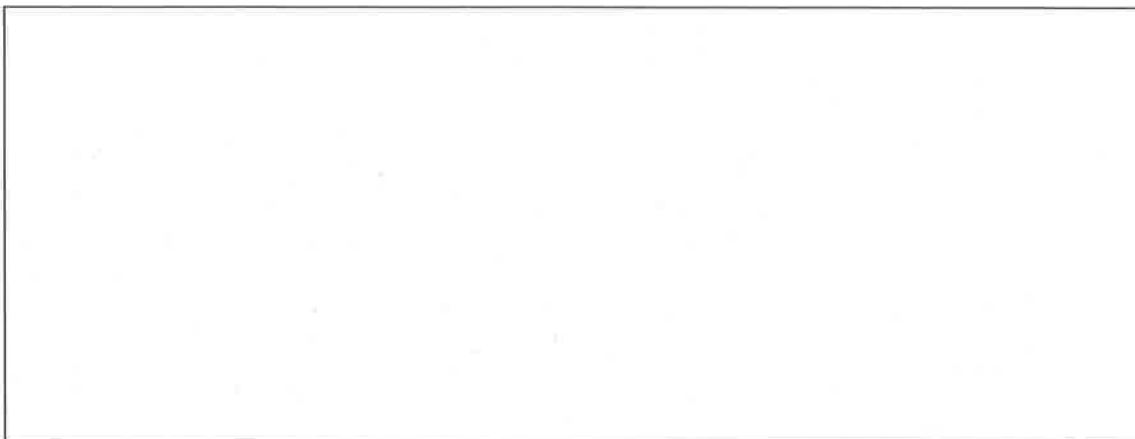
(作成注)

那須平成の森等に関する広報・普及啓発の方法について提案すること。

A 4 版 1 枚以内とする。

【様式 2 - 7】

業務の質の維持向上に関する提案



(作成注)

本業務の質の維持向上に関する提案があれば、その方法を提案すること。

A 4 版 2 枚以内とする。

【様式2－8】

組織の実績

|                  |  |  |  |
|------------------|--|--|--|
| 業務名              |  |  |  |
| 発注機関<br>(名称、所在地) |  |  |  |
| 受託者名             |  |  |  |
| 受託形態             |  |  |  |
| 履行期間             |  |  |  |
| 業務の概要            |  |  |  |
| 技術的特徴            |  |  |  |
| 主たる担当者の従<br>事の有無 |  |  |  |

(作成注)

- ・業務名は5件まで記載できるものとする。
- ・発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- ・業務の概要の欄には、調査業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- ・実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。



【様式 2 - 9】

組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| 事業者の経営における事業所（本社等）における環境マネジメントシステム認証取得の有無 | 有 ・ 無 |
| 環境マネジメントシステム認証を取得している場合、その名称              |       |
| (認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)                  |       |

(作成注)

事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。

【様式 2 - 10】

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

|                                                  |       |
|--------------------------------------------------|-------|
| 認定等の有無                                           | 有 ・ 無 |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定を取得している場合、その名称             |       |
| <p>(認定段階： )</p> <p>(計画期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日 )</p> |       |

(作成注)

1. えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が 300 人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
2. 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
3. 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

【様式2-11】

那須高原ビジターセンターの展示に関する提案

展示企画に当たっての基本方針

|  |
|--|
|  |
|--|

展示企画の提案

|      |  |
|------|--|
| テーマ  |  |
| 開催時期 |  |
| 内容   |  |

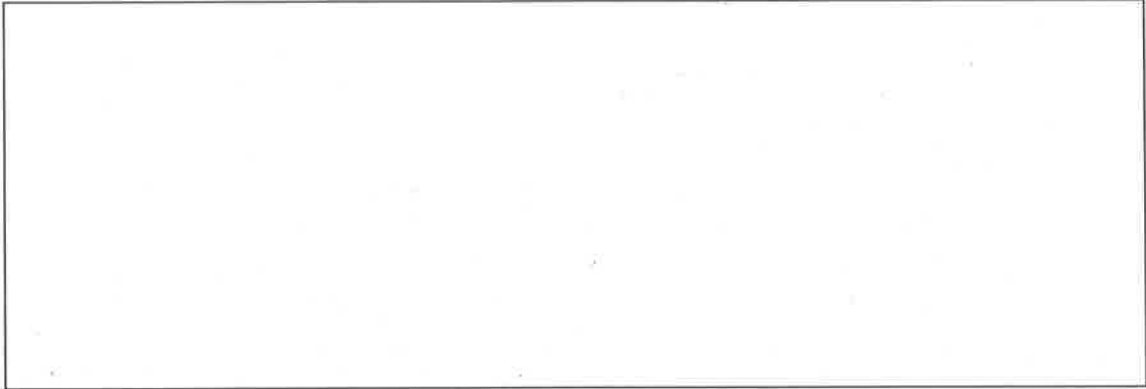
(作成注)

展示企画を複数提案する場合は、企画ごとに作成すること。

基本方針については、A4版1枚以内とする。展示企画の提案については、1企画あたり1枚以内とする。

【様式 2－12】

### 地域との連携に関する提案



(作成注)

管理運営上、地域と連携するにあたっての手法に関する提案があれば、その方法を提案すること。

A4 版 1 枚以内とする。